

三 原 市

一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画

平成 1 9 年 3 月
(改定 : 平成 2 8 年 4 月)

三 原 市

目 次

第1部 計画策定の趣旨	1
第1章 三原市一般廃棄物処理基本計画改定の目的	1
第2章 計画策定の背景	2
第3章 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	3
第4章 本計画の性格と役割	4
第5章 計画の構成	4
第6章 計画の期間	4
第2部 廃棄物処理に関する基礎資料の収集・整理	5
第1章 自然環境	5
第1節 位置と面積	5
第2節 地勢	5
第3節 気候	6
第2章 社会環境	7
第1節 人口・世帯数	7
第2節 産業	8
第3節 観光	11
第3章 生活環境	12
第1節 上水道	12
第2節 下水道	12
第4章 都市環境	13
第1節 土地利用状況	13
第2節 住宅	13
第5章 上位計画	14
第3部 ごみ処理の実態と分析	15
第1章 ごみ排出量の実績及び性状	15
第1節 ごみ排出量の実績	15
第2節 ごみの性状	17
第2章 ごみの減量・再生利用の実績	18
第1節 行政による減量・資源化	20
第2節 市民によるごみの減量・再資源化	22
第3節 中間処理	24
第4節 最終処分	24
第5節 ごみ減量・資源化のまとめ	25
第3章 ごみ処理システム	26
第1節 収集・処理・処分フロー	26
第2節 収集・運搬システム	27
第3節 中間処理システム	28
第4節 最終処分システム	30
第4章 ごみ処理行財政の実績	31
第1節 清掃行政の組織・人員構成	31
第2節 一般廃棄物処理に要する経費	32
第5章 新技術の動向	34
第6章 関係市町の動向	35
第7章 ごみ処理の評価	36
第1節 類似自治体との評価	36

第2節	目標達成状況の評価	38
第8章	ごみ処理に関する現状と課題	40
第1節	排出・減量に関する事項	40
第2節	収集・運搬に関する事項	40
第3節	再資源化に関する事項	40
第4節	中間処理に関する事項	41
第5節	最終処分に関する事項	41
第4部	ごみ処理基本計画	42
第1章	ごみ処理の目標	42
第1節	基本方針	42
第2節	ごみの排出量及び処理量の見込み	44
第2章	ごみ排出抑制・再資源化計画	55
第1節	ごみ排出抑制・再資源化の基本方針	55
第2節	市民及び事業者の行動目標	55
第3節	施策の体系	56
第4節	施策の具体的内容	57
第3章	分別収集計画	60
第1節	分別収集の目標	60
第2節	家庭系ごみの分別収集の施策	60
第3節	事業系ごみの分別と指導の強化	60
第4節	特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物	61
第4章	ごみ処理計画	62
第1節	ごみ処理主体	62
第2節	収集・運搬計画	63
第3節	中間処理計画	65
第4節	最終処分計画	68
第5章	その他の事項	70
第1節	施策推進のための体制づくり	70
第2節	事業者の協力	70
第3節	廃棄物再生事業者の協力	70
第4節	災害時の廃棄物処理に関する事項	70
第5節	不法投棄への対策	71
第6節	在宅医療廃棄物	71
第7節	不用品回収業者への指導	71
第6章	計画推進スケジュール	72
第1節	重点的に取り組む施策	72
第2節	施策スケジュール	72
第7章	計画推進体制の整備	73
第5部	生活排水の処理状況	74
第1章	地域の特性把握等	74
第1節	水環境、水質保全に関する状況等	74
第2節	水道水源の流域	74
第3節	自然公園の地域	74
第4節	湖沼水質保全法の指定地域等	74
第2章	生活排水処理の現状	75
第1節	生活排水処理施設の概要	75
第2節	生活排水処理形態別人口の推移	76
第3節	し尿等排出量の推移	77

第4節	生活排水処理形態の状況	78
第5節	し尿等の収集・運搬の概要	79
第6節	し尿等処理施設の状況	80
第7節	目標達成状況の評価	81
第8節	生活排水処理の課題	82
第6部	生活排水処理基本計画	83
第1章	生活排水処理の基本方針	83
第1節	生活排水処理に係る理念、目標	83
第2節	基本方針	83
第2章	目標年度	84
第3章	生活排水の処理主体	85
第4章	生活排水の処理計画	86
第1節	処理の目標	86
第2節	生活排水を処理する区域及び人口等	87
第5章	し尿・汚泥の処理計画	88
第1節	適正管理・再資源化計画	88
第2節	収集運搬計画	89
第3節	中間処理計画	90
第4節	最終処分計画	90
第6章	その他・普及啓発活動等	91
第1節	住民に対する広報・啓発活動	91
第2節	地域に関する諸計画との関係	91
第3節	水質保全のための施策	91

【参考資料】

第1部 計画策定の趣旨

第1章 三原市一般廃棄物処理基本計画改定の目的

三原市（以下「本市」という。）は、平成19年3月に策定した三原市一般廃棄物処理基本計画（以下「現行計画」という。）に基づき、市民・事業者の協力を得ながら、ごみの減量化や再資源化等の取組を一層推進してきた。特に、家庭系ごみの有料化に着手してごみ減量化に効果を発揮している。

しかしながら、全国的にもごみ量が減少を示すなか、本市では事業系ごみが減少しておらず、また比較的事业系ごみの発生量が多いという現状にある。さらに、排出されたごみを再資源化することについて計画していたが、再資源化量の拡大が未達成である等、ごみ処理について様々な課題がある。

以上のような状況から、本計画改定は、現行計画策定から約8年を経過した現時点において、ごみ排出量の実績や減量・再資源化の施策実施状況について評価して計画を再構築するものである。なお、現状の評価にあたっては、ごみ処理を取り巻く社会的な動向の分析を行い、本市のごみ処理実態を整理する。

したがって、本計画改定の目的は、以上のことに配慮して、これからのごみ減量化、再資源化に取り組むことにより、実現性が高く安定的で効率的な一般廃棄物処理を推進するための基本的方策を示すことである。

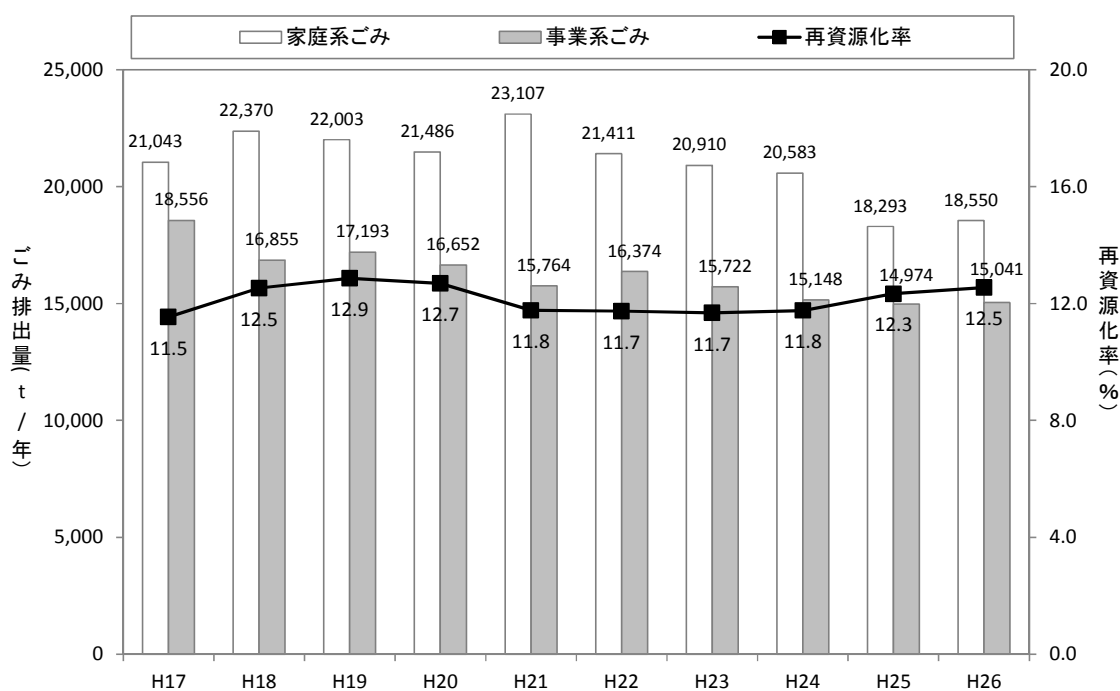


図1 本市のごみ排出量及び再資源化率の推移

第2章 計画策定の背景

現行計画の策定時には、「環境基本法」（平成5年）、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年）の法整備，これらに基づく「循環型社会形成推進基本計画」（平成15年）の策定等により，循環型社会における廃棄物・リサイクル対策の優先順位が定められた。

現在は，さらに環境と経済が好循環する持続可能な循環型社会を形成するために『廃棄物処理法に基づく基本方針の変更』（平成22年12月）や「第3次循環型社会形成推進計画（平成25年5月）」が策定され，廃棄物の量に加えて循環の質にも着目した循環型社会の形成や国際的取組の推進，災害廃棄物対策について以下の事項が示されている。

よって，本計画改定においては，これらの状況に配慮する必要がある。

質にも着目した循環型社会の形成

- ①リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築
- ②小型家電リサイクル法の着実な施行等使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進
- ③アスベスト，PCB等の有害物質の適正な管理・処理
- ④東日本大震災の反省点を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の策定
- ⑤エネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用
- ⑥低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化

国際的取組の推進

- ①アジア3R推進フォーラム，我が国の廃棄物・リサイクル産業の海外展開支援等を通じた地球規模での循環型社会の形成
- ②有害廃棄物等の水際対策を強化するとともに，資源性が高いが途上国では適正処理が困難な循環資源の輸入及び環境汚染が生じないこと等を要件とした，国内利用に限界がある循環資源の輸出の円滑化

東日本大震災への対応

- ①災害廃棄物の着実な処理と再生利用
- ②放射性物質によって汚染された廃棄物の適正かつ安全な処理

第3章 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づいて、廃棄物に関して市町村が策定するマスタープランとして、以下に示すような法体系の中に位置づけられている。

一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、本市の最上位計画である『三原市長期総合計画』により位置づけられる。

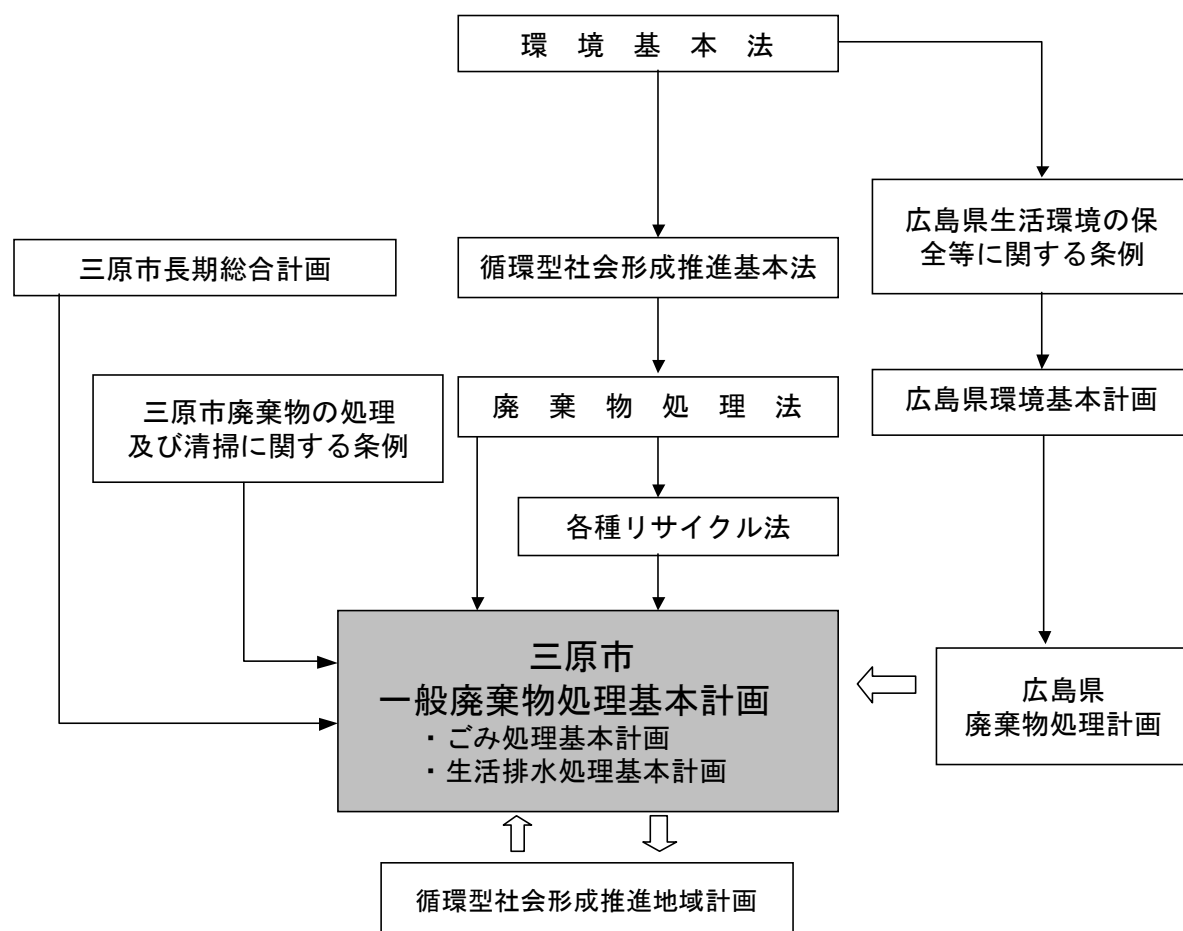


図1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

第4章 本計画の性格と役割

本計画は、本市が一般廃棄物を適正に処理するために推進すべき施策・事業の基本方針を示し、今後の廃棄物行政執行のための目安を設定するものである。

したがって、今後、本計画をよりどころとしつつ、市民・事業者・行政が一体となって具体的行動計画を検討・策定し、実効あるごみ減量・再資源化・適正処理等の施策を実行していくとともに、資源循環型のごみ処理システムを確立させていくものとする。

また、生活排水処理を計画的に行うため、計画目標年次における生活排水処理の方法と処理人口、及び生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本的事項を定める。

第5章 計画の構成

本計画は、「廃棄物処理に関連した現状の把握と分析(実態把握)」及び「廃棄物の減量や適正処理のための各論(処理計画)」で構成する。

各論では、廃棄物排出量の推計に基づき今後の本市の廃棄物行政が目指すべき姿について目安を示し、これを達成するため必要となる施策・事業について、各処理計画の段階ごとに基本方針を示す。

さらに、計画推進スケジュールでは、本計画を具体化していくためのタイムスケジュール、推進体制を明らかにする。

第6章 計画の期間

本計画では、平成19年度を初年度とし、平成33年度を目標年度とする15か年計画とした。本計画改定にあたっては、これまでのごみ処理実績や施策実施状況、社会情勢を踏まえた目標達成状況の評価を行い、平成33年度の目標年度までの方針を定める。

表1 計画の期間について

計画の期間	初年度	本計画改定	目標年度
現行計画	平成19年度	—	平成33年度
本計画改定		平成27年度の現状を踏まえて改定	

第2部 廃棄物処理に関する基礎資料の 収集・整理

第1章 自然環境

第1節 位置と面積

本市の位置を図1に示す。

本市は、広島県の中央東部に位置し、東西約29km、南北約31kmの広がりを持ち、面積は、471km²で、広島県の5.6%を占めている。

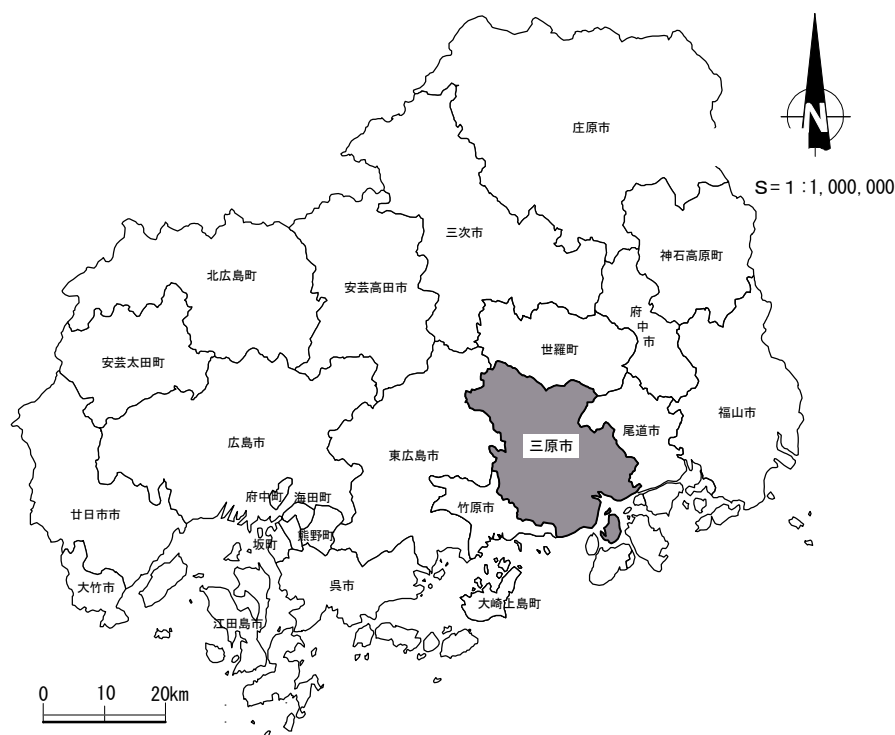


図1 本市の位置

第2節 地勢

本市の地形は、南部の沼田川流域の平野に加え、瀬戸内海と山地に挟まれた帯状の平野が広がり、北部には、世羅台地の一部をなす丘陵状の平地が広がっている。また、南部から北部にかけては、瀬戸内海と山地・丘陵が織りなす自然の多様性を有している。

本地域には、瀬戸内海国立公園、佛通寺御調八幡宮県立自然公園や竹林寺用倉山県立自然公園、国指定の天然記念物の久井の岩海等の景勝地、白竜湖等の湖沼・河川や丘陵等がある。

第3節 気候

本市の気候は、温暖・多照寡雨といった瀬戸内式気候区に属し、年平均気温は南部で15～16度、北部で12～13度、年間降雨量は南部で約1,200mm、北部で約1,300mmとなっており、特に南部は、県内でも温暖で少雨な地域である。

第2章 社会環境

第1節 人口・世帯数

本市の人口及び世帯数の推移を表1、図1に示す。

人口は過去10年間で約6%減少し、平成26年度で98,290人となっている。世帯数は、過去10年間に於いて横ばい傾向である。

表1 本市の人口推移

項目	[年度]	H17	H18	H19	H20	H21
	[日付]	H18.3.31	H19.3.31	H20.3.31	H21.3.31	H22.3.31
行政区域内人口	[人]	105,116	104,937	104,253	103,623	102,606
世帯数	[世帯]	42,858	43,460	43,663	43,806	43,744

項目	[年度]	H22	H23	H24	H25	H26
	[日付]	H23.3.31	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	H27.3.31
行政区域内人口	[人]	101,745	100,764	99,673	98,917	98,290
世帯数	[世帯]	43,721	43,661	43,557	43,732	43,877

1. 住民基本台帳（3月31日付、外国人人口含む）

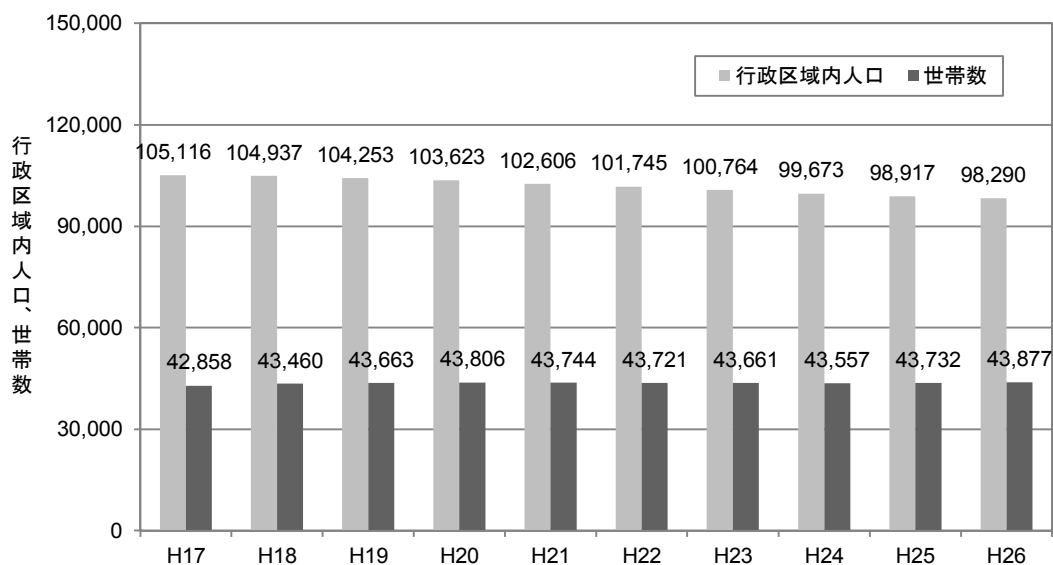


図1 本市の人口推移

第2節 産業

(1) 就業者数

本市における産業別就業者数の推移を表2に示す。

産業別就業者数の推移をみると、全就業者数は減少しており、平成22年には45,923人となっている。産業別にみると、鉱業、建設業、製造業、商業は減少を続けており、農林漁業は平成17年から平成22年にかけて大きく減少している。

表2 産業別就業者数の推移

(単位：人)

項目	平成12年	平成17年	平成22年
農林漁業	4,165	4,232	2,464
鉱業	31	20	8
建設業	5,291	4,515	3,165
製造業	12,017	11,917	10,185
商業	10,548	10,024	8,554
サービス業	14,009	14,614	13,171
その他	5,652	5,125	8,376
合計	51,713	50,447	45,923

1. 国勢調査

(2) 農業

本市における農業の経営耕地面積を表3、農家戸数を表4に示す。

本市の農業形態は、水田農業を中心とした中北部地区と柑橘及び畑作等を中心とした沿岸島しょ地区に大別され、それぞれの立地条件に応じた農業経営が行われている。

本市の耕地面積は3,332.6haで、1戸あたりの経営耕地面積は117.0aとなっている。

表3 経営耕地面積

(単位：ha)

区分	経営耕地 面積	田	畑			一戸あたり経営耕地面積(a)		
			植園地	普通 畑等	計	田	畑	計
平成12年	4,114.1	3,544.0	240.5	329.6	570.1	64.5	10.4	74.9
平成22年	3,332.6	2,938.2	214.6	210.0	424.6	114.0	17.0	117.0

1. 農業センサス

表 4 農家戸数

(単位：戸，人)

区 分	総農家数	専業農 家数	第 1 種 兼業農家	第 2 種 兼業農家	総農家 人口	農業就業人口		
						計	男	女
平成 12 年	5,495	890	328	3,055	20,707	6,201	2,654	3,547
平成 22 年	4,196	835	245	1,680	不明	3,613	1,839	1,774

1. 農業センサス

(3) 林業

本市における所有形態別森林面積を表 5 に示す。

本市の林野面積は，31,332ha で，市全体の 65.8%を占める。

表 5 所有形態別森林面積

(単位：ha,%)

区 分	総数	国有林	公有林				私有林
			総数	県有林	市有林	財産区	
森林面積	31,332	3,694	1,891	145	416	1,329	25,747
構 成 比	100	11.8	6	—	—	—	82.2

1. 広島県「林務関係行政資料 平成 27 年度版」 2. 平成 27 年 4 月 1 日現在

(4) 水産業

本市における漁業種類別経営体数を表 6 に示す。

本市の水産業は，瀬戸内海の豊富な漁業資源に加え，広大な砂州や藻場・干潟等に恵まれた漁業環境に支えられ，沿岸漁船漁業を中心に操業されている。

表 6 主とする漁業種類別経営体数

(単位：経営体数)

区 分	小型底 びき網	刺網	釣 はえ縄	船びき 網	採貝	養殖	その他	合 計
平成 15 年	6	19	45	1		0	16	87
平成 25 年	1	14	26	0	0	2	12	55

1. 漁業センサス

(5) 工業

本市における工業の従業員規模別事業所・従業員数及び製造品出荷額を表 7、事業所・従業員数及び製造品出荷額の推移を表 8 に示す。

本市の工業は、繊維工業や窯業の進出を契機に工業都市として発達し、その後、機械工業や造船業等の工場の立地があり、昭和 39 年の備後工業整備特別地域の指定により、工業化が進んできた。

表 7 従業員規模別事業所・従業員数及び製造品出荷額

(単位：事業所数, 人, 千万円)

区 分	4~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上	計
事 業 所	153	24	11	12	8	208
従 業 者 数	1,953	934	823	2,132	3,775	9,617
製造品出荷額	2,798	2,573	2,275	7,251	22,866	37,763

1. 工業統計調査 2. 平成 25 年

表 8 事業所・従業員数及び製造品出荷額の推移

(単位：事業所数, 人, 千万円)

区 分	事業所	従業員数	製造品出荷額
平成 21 年	219	10,097	51,756
平成 22 年	205	10,426	49,954
平成 23 年	217	9,285	37,383
平成 24 年	212	9,812	38,079
平成 25 年	208	9,617	37,763

1. 工業統計調査

(6) 商業

本市における商業の現状，従業者数規模別商店数（小売業）を表9，表10に示す。

本市の商業は，小売業や卸売業の景気の低迷が続く中で，地域間競争が激しくなり，店舗数や商品販売額は減少している。

特に，小売業では，大規模小売店の進出により業態間の競争が激化するとともに，幹線道路網の整備に伴い，購買力の市外への流出が続いている。

表9 商業の現状

区 分	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年
商店数(店)	1,717	1,487	1,399	1,244
従業者数(人)	10,121	9,780	8,723	8,115
年間販売額(百万円)	294,683	218,715	205,475	203,914

1. 商業統計調査

表10 従業者数規模別商店数（小売業）

(単位：店)

区 分	平成14年	平成16年	平成19年
1人～2人	565	511	454
3人～4人	271	275	223
5人～9人	217	192	184
10人～19人	99	103	101
20人以上	55	55	49
計	1,207	1,136	1,011

1. 商業統計調査

第3節 観光

本市の観光客数等の推移を表11に示す。

本市の観光施設は，市中心部や佛通寺地区，御調八幡宮地区，広島空港周辺地区，宇根山地区，白竜湖周辺地区に集積しており，総観光客数は，平成25年まで増加していたが，平成26年より減少に転じている。

表11 観光客数等の推移

(単位：人)

区 分	市内観光客 (市民)	市外観光客 (県内)	県外観光客	総観光客数
平成22年	1,087,396	969,899	140,030	2,197,325
平成23年	1,161,637	979,336	219,987	2,360,960
平成24年	1,670,063	1,179,483	274,366	3,123,912
平成25年	1,710,831	1,317,680	352,463	3,380,974
平成26年	1,508,366	1,278,065	436,370	3,222,801

1. 市資料

第3章 生活環境

第1節 上水道

本市における上水道普及率を表1に示す。

本市の水道は、昭和8年に給水開始して以来、拡張事業を実施し、水道普及率は88.9%となっている。公営企業としての水道事業（三原・本郷地域）の水道普及率は98.4%に達している。

簡易水道である久井・大和地域は、水道普及率がそれぞれ6.6%、17.5%と低い状況である。

表1 上水道普及状況

区分	地域別人口(人)①	給水人口(人)②	普及率(%)②/①
三原地域	76,263	75,184	98.6
本郷地域	11,185	10,826	96.8
久井地域	4,672	310	6.6
大和地域	6,170	1,079	17.5
計	98,290	87,399	88.9

1. 市資料 2. 平成27年3月31日現在

第2節 下水道

本市における公共下水道計画概要を表2に示す。

本市の下水道整備状況は、県全体と比較して整備水準が低いため、公共下水道の整備のほかに小型浄化槽の設置を促進するなど、地域の実情に応じた適切な施設整備により、普及率の向上を図ることが必要である。

表2 公共下水道計画概要

区分	種別	計画数値
計画処理区域 (ha)	用途指定地域	1,420.5
	用途未指定地域	539.8
	開発計画	798.4
	計	2,758.7
下水道排除方式		分流式
計画処理人口(人)		65,560
1日最大計画汚水量 (m ³ /日)	家庭	30,170
	工場	6,000
	その他	5,950
	計	42,120

1. 市資料

第4章 都市環境

第1節 土地利用状況

本市の土地利用状況を地目別土地面積で見ると表1に示すとおりである。

表1 地目別土地面積

(単位：m²)

年次	田	畑	宅地	山林	原野	雑種他	その他
平成23年度	45,151,480	15,630,177	18,291,472	161,604,001	4,635,556	8,361,762	217,315,552
平成24年度	45,009,946	15,571,324	18,387,861	161,737,069	4,662,377	8,408,396	217,213,027
平成25年度	44,911,826	15,511,422	18,461,771	162,089,320	4,703,726	8,454,587	216,857,348
平成26年度	44,861,670	15,447,371	18,615,942	162,049,221	4,731,923	8,547,065	216,736,808
平成27年度	44,753,656	15,367,912	18,696,482	161,845,048	4,746,850	8,742,381	216,837,671

1. 市資料

第2節 住宅

本市における所有関係別住宅の推移を表2に示す。

表2 住宅状況の推移

(単位：戸，%)

	区分	持家	借家				合計
			公共	民間	給与	計	
平成20年	戸数	24,730	2,920	6,850	890	10,660	35,390
	構成比	69.9	8.3	19.4	2.5	30.1	100
平成25年	戸数	28,440	1,520	6,980	610	9,110	37,550
	構成比	75.7	4	18.6	1.6	24.3	100

1. 住宅・土地統計調査

第5章 上位計画

本市では、平成27年3月に「三原市長期総合計画」を策定している。三原市長期総合計画の概要を表1に示す。

表1 三原市長期総合計画の概要

[計画名称]	三原市長期総合計画
[策定年]	平成27年3月
[施策の体系]	
[将来像]	行きたい 住みたい つながりたい 世界へはばたく 瀬戸内元気都市みはら
[基本目標]	1. 新しい三原をつくる協働のまち 2. 地域の文化と多様な人材を育むまち 3. 多様な産業と多彩な交流による活力あるまち 4. 健やかに暮らせる人に優しいまち 5. 安心して快適・安全に住み続けられるまち
[計画の実現に向けて]	効果的・効率的な行財政運営 透明性の高い行政運営と情報発信 地方分権型社会に対応した行政経営
[廃棄物処理に関する施策]	
「基本目標5 安心して快適・安全に住み続けられるまち」より抜粋	
○循環型社会形成の推進	
・ごみの減量化、再資源化促進のため、事業系ごみの減量化などを一層強化します。	
・古紙類の再資源化については、集団回収事業を中心とし、拠点回収事業など補完的の事業と一体的に推進し、市全体のごみの排出抑制と再資源化率の向上を図ります。	
・廃棄物処理施設の長寿命化・延命化を図り、適正・安全かつ安定的な処理体制を確保します。	
・達成度を測る指標（平成31年度）	
市民1日1人あたりのごみ排出量	1025.8g
再資源化率	25.5%
○汚水の適正処理	
・汚水処理計画に基づき、優先順位を定め、下水道計画区域内の整備促進を図ります。	
・市民に下水道事業の理解と接続を促すため、説明会を開催する等、下水道の普及啓発を図ります。	
・生活環境の改善と公共水域の水質保全を図るため、小型浄化槽の設置や補助を推進します。	
・各設備の計画的な補修等により長寿命化とライフサイクルコストの低減を図ります。	
・達成度を測る指標（平成31年度）	
汚水処理人口普及率（全体）	74.7%
農業集落排水施設の保全数	2か所

第3部 ごみ処理の実態と分析

第1章 ごみ排出量の実績及び性状

第1節 ごみ排出量の実績

本市から排出されるごみ量の推移を図1に示す。

家庭系ごみは平成21年度をピークに、平成25年度まで減少傾向となっている。平成25年度から平成26年度にかけては、横ばいとなっている。

事業系ごみは、過去10年間で減少してきているが、平成24年度以降から横ばいとなっている。

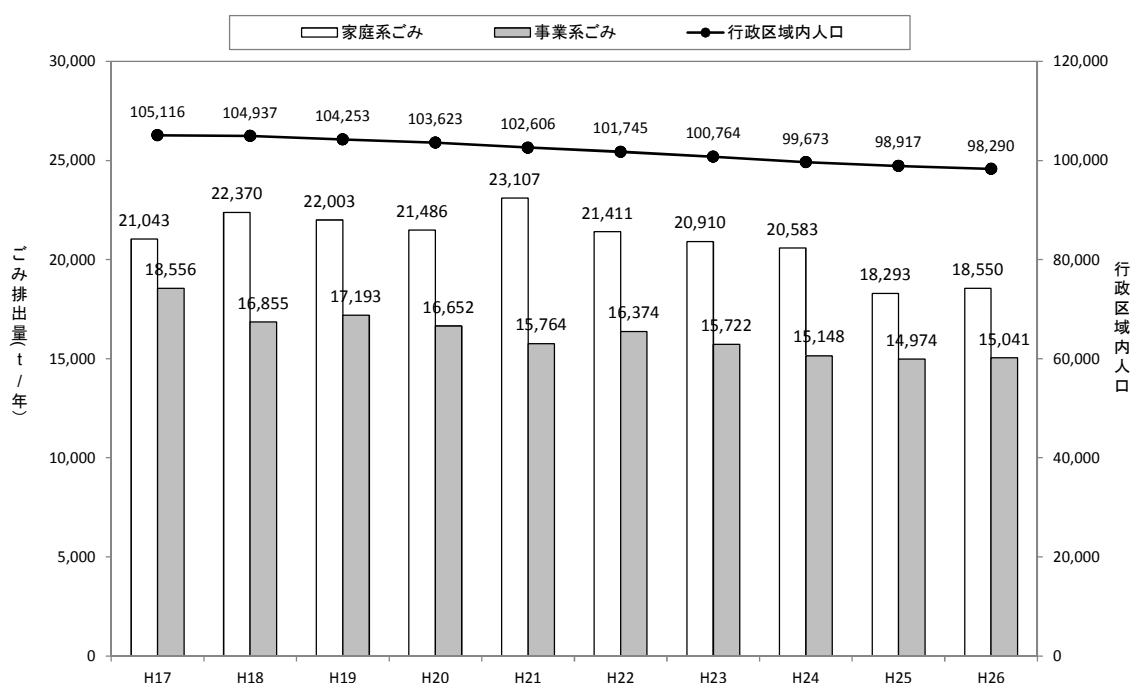


図1 ごみ排出量の推移

本市，広島県，全国の一人一日平均排出量のデータを表 1, 図 2 に示す。

総排出量の一人一日平均排出量は減少傾向にあるが，全国平均と広島県より多くなっている。

家庭系ごみの一人一日平均排出量は，平成 25 年度以降，全国と広島県よりも低く推移している。

表 1 一人一日平均排出量の推移

(単位：g/人/日)

年 度		H22	H23	H24	H25	H26
総排出量	三原市	1,018	996	982	921	936
	広島県	876	883	870	878	—
	全 国	918	921	907	902	—
家庭系ごみ	三原市	577 (56.7)	569 (57.1)	566 (57.6)	507 (55.0)	517 (55.2)
	広島県	558 (63.7)	564 (63.9)	554 (63.7)	557 (63.4)	—
	全 国	638 (69.6)	640 (69.5)	628 (69.3)	623 (69.0)	—

1. 総排出量，家庭系ごみは集団回収を除く。
2. 家庭系ごみの () は，総排出量に対する割合 (%) を示す。
3. 全国，広島県は一般廃棄物処理実態調査を参照した。

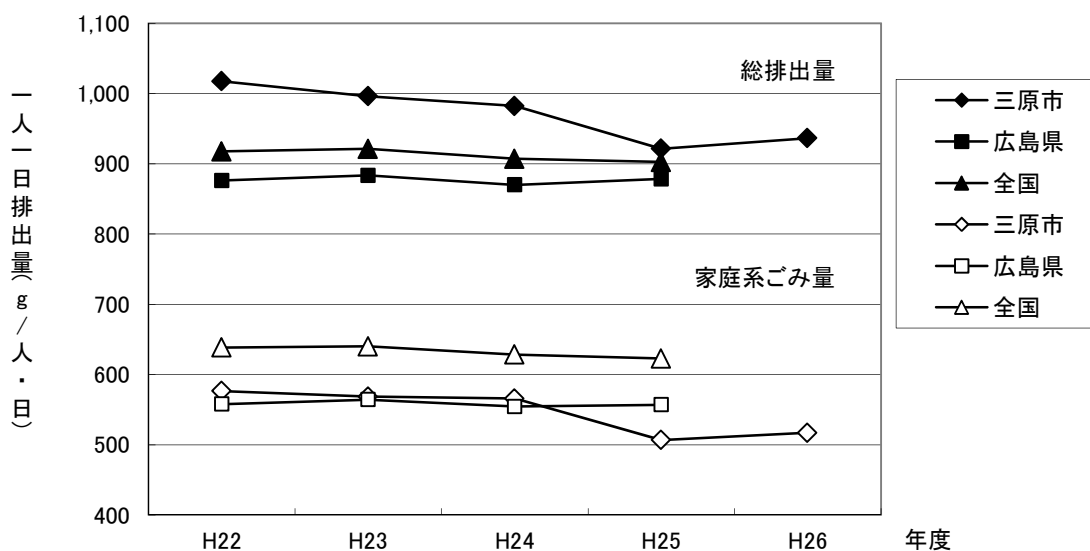


図 2 一人一日平均排出量の推移

第2節 ごみの性状

可燃ごみの性状は、表2、図3のとおりである。

中間処理段階の種類組成は、全国的な事例と比べて、紙・布類、木・竹・わら類が多く、ビニール合成樹脂・ゴム・皮革類、厨芥類、不燃物類、その他が少なくなっている。また、三成分は、全国的な事例と同様な値を示しており、低位発熱量は、全国的な事例と比べて低く推移している。

なお、排出段階の種類組成については、平成27年9月に調査を実施したところ、再資源化可能である紙類が約3割、分別収集しているプラスチック製容器包装が約1割を占めていた。

表2 可燃ごみ組成調査結果

項目		単位	H22	H23	H24	H25	H26	全国的な事例
種類組成	紙・布類	%	51.1	52.3	40.3	59.3	61.5	50.3
	ビニール合成樹脂・ゴム・皮革類	%	23.1	17.3	20.4	21.2	16.3	23.2
	木・竹・わら類	%	7.1	4.2	20.4	7.4	11.4	5.9
	厨芥類	%	14.7	19.2	13.7	9.9	8.5	12.3
	不燃物類	%	0.5	3.3	2.0	1.0	0.7	2.5
	その他	%	3.5	3.8	3.3	1.1	1.7	5.8
単位容積重量		kg/m ³	166.50	279.75	216.75	171.50	174.50	—
三成分	水分	%	57.1	50.7	41.6	48.2	47.3	48.0
	灰分	%	5.1	6.0	7.0	5.5	5.3	6.5
	可燃分	%	37.8	43.3	51.4	46.3	47.5	45.5
低位発熱量(実測)		kJ/kg	6,917.5	7,370.0	9,997.5	7,910.0	5,252.5	9,040

1. 全国的な事例：「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006改訂版」(p.33,表1.6.2-4)より

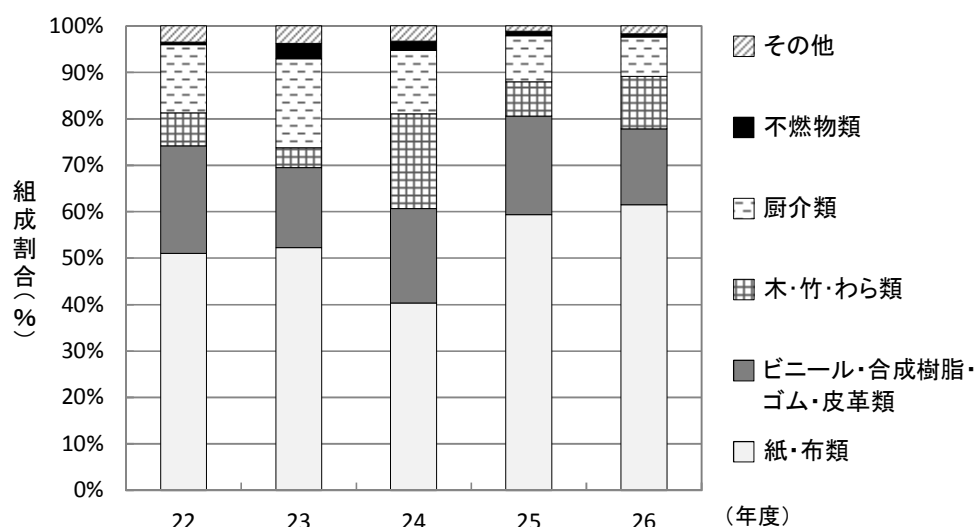


図3 可燃ごみ種類組成

第2章 ごみの減量・再生利用の実績

本市では、本計画にて設定したごみ減量、再資源化のための施策を実施することで、ごみの減量化・再資源化に努めている。各施策の実施状況を表1-1、1-2に示す。

表1-1 ごみ減量・再資源化の実績(1/2)

施策内容		実績状況	
PR・啓発事業・環境学習の充実	啓発事業の実施	出前講座	随時実施
		ごみ処理施設の見学会	随時実施
		キャンペーン、イベントの開催	生涯学習フェスティバルにて環境学習コーナーを設置
		広報活動	広報みはら、三原テレビ放送を通じて、ごみ分別や減量化について広報
		その他 環境教育活動	環境写真・絵画・ビデオコンテストを実施し、入選作品をかんきょうカレンダーに掲載 生活環境委員と連携し、分別指導と集団回収の利用啓発を実施
	情報の発信	排出抑制に関するマニュアルの配布	家庭ごみの分別ガイド、かんきょうカレンダーを配布
エコショップ、リサイクルショップの情報発信		未実施（エコショップ、リサイクルショップに関する情報収集中であり、情報発信するには店舗側との協力体制が必要）	
排出抑制関連事業の整備・支援	コスト分析に基づく適正な負担	ごみ処理費用の適正負担 ごみの処理手数料の検討	家庭系可燃ごみの有料指定袋制度を平成25年4月から導入 小袋 15L：12円 中袋 30L：24円 大袋 45L：36円
		集団回収事業の整備	古紙等資源集団回収事業奨励金 品目：新聞、雑誌、段ボール、アルミ缶、古布、雑がみ 金額：7円/kg 対象：町内会、子ども会、老人クラブ 古紙等保管庫設置等補助金 古紙等資源集団回収登録団体が古紙等を一時的に保管する保管庫の設置、修繕、改造した場合、補助対象経費の1/2を交付（上限10万円）
	排出抑制のための制度助成	生ごみ処理機器購入補助制度の整備	生ごみ減量対策協力者報償金 助成率：購入額の1/2 上限額：生ごみ処理容器 3,000円/台 電動式処理機 20,000円/機
		その他、排出抑制に関する取組助成制度を整備	市内4箇所に古紙回収ボックスを設置 対象：新聞、雑誌、段ボール、雑がみ
		三原市廃棄物減量等推進審議会の運用	廃棄物の減量等に関する事項について審議し、市長に答申している。
	事業所ごみに対する徹底指導	ごみの減量計画の策定を指導 年次報告書の提出を義務づけ 優良事業所の認定	未実施（市からの指導・義務付けではなく事業者の自主的な取組を推進してきた）

表 1-2 ごみ減量・再資源化の実績 (2/2)

施策内容		実績状況		
生産・消費・廃棄システムの改革	店頭回収システムの強化	店頭回収を推進 業界に対し、市民の協力を得るよう働きかけ	ホームページ・分別ガイド等に店頭回収について掲載	
		包装の簡素化を推進		レジ袋の廃止
	過剰包装の自粛、簡素化			
	製造業者や販売業者での取組を推進			
	ごみを出さない活動の推進	バザー、フリーマーケット等のリサイクル活動	他施策を優先して実施してきたため、現在は未実施	
		リサイクル推進店舗等の情報提供		
各種の活動を実施する場所提供				
その他事項	施策推進のため体制づくり	市民・事業者との協議の場を充実		
	事業者・廃棄物再生業者の協力	ごみ減量のための自主回収ルートの確立、ごみにならない容器の利用促進及び適正処理困難物等の処理施設整備の支援		
		資源化物の逆流通システムの確立の支援		
		適正な自家処理体制の構築の支援		

第1節 行政による減量・資源化

(1) 分別収集による資源化

分別収集による資源化を表2に示す。資源化の内訳は、ペットボトルが約4%、ガラス・びん類が約28%、鉄類が約19%、アルミ類が約5%、その他（使用済み乾電池、プラスチック容器、その他）が約43%であり、ガラス・金属類で4割を超えている（資源回収量には、不燃ごみ及び粗大ごみからの資源回収分も含む）。

表2 分別収集による資源化

項目	資源回収量 (t/年)	構成比 (%)	備考
ペットボトル	113	4.4	
ガラス・びん類	724	28.4	無色・茶色・その他
鉄類	484	19.0	スチール缶及び缶以外
アルミ類	136	5.3	アルミ缶及び缶以外
使用済み乾電池	10	0.4	
その他プラスチック製容器包装	814	32.0	
その他	265	10.5	
合計	2,546	100.0	

1. 平成26年度

(2) ストックヤード回収

本市では、清掃工場敷地内にストックヤードを設置し、平成24年度から家庭ごみの中から再利用可能な古紙や古着等を受け入れることで再資源化を進めている。ストックヤード回収品目を表3、ストックヤード回収実績を表4に示す。

表3 ストックヤード回収品目と排出方法

項目	排出方法	重さ
新聞、雑誌	ひもでしばる	片手で持てる量 (概ね10kg以内)
ダンボール	折りたたんで、ひもでしばる	
雑がみ	ひもでしばる、または紙袋に入れる	
古着類	ひもでしばるか、中身が見える袋に入れる	

1. 布団・毛布・カーテンは対象外
2. 汚れた紙やぬれた紙、香りのついた紙、感熱紙、ノーカーボン紙、合成紙、防水加工された紙、シュレッダーされた紙は搬入不可
3. 紙以外の素材(ビニールや金属類等)は搬入不可

表4 ストックヤード回収実績

(単位：t/年)

項目	H24	H25	H26
ストックヤード回収量	125	144	148

(3) 焼却等による減量

焼却等による減量の実績を表 5 に示す。三原市清掃工場の焼却処理実績は、平成 26 年度で 30,014 t であり、ごみ排出量の約 82%に相当する。焼却等による減量化の割合は、約 85.0%である。

表 5 焼却等による減量の実績

項 目		H22	H23	H24	H25	H26
ごみ総排出量(t)		39,970	38,591	37,593	35,089	35,329
焼 却 量(t)	B	33,972	32,802	32,070	29,960	30,014
焼 却 残 渣(t)		5,085	4,975	4,578	4,516	4,544
減 量 化 量(t)	A	28,887	27,827	27,617	25,444	25,470
減 量 率(%)	A/B	85.0	84.8	85.8	84.9	84.9

1. 焼却残渣は、三原市清掃工場から搬出されるもの。

(4) 中間処理施設における再資源化

中間処理施設における再資源化の実績を表 6 に示す。甲世衛生組合エコワイズセンターでのごみ固形燃料化(RDF)と三原広域市町村圏事務組合不燃物処理工場での不燃ごみ破碎選別後の再資源化は、ばらつきがあるものの、概ね横ばいである。

表 6 中間処理後の再資源化量実績

(単位：t/年)

項 目	H22	H23	H24	H25	H26
ごみ燃料化(RDF)	308	292	286	266	274
不燃ごみ処理後に資源化	2,507	2,549	2,434	2,361	2,546

第2節 市民によるごみの減量・再資源化

(1) 集団回収による資源化

集団回収の実績を表7に示す。

本市では、町内会や自治会や子ども会等 266 団体が、市に登録した資源回収業者と連携しながら資源回収を行っており、平成 26 年度に回収された資源物の量は、約 1,738 t で、ごみ排出量の約 5%に相当するごみがリサイクルされたことになる。

表7 集団回収の実績

(単位：t/年)

項目	H22	H23	H24	H25	H26
新聞	1,363	1,190	1,123	1,074	1,023
雑誌・雑がみ	526	455	418	388	367
ビールびん	1	0.04	0.03	0.07	0.018
アルミ缶	39	38	36	36	36
布類	47	45	49	53	49
段ボール	209	231	236	270	263
合計	2,185	1,959	1,862	1,822	1,738
実施団体数	250	251	248	253	266
実施述べ回数	482	502	506	512	598

1. ビールびんは平成 26 年 10 月まで回収を実施していた。
2. 雑がみは、平成 26 年 10 月から回収を開始している。

(2) 生ごみ処理機器による減量

本市では、市内の各世帯から排出される生ごみの減量化及び資源化を推進するために、電動式生ごみ処理機及び生ごみ処理容器の設置者に対して、補助金を交付している。表8に生ごみ処理機器の補助基数を示す。

表8 生ごみ処理機器の補助基数

(単位：基数)

項目	H22	H23	H24	H25	H26
生ごみ処理容器	85	87	142	131	80
電動式生ごみ処理機	101	50	83	84	80
合計	186	137	225	215	160

1. 登録販売店数：生ごみ処理器 22 店舗、電動式生ごみ処理機 71 店舗（平成 26 年度末現在）

(3) 民間業者による資源回収

民間業者による資源回収実績を表9に示す。

本市では、スーパーやデパート等の民間業者6社により独自に店頭回収が実施されている。民間業者による資源回収の対象は家庭系ごみである。家庭系ごみは、本市で処理するものであるため、本市の再資源化量として計上する。

民間業者による資源回収量は、平成26年度において1,213tとなった。

表9 民間業者による資源回収

(単位: kg)

古紙	牛乳パック	トレイ	ペットボトル	アルミ缶 スチール缶	合計
1,175,545.0	8,370.5	4,377.0	17,845.3	7,712.0	1,213,849.8

1.平成26年度

(4) 古紙回収ボックスによる資源回収

本市では、平成27年8月から市内4箇所に古紙回収ボックスを設置し、家庭系ごみを対象とした古紙類の回収を実施している。古紙回収ボックスの利用方法を表10、古紙回収ボックスによる回収量実績を表11に示す。

表10 古紙回収ボックスの利用方法

項目	概要
対象品目	新聞(チラシ・コピー用紙を含む) 雑誌 段ボール(1辺の長さが1m以内) 雑がみ
対称外	汚れた物,濡れた物,感熱紙,ノーカーボン紙,合成紙,牛乳パック等の防水加工された紙,タオルペーパー,シュレッダーされた紙
場所	三原市シルバー人材センター(宮沖五丁目) 本郷・久井・大和の各支所
開場日時	月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く) 8時30分~17時15分

表11 古紙回収ボックスによる資源回収

(単位: kg)

項目	H27					H28		合計
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
回収量	1,460	2,610	4,110	3,110	3,670	3,270	4,380	22,610

第3節 中間処理

処理内訳を表12と図1に示す。

処理内訳では、焼却処理が減少しているが、ごみ燃料化と破碎選別は横ばいである。

表12 処理内訳の実績

(単位：t/年)

		H22	H23	H24	H25	H26
可燃ごみ処理	焼却処理	33,972	32,802	32,195	29,945	30,014
	ごみ燃料化	579	566	560	520	549
不燃ごみ処理	破碎選別	4,440	4,319	4,557	4,590	4,204

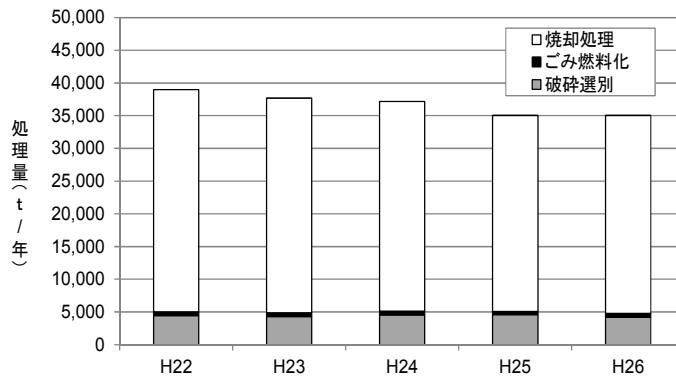


図1 処理内訳の実績

第4節 最終処分

最終処分の実績を表13と図2に示す。

最終処分量は、多くを占める焼却残渣が減少傾向にあるため、合計も減少している。なお、最終処分率は、横ばい傾向にある。

表13 最終処分の実績

(単位：t/年)

	H22	H23	H24	H25	H26
焼却残渣	5,085	4,975	4,578	4,516	4,544
ごみ燃料化後の残渣	4	4	4	4	2
不燃系ごみ処理後の残渣	529	498	542	547	482
最終処分量 合計	5,618	5,477	5,124	5,067	5,028
最終処分率	14.1%	14.2%	13.6%	14.4%	13.8%

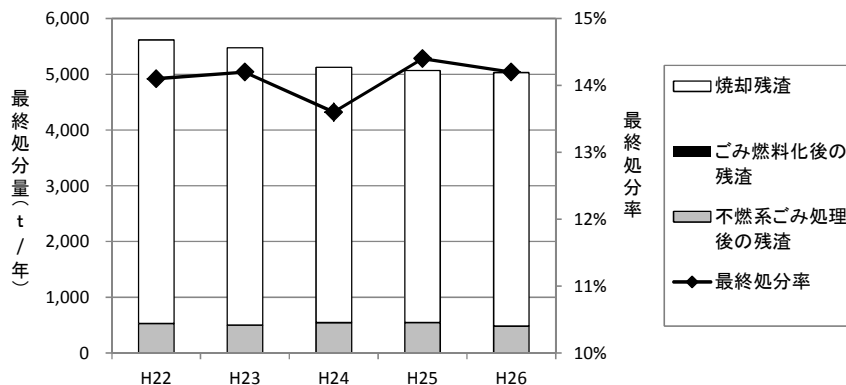


図2 最終処分の実績

第5節 ごみ減量・資源化のまとめ

本市のごみ減量・資源化の流れを図3に示す。

平成26年度の実績でみると、総排出量に対する資源化率は16.2%であり、さらに、減量化率は86.2%（資源化を含む）である。また、埋立率は13.8%である。本市におけるごみ減量・資源化の状況を広島県平均、全国平均と比較すると、表14のとおりである。

資源化率、減量化率、広島県平均、全国平均と比べて低い状況にある。埋立率は、広島県平均及び全国平均と比べて高い状況にある。

表14 ごみ減量・資源化のまとめ

項目	三原市 H26実績	広島平均 H25実績	全国平均 H25実績
再資源化量	5,919 t/年		
再資源化率	16.2%	22.1%	20.6%
減量化量	31,514 t/年		
減量化率	86.2%	87.5%	89.9%
埋立量	5,028 t/年		
埋立率	13.8%	12.5%	10.1%
ごみ発生量	36,542 t/年	—	—

1. 再資源化量、再資源化率はRDF含む数値

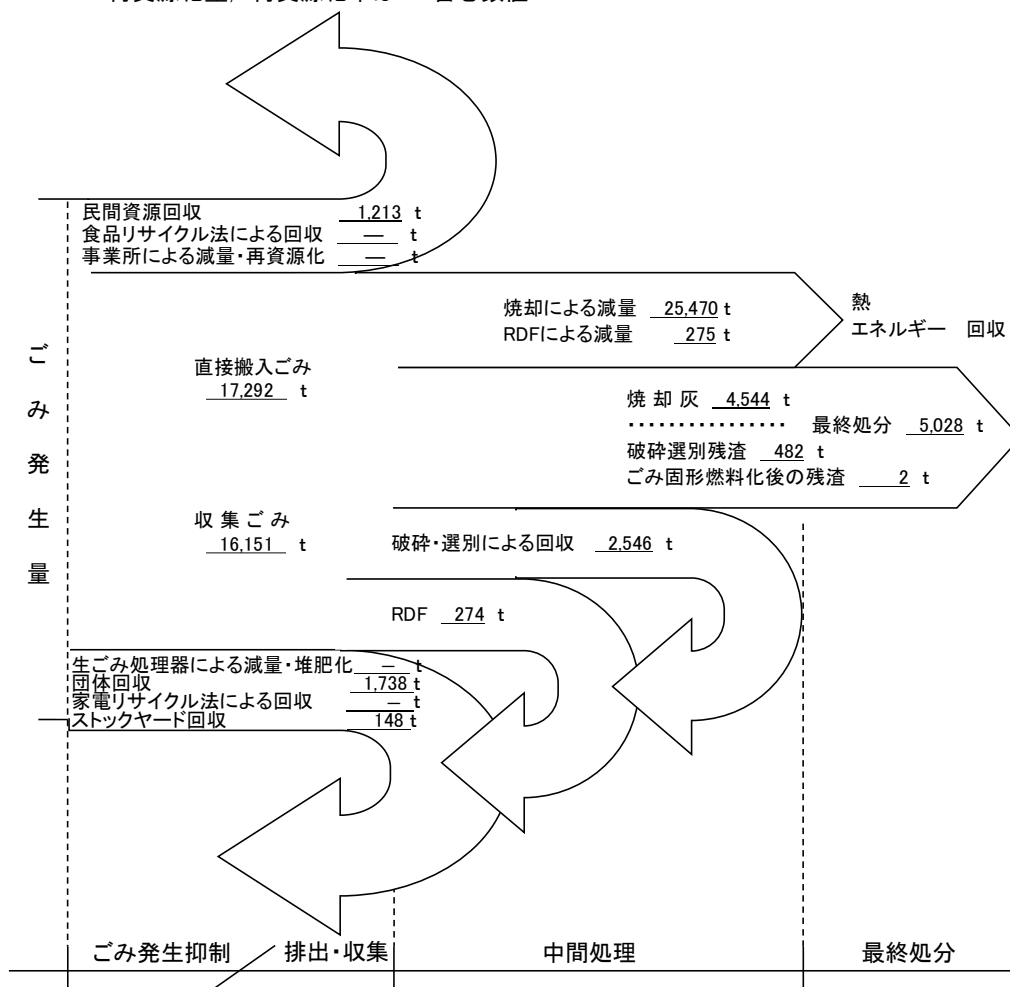


図3 減量化・再資源化の流れ（平成26年度）

第3章 ごみ処理システム

第1節 収集・処理・処分フロー

本市におけるごみ処理フローシートを図1に示す。

本市から排出されるごみは、収集・運搬を直営と委託で行い中間処理施設へ搬入している。中間処理では、焼却処理及び資源化・減量等の処理を行い、最終処分では、中間処理後の処理残渣を埋立処分している。

久井地域以外のもやすごみは、これまで三原市清掃工場と三原市本郷清掃工場で焼却処理を行ってきたが、三原市本郷清掃工場の老朽化により、1施設で広域処理することによる事業効率化を検討し、平成23年3月から三原市清掃工場のみで焼却処理している。

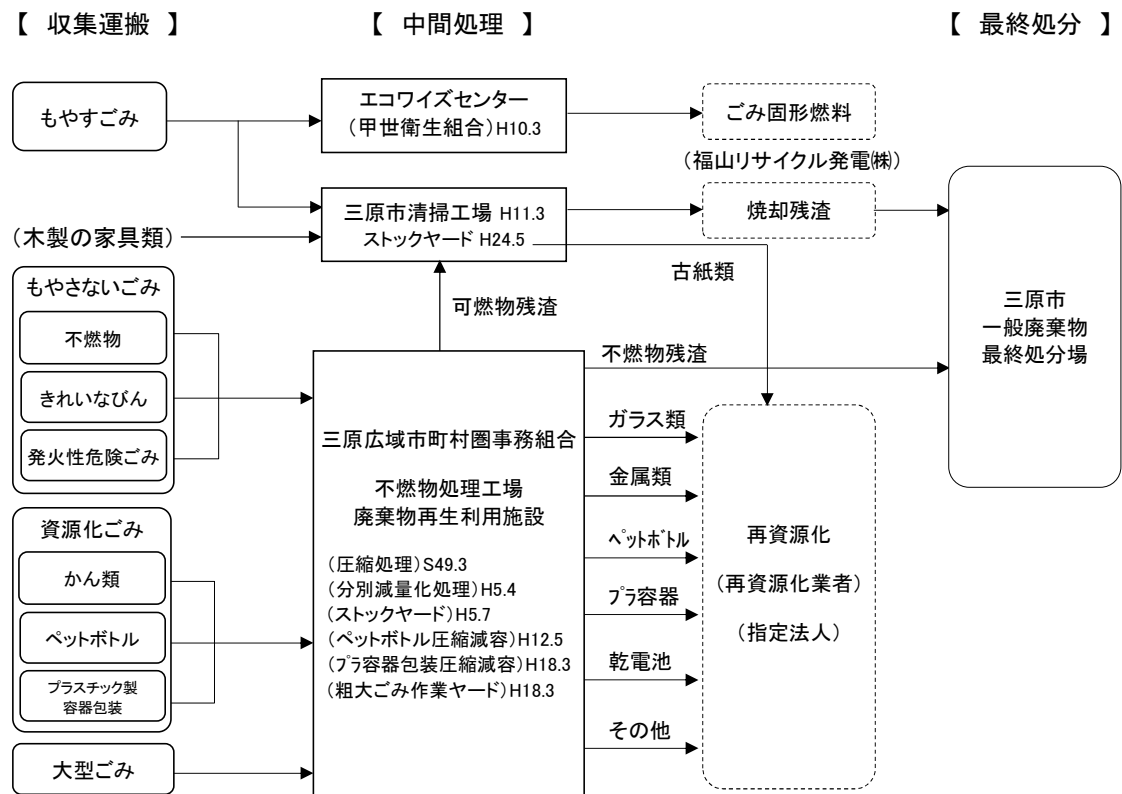


図1 ごみ処理フロー(平成26年度)

第2節 収集・運搬システム

表1に家庭系ごみの収集・運搬の概要、表2に事業系ごみの収集・運搬の方法を示す。

本市における家庭系ごみの収集・運搬は、「もやすごみ」「もやさないごみ」「資源化ごみ」「大型ごみ」のうち、もやさないごみと資源化ごみを細分化して、4種8分別収集を行っている。なお、もやすごみのうち、段ボールと新聞、雑誌、雑がみ、布類はストックヤード回収物として分別を推奨している。また、平成27年8月より、市内4箇所にも古紙回収ボックスを設置し、新聞、雑誌、段ボール、雑がみの回収を行っている。

なお、引越しや大掃除、庭の刈込等による一時多量ごみは、ごみステーションに搬出せず、各自処理施設へ持込みとしている。

また、事業活動によって発生した一般廃棄物は、事業者が処理施設に自己搬入するか、本市が許可した一般廃棄物収集・運搬許可業者に依頼することとしている。

表1 家庭系ごみの収集・運搬の概要

	もやすごみ	もやさないごみ	資源化ごみ	大型ごみ
分別区分(内容)	台所ごみ 紙くず 木くず ふとん、カーペット類 段ボール 新聞、雑誌、雑がみ 布類	陶器類	飲料用かん	自転車等
		ガラス類	ペットボトル	大型の家庭用 電気器具類
		その他プラスチック類		
		金属類 乾電池類 小型家電	プラスチック製 容器包装	家具類 (木製以外)
収集区域	全 域			
収集回数	週1~3回	月2回	月2~3回	週1回 (予約制)
収集形態	直営及び民間委託			
収集方式	ステーション方式			
収集・処理手数料	もやすごみ指定袋 もやすごみ処理券	無料		
排出容器	もやすごみ指定袋	透明もしくは半透明袋		—
収集対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・一時多量ごみ・引越しごみ ・事業ごみ(事業活動によって発生したごみ) ・スプリングの入った応接ソファ・マットレス類・マッサージ機 ・家電リサイクル4品目 ・パソコン ・処理できないごみ(農機具・浴槽・建設廃材・自動車部品・ピアノ・ビニール波板・灰・農業用ビニール・農薬等) ・在宅医療廃棄物 			

1. もやすごみ指定袋：45L/36円・30L/24円・15L/12円，もやすごみ処理券：1枚50円
2. もやすごみで指定袋に入りきらない物は、もやすごみ処理券を貼って出す
3. もやすごみの段ボール、新聞、雑誌、雑がみ、布類は、ストックヤード回収を実施している
4. 平成27年8月より、市内4箇所に古紙回収ボックスを設置し、新聞、雑誌、段ボール、雑がみの回収を行っている

表2 事業系ごみの収集・運搬の方法

ごみの区分	収集形態	収集対象	収集回数	収集方法
事業系一般廃棄物 一時多量の家庭ごみ等	許可	市内全域の 事業所等	随時	透明な袋に入れて 個別収集

第3節 中間処理システム

本市から排出されるごみは、基本的に全て中間処理施設で処理されている。施設の概要を表3～6に示す。

これらの施設のうち、「三原市清掃工場」は、市内から発生する可燃ごみ（久井地域を除く）と不燃ごみ及び粗大ごみから選別される可燃物を焼却処理している。本施設は焼却による余熱を利用して、給湯及び施設内の暖房を行っている。また、供用開始後、約16年経過している。

表3 三原市清掃工場の概要

施設名	三原市清掃工場
所在地	三原市八坂町227番地
敷地面積	80,600m ²
着工	平成8年7月
竣工	平成11年3月
焼却能力	128t/日（64t/17H×2基）
処理方式	准連続燃焼式
排ガス処理設備	乾式排ガス処理、バグフィルタ
飛灰処理設備	キレート、セメント処理

「三原市本郷清掃工場」は、本郷地域から発生する可燃ごみの焼却処理を行う施設であったが、平成23年5月に廃止している。

表4 三原市本郷清掃工場（廃止）の概要

施設名	三原市本郷清掃工場
所在地	三原市本郷町本郷543番地19
敷地面積	5,634m ²
供用開始	平成5年9月
焼却能力	26t/日（13t×2基）
処理方式	機械化バッチ式
排ガス処理設備	乾式排ガス処理、バグフィルタ
灰処理設備	キレート処理
廃止	平成23年5月12日

「甲世衛生組合エコワイズセンター」は、世羅町及び本市の久井地域，尾道市（旧御調町）から発生する可燃ごみを固形燃料化する施設である。本施設で製造される固形燃料は、福山リサイクル発電でリサイクルされている。本施設は供用開始後，約 17 年経過している。

表 5 エコワイズセンター（甲世衛生組合）の概要

施設名	甲世衛生組合エコワイズセンター
所在地	世羅郡世羅町大字川尻 7 8 4 番地 3 2
建築面積	936.71m ²
供用開始	平成10年3月
処理能力	16t/日（固形燃料製造量8t/日）
処理方式	ごみ固形燃料化システム
主要処理設備	破碎・乾燥・選別・石灰供給・成型・貯留
燃料供給先	福山リサイクル発電株式会社

「三原広域市町村圏事務組合不燃物処理工場」は、本市及び世羅町から発生する不燃ごみ，資源ごみ，粗大ごみの中間処理施設であり，不燃ごみ手選別設備，金属類圧縮設備，ペットボトル圧縮梱包設備，プラスチック製容器包装圧縮梱包設備，粗大ごみ作業ヤード及び資源物ヤードを整備している。本施設は中間処理後，焼却対象物を三原市清掃工場へ，埋立対象物を三原市一般廃棄物最終処分場へ，資源物をそれぞれの資源化ルートへ搬出している。

表 6 不燃物処理工場（三原広域市町村圏事務組合）の概要

施設名	三原広域市町村圏事務組合 不燃物処理工場	
所在地	三原市久井町坂井原1358番地82	
敷地面積	60,377m ²	
施設内容	処理能力	供用開始
圧縮処理	50 t / 日	昭和49年3月
再資源選別	30 t / 日	平成5年4月
ストックヤード	—	平成24年5月
P E T 保管施設	100kg/時	平成12年5月
プラスチック梱包施設	11 t / 5H	平成18年3月
粗大ごみ作業ヤード	—	平成18年3月

第4節 最終処分システム

三原市一般廃棄物最終処分場には、本市から排出されるごみのうち、三原市清掃工場の焼却残渣、不燃ごみと資源ごみ及び粗大ごみの処理残渣を埋立処分している。

また、三原市本郷一般廃棄物最終処分場には、三原市本郷清掃工場の焼却残渣を埋立処分していたが、平成23年7月に埋立終了し、平成27年12月に廃止している。

施設概要を表7～8に示す。

なお、三原市一般廃棄物最終処分場における当初計画の埋立期間は、平成10年～平成25年であるが埋立物の減量・減容化等により延命化されている。

表7 三原市一般廃棄物最終処分場の概要

施設の名称	三原市一般廃棄物最終処分場
埋立面積	22,000m ²
埋立容量	163,000m ³
埋立計画期間	平成10年4月～平成35年3月
遮水工	アスファルト吹き付け＋ゴムシート
浸出水処理	生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過＋滅菌
埋立実績	117,070.0m ³ （覆土を含む） （平成27年3月実績）
残余容量	45,930.0m ³

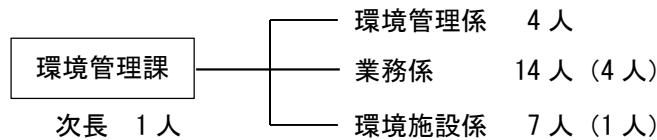
表8 三原市本郷一般廃棄物最終処分場（廃止）の概要

施設の名称	三原市本郷一般廃棄物最終処分場
埋立面積	8,508m ²
埋立容量	6,400m ³
埋立計画期間	平成元年9月～平成22年3月
遮水工	遮水シート
浸出水処理	生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過＋キレート ＋滅菌
埋立実績	6,400m ³ （覆土を含む） （平成27年3月実績）
残余容量	0m ³
埋立終了	平成23年7月29日
廃止	平成27年12月15日

第4章 ごみ処理行財政の実績

第1節 清掃行政の組織・人員構成

本市における清掃行政の執行体制を図1、事務分掌を表1に示す。



1. 環境管理係は、三原広域市町村圏事務組合不燃物処理工場への派遣職員1人を含む。
2. 業務係及び環境施設係の（ ）内は、再任用短時間の職員。

図1 清掃行政の執行機関(平成27年度現在)

表1 事務分掌の概要

環境管理係	業務係	環境施設係
<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画に関する事 ・予算・決算の総括に関する事 ・廃棄物減量等推進審議会、廃棄物減量等推進本部、廃棄物処理施設整備検討会議に関する事 ・三原広域市町村圏事務組合不燃物処理工場、甲世衛生組合に関する事 ・事務所の維持管理に関する事 ・一般廃棄物に係る排出抑制・再利用・再資源の促進に関する事 ・ごみ指定袋等の作成及び管理 ・ごみ排出支援措置 ・古紙等資源集団回収 ・資源集団回収組合 ・古紙等保管庫設置費等補助 ・生ごみ処理機等補助 ・生活環境委員の委嘱及び指導 ・離島自動車リサイクル輸送費補助 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・固形一般廃棄物処理計画（基本計画・実施計画）に関する事 ・固形一般廃棄物統計に関する事 ・一般廃棄物（直営・委託）収集運搬の総括に関する事 ・一般廃棄物処理業の許可及び指導に関する事 ・労働安全衛生に関する事 ・一般廃棄物の分別・排出指導に関する事 ・不法投棄物の処分に関する事 ・野外焼却に関する事 ・廃棄物集積所の管理に関する事 ・B型肝炎予防接種に関する事 ・寄畑残土埋立地に関する事 ・大型ごみ排出の連絡調整に関する事 ・廃棄物集積所設置費補助等に関する事 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・液状一般廃棄物処理計画（基本・実施計画）に関する事 ・し尿等の搬入・処理記録に関する事 ・可燃物の搬入・処理記録に関する事 ・予算の執行及び決算に関する事 ・液状一般廃棄物処理に係る諸手数料及び委託に関する事 ・清掃工場処理手数料に関する事 ・財産の記録並びに管理及び運用に関する事 ・清掃工場及び最終処分場の整備に関する事 ・清掃工場及び汚泥再生処理センターの作業計画に関する事 ・浄化場跡地整備、賀茂第2クリーンセンター解体撤去に関する事 ・液状一般廃棄物処理業並びに浄化槽清掃業の許可及び指導に関する事 ・生活環境審議会に関する事 <p style="text-align: right;">など</p>

1. 平成27年度現在

第2節 一般廃棄物処理に要する経費

本市のごみ処理経費(処理及び維持管理費)は、平成26年度において年間8.8億円程度を要している。ごみ処理に要する経費等を表2に示す。

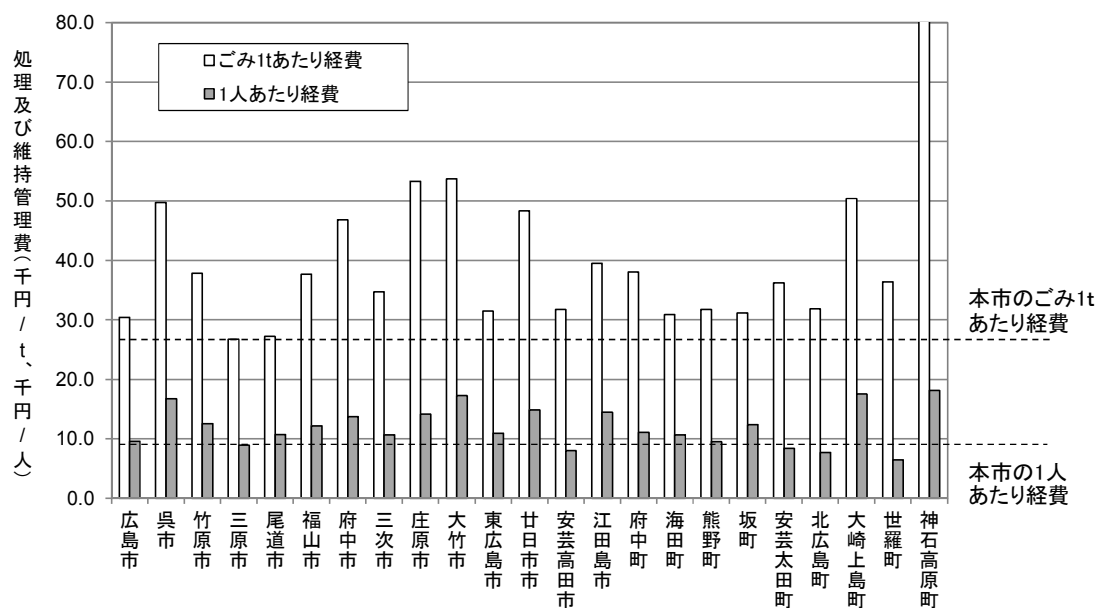
人口1人当たり処理経費は、年間8.9千円となっている。また、ごみ1t当たり処理経費は26.2千円となっており、ごみ袋当たり(1袋10キロ相当とすると)262円の費用となる。また、本市の経費(ごみ1t当たり経費、人口1人当たり経費)は、広島県及び全国の平均処理経費に比べ概ね3割安価となっている。

県内の処理及び維持管理費を図2に示す。本市のごみ1t当たり経費は、県内で最も安価となっている。

表2 ごみ処理に要する経費等

項 目		本市 (H26)	広島県 (H25)	全国 (H25)
普通会計決算額	百万円	46,640	1,289,948	—
ごみ処理経費	千円	879,525	35,673,022	1,715,609,612
ごみ処理経費の占める割合	%	2.2	2.8	—
ごみ総排出量	t	33,591	922,411	44,874,130
行政区域内人口	人	98,290	2,876,954	128,394,006
ごみ1t当たり経費	千円/t	26.2	38.7	38.2
一人当たり経費	千円/人	8.9	12.4	13.4

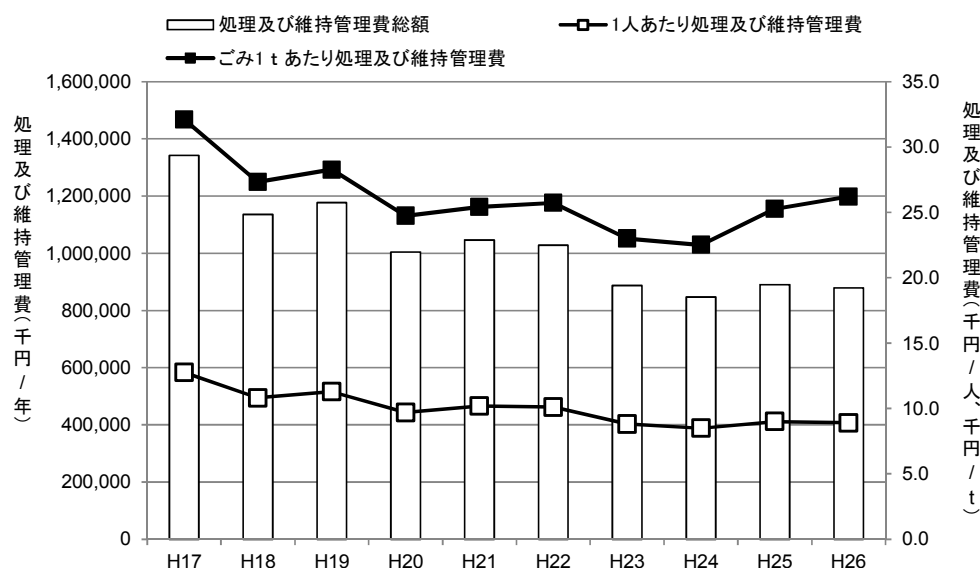
1. ごみ処理経費は、「処理及び維持管理費(組合負担金を含む)」である。
2. 廃棄物処理実態調査統計資料及び平成25年度一般廃棄物処理事業の概況(広島県)により算定。
3. ごみ総排出量は集団回収を除く。



1. 一般廃棄物処理実態調査

図2 県内の処理及び維持管理経費比較 (平成25年度)

なお、ごみ処理経費（処理及び維持管理費）の推移は、図3のとおりである。
過去10年間の推移を見ると、平成24年度までは減少しているが、平成25年度以降、横ばいである。



1. 市資料

図3 ごみ処理経費（処理及び維持管理経費）の推移

また、各処理施設に直接搬入した場合のごみ処理手数料は、表3のとおりである。家庭ごみを清掃工場、不燃物処理工場へ直接搬入する場合は無料としている。

表3 ごみ処理手数料

ごみ処理手数料の種類 (徴収の方法)	手数料額
清掃工場へ搬入する 事業系ごみ	(1) 100キログラムまで700円 (2) 100キログラムを超えると、700円に100キログラムまで増すごとに700円を加算した額 (手数料額には、消費税及び地方消費税を含む。)
甲世衛生組合 エコワイズセンターへ 直接搬入する場合	一般家庭 10kgにつき20円 事業系 10kgにつき70円 手数料額には、消費税及び地方消費税を含まない。
不燃物処理工場へ 搬入する事業系ごみ	1台1回につき 200kg以下 1,320円 200kg超500kg以下 2,630円 500kg超 2,630円に500kgごとに 2,630円を加算した額

第5章 新技術の動向

主なごみ処理技術の概要及び具体例を表1に示す。

近年のごみ処理技術の動向としては、廃棄物処理施設の整備状況や災害対策への意識の高まり等の社会環境の変化を踏まえ、広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善並びに地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーにも配慮した廃棄物処理施設の整備、廃棄物系バイオマスの利活用、災害対策の強化等が可能となってきている。

リサイクル技術については、小型家電リサイクル法の施行（平成25年4月1日）に伴って使用済小型家電のリサイクルや、同じものに再生する水平リサイクル（ボトル to ボトル等）が進められている。

表1 循環型社会形成のための新技術

大項目	中項目	小項目	概要・具体例
収集運搬	収集運搬	収集運搬	①中継施設による広域収集運搬の効率化 ②低燃費・高積載収集運搬車両
処理・処分	リサイクル	マテリアル	①選別技術(びん, プラ等) ②再商品化技術(容器包装リサイクル法, 廃棄物法関連等) ③熔融技術 ④コンポスト化技術 ⑤使用済小型家電のリサイクル技術 ⑥水平リサイクル技術
		ケミカル	①プラスチックリサイクル技術 (容器包装リサイクル法関連, 自主リサイクルルート関連) ②バイオガス化技術
		サーマル	①RDF技術 ②ごみ発電効率化技術
	公害防止技術	ダイオキシン類	①ごみ焼却施設対策技術 ②最終処分場対策技術
	省エネ	省エネ	①消費電力量削減 ②プロセス設備の適正化・効率化
	災害対策	災害対策	①耐震, 耐水・耐浪性 ②始動用電源, 燃料保管設備 ③薬剤等の備蓄倉庫
構想・計画	社会経済制度	制度	①EPR(拡大生産者責任) ②PFI(民間資金導入) ③住民・事業者を担い手とする新しいリサイクル法規の制定
		取組	①ゼロ・エミッション構想 ②地域デポジットシステム
環境リスク管理 (質的管理)	リスク評価技術	未規制・有害物質への対応	クライテリア・ガイドラインの国際化 最大溶出可能量試験 環境ホルモン等への対応
ゆらぎ対策 (量的管理)	緩衝能力	広域利用	①再生資源の広域利用情報ネットワーク ②コンテナ・鉄道による広域移動の支援 ③マニフェスト情報のシステム化
		サーマルリサイクル	①マテリアルリサイクルからサーマルリサイクルへのカスケード化(高炉吹込み等)

第6章 関係市町の動向

本市周辺自治体のごみ処理の概要を表1に示す。

可燃ごみの処理施設は、概ね処理能力 100t/日クラスであることから基本的に広域化が進んでいる。

近年では、多くの可燃ごみ処理施設で、老朽化対策として基幹的設備を改良する事業が実施されている。本市周辺自治体では、現時点で、本市と尾道市の可燃ごみ処理施設で基幹的設備改良事業が実施されている。また、世羅町では、可燃ごみ処理施設（ごみ固形燃料化施設）で製造した RDF を福山市でリサイクル発電を行っているが、平成 30 年度が固形燃料の供給契約の期限となっているため、平成 31 年度以降の可燃ごみ処理体制の検討が進められている。

不燃ごみ処理施設についても、合併前の旧市町施設の統廃合が進んでいる。

また、最終処分場は世羅町を除き、一定量の残余容量が確保されている。

表1 関係市町の動向

市町名	可燃ごみ処理施設 処理能力	不燃ごみ処理	
		中間処理等	最終処分
三原市	焼却 128 t /日	保管施設 1 施設 不燃ごみ処理（三原広域市町 村圏事務組合）	1 施設 残余容量 51,741m ³
東広島市	焼却 150t/日 焼却 150t/日	資源・粗大ごみ処理 1 施設 保管施設 1 施設	1 施設 残余容量 130,643m ³
竹原市	焼却 70 t /日	保管施設 1 施設	1 施設 残余容量 73,174m ³
尾道市	焼却 120 t /日 焼却 50 t /日	粗大ごみ処理 2 施設 保管施設 3 施設	3 施設 残余容量 216,948m ³
世羅町	燃料化 16 t /日	不燃ごみ処理（三原広域市町 村圏事務組合）	1 施設 残余容量 26m ³

- 平成 25 年度 一般廃棄物処理事業の概況（広島県）より作成
- 東広島市、竹原市は、大崎上島とともに広島中央環境衛生組合の施設で、ごみ処理を実施している。
 可燃ごみ処理施設：賀茂環境衛生センター 東広島市（安芸津町除く）
 竹原安芸津環境センター 東広島市（安芸津町のみ）、竹原市
 不燃ごみ処理施設：賀茂環境センター 東広島市（安芸津町除く）
 竹原安芸津最終処分場 東広島市（安芸津町のみ）、竹原市

第7章 ごみ処理の評価

第1節 類似自治体との評価

(1) 類似自治体の抽出と評価項目

類似自治体の抽出条件を表1、ごみ処理システムの評価項目を表2に示す。

本市のごみ処理システムについて、人口、産業構造等の都市形態が類似している全国の自治体と比較し、客観的な評価を行った。評価は「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール 平成24年度実績版」を用いて行った。

表1 類似自治体の抽出条件

自治体	概要	
三原市	人口	100,564人（平成24年度）
	産業構造	Ⅱ次・Ⅲ次産業人口比94.2%，Ⅲ次産業人口比62.8%
類似自治体	人口区分	100,000人以上～150,000人未満
	産業構造	Ⅱ次・Ⅲ次産業人口比95%未満，Ⅲ次産業人口比55%以上

1. 類似自治体の抽出は、総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型に準拠している。

表2 ごみ処理システム評価項目

標準的な指標	算出式	単位
人口1人1日当たり ごみ総排出量	= $\text{ごみ総排出量} \div 365 \div \text{計画収集人口} \times 10^3$	kg/人・日
廃棄物からの資源 回収率(RDF除く)	= $\text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$	t/t
廃棄物のうち 最終処分される割合	= $\text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$	t/t
人口1人当たり 年間処理経費	= $\text{処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$	円/人・年
最終処分減量に 要する費用	= $(\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費} - \text{車両等購入費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$	円/t

1. 評価項目は「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成25年4月）環境省」に挙げられている項目のうち、一般廃棄物処理実態調査結果に公表されているものである。

(2) 評価結果

本市のごみ処理システムについて、類似自治体平均と比較した結果を表3、図1に示す。本市のごみ処理の評価結果は、下記のとおりである。

- ・本市の人口1人当たり年間処理経費と最終処分減量に要する費用は、類似自治体よりも安価である。
- ・本市の人口一人一日当たりごみ総排出量、廃棄物のうち最終処分される割合は、類似自治体と比べて多い。
- ・本市の廃棄物からの資源回収率は、類似自治体よりも少ない。

表3 ごみ処理の評価（平成24年度）

標準的な指標		人口一人一日 当たり ごみ総排出量	廃棄物からの 資源回収率 (RDF セメント 原料化等除く)	廃棄物のうち 最終処分 される割合	人口1人当たり 年間処理経費	最終処分減量 に要する費用
		(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
類似 自治体	平均	0.976	0.177	0.102	9,807	29,235
	最大	1.178	0.319	0.246	15,409	41,138
	最小	0.712	0.095	0.004	5,786	14,434
	標準偏差	0.115	0.054	0.049	2,258	6,891
三原市実績		1.024	0.118	0.136	9,269	28,665
偏差値		45.8	39.1	43.1	52.4	50.8

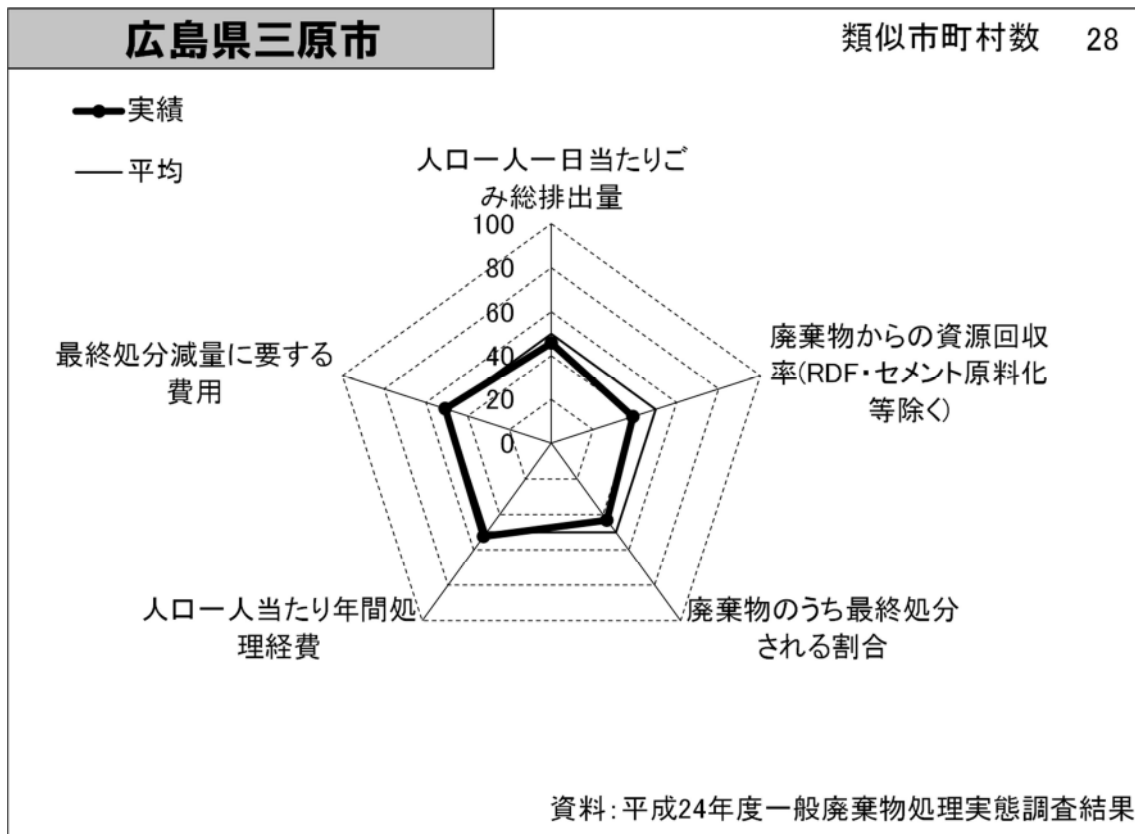


図1 ごみ処理の評価（平成24年度）

第2節 目標達成状況の評価

本計画で設定されているごみ排出抑制及び再資源化の目標達成状況を以下に示す。

(1) ごみ排出抑制の目標達成状況

○家庭系ごみ

家庭系ごみは、平成 23 年度の目標値を達成できなかったが、平成 26 年度までの推移を見ると、近年のごみ排出量の傾向やもやすごみ指定袋制度等により大きく減量化することができた。

○事業系ごみ

事業系ごみについては、平成 23 年度の目標値を達成できているが、事業所ごみに対する徹底指導等、事業者を対象とした施策が未実施であったため、横ばいで推移している。また、本市の事業系ごみ排出量は、県内と比較して多くなっている。

表 4 ごみ排出抑制の目標達成状況

項目	実績			目標
	H17	H23	H26	H23
家庭系ごみ	ごみ排出量	21,043 t	20,910 t	20,181 t
	減量化率 (H17 比)	—	-0.6%	-4.1%
事業系ごみ	ごみ排出量	18,556 t	15,722 t	17,484 t
	減量化率 (H17 比)	—	-15.3%	-5.8%
合計	ごみ排出量	39,599 t	36,632 t	37,655 t
	減量化率 (H17 比)	—	-7.5%	-4.9%

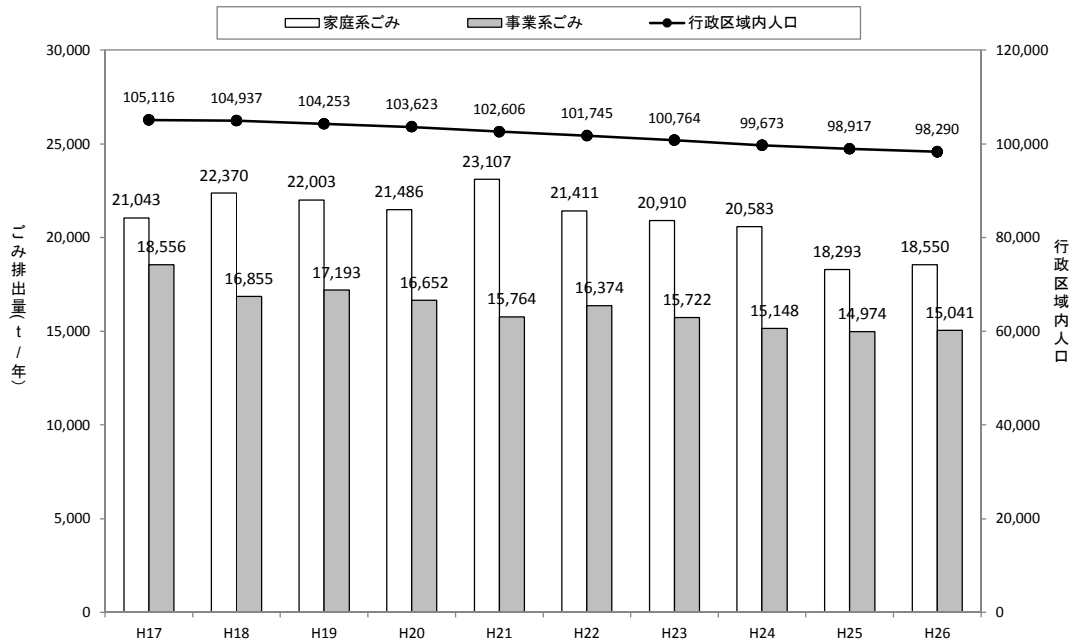


図 2 ごみ排出量実績と目標値の比較

(2) 再資源化の目標達成状況

○再資源化量

全国的な近年の傾向として、集団回収品目である新聞や雑誌の販売数の減少や、分別収集を行っているプラスチック製容器包装の製造量が減っている等、再資源化可能なごみ量自体が減少傾向となっている。そのようなことが影響して、中間処理後の再資源化と集団回収の回収量は減少し、新たな施策を行うことによる回収量の上乗せを見込んでいたが増加しなかった。また、プラスチック製容器包装の分別収集も実施したが、目標値まで増加しなかった。

○再資源化率

このような状況のなか、本市の再資源化率は、概ね横ばいで推移している。また、民間による資源回収（約1,200t/日）を見込むと、平成26年度で約15%となる。

したがって、再資源化については、現行計画の目標が未達成だったものの、全国的に再資源化量が減少している中、比較的に進められていると言える。

表5 再資源化の目標達成状況

項目	実績			目標	
	H17	H23	H26	H23	
再資源化率（RDF除く）	11.5%	11.7%	12.5%	20.3%	
再資源化量	中間処理後の再資源化	2,623 t	1,945 t	1,732 t	2,484 t
	集団回収	2,200 t	1,959 t	1,738 t	2,200 t
	施策による上乗せ	—	—	148 t	1,914 t
	プラ容器の収集	—	604 t	814 t	1,511 t
	合計	4,823 t	4,508 t	4,432 t	8,109 t

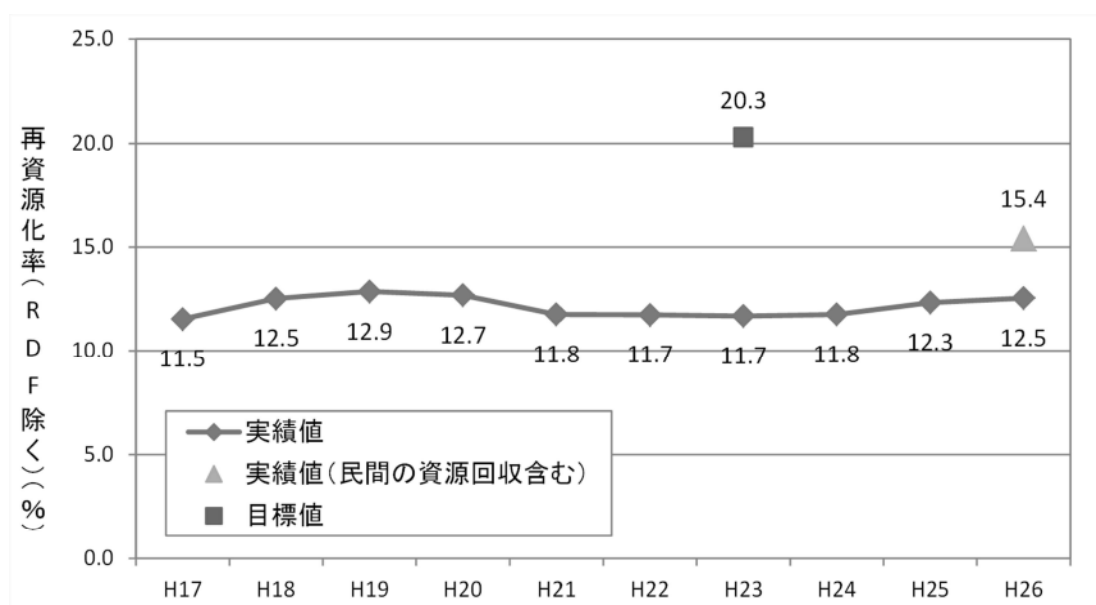


図3 再資源化率実績と目標値の比較

第8章 ごみ処理に関する現状と課題

これまでの本市のごみ処理・処分の現状と課題をごみ排出から処理・処分の段階ごとに以下のとおり整理した。

第1節 排出・減量に関する事項

- 家庭系ごみ組成調査（平成27年9月に実施）によると、もやすごみに再資源化可能な紙類、布類、プラスチック製容器包装が約40%含まれていた。
- 事業系ごみを排出するには、排出者に処理責任があることから、事業者が自ら施設へ持ち込むか、収集運搬許可業者に収集を依頼する必要があるが、一部、集団回収や、家庭系ごみとしてステーションに出されている。
- 事業系ごみの排出容器は透明な袋としているが、不適正な容器で出されている事例がある。
- 排出者に処理責任がある産業廃棄物や再資源化可能なもの、市での処理が不可能なものがステーションに出されている。
- 事業系ごみの組成は、もやすごみのうち生ごみの占める割合が県内に比べて高い傾向にある（平成27年9月 排出事業者アンケートより）。
- 家庭系ごみは減少傾向にあるのに対し、事業系ごみは横ばい傾向である。また、本市と同種同規模の都市と比べると、事業系ごみの排出量が多い。

第2節 収集・運搬に関する事項

- 今後の高齢化の進展により、自らステーションへごみを出すことが困難なケースが増えてくること等を想定して、行政サービスの向上のため、ごみ収集方法・体制の整備が必要である。
- 近隣自治体の事業者が排出しているごみの一部が本市に流入している懸念がある。
- 産業廃棄物や再資源化可能物及び市施設での処理困難物が排出されている懸念がある。

第3節 再資源化に関する事項

- 現在の施設では、もやすごみの再資源化ができない。
- 現状、小型家電はもやさないごみとして排出されているが、効率的な回収が推進されるよう、小型家電の収集体制について検討が必要。
- 集団回収により再資源化・減量化を推進するためには、回収品目の拡充や市民の意識向上が必要であるが、地域の集団回収促進施策を実施し登録団体数、回収回数が増加しているが回収量が年々減少している。したがって、団体登録の要請や資源回収実績の広報等を通じて、集団回収の活性化に努める必要がある。
- 現行計画で設定した施策のうち、事業系ごみを対象とした施策が十分に実施されていない。

- 事業系ごみのもやすごみに資源化可能物（古紙類）が約14%含まれている。
- 事業系ごみの一部は、資源回収業者、事業者独自のリサイクルルートが有効利用されていないため、再資源化されずに処理されているケースがある。
- 事業系ごみの分別数が少ないため、資源物の効率的な回収が進まない。
- 生ごみ処理機器の利用状況等に関する情報が得られていないことから、減量効果や利用者の声等の情報収集に努め、普及促進のための広報、啓発等を充実する必要がある。
- ごみとなる前の対策として、過剰包装の自粛や使い捨て容器の廃止等、生産者・事業者側の協力体制を推進する必要がある。また、消費者の対策としては、マイバッグ持参運動、リターナブル容器の利用促進、店頭回収事業等各種業界・団体との連携や協力要請を行う必要がある。

第4節 中間処理に関する事項

- 三原市清掃工場では、福山リサイクル発電事業の終了に伴い、久井地域の可燃物について、さらには世羅町の可燃ごみ受入を含めた管理・運営方法の検討が必要である。
- 現在、久井地域のもやすごみを甲世衛生組合エコワイズセンターで処理しているため、同一市域内で搬入先が2箇所であり、搬入方法が異なっている。
- 三原広域市町村圏事務組合不燃物処理工場は、昭和49年に圧縮処理設備を供用開始した以降、資源回収品目の増加に対応してきたため、施設内に各設備が点在し、作業環境に課題があり、設備によっては老朽化が著しいものがある。よって、処理機能の改善を必要としている。

第5節 最終処分に関する事項

- 三原市一般廃棄物最終処分場の残余容量が少なくなっている。
- 世羅町分のごみ処分を含めた処分場の整備、施設の管理・運営方法の検討が必要である。

第4部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の目標

第1節 基本方針

本計画では、本市のこれまでの廃棄物関連施策を鑑みた上で、ごみ処理の基本方針を以下のとおりとする。なお、現行計画の策定以降、ごみ処理施策のうち十分な効果が得られていないものを強化し、実施できていないものは取り組むことを前提とする。

(1) 3Rの推進

循環型社会の構築を目指し、ごみを出さないリデュース（Reduce・排出抑制）を最優先とし、リユース（Reuse・再利用）、リサイクル（Recycle・再生利用）の3Rを推進する。

(2) 事業系ごみ対策の強化

排出事業者に対して、減量・リサイクル計画書の提出・協力要請を検討し、徹底した改善指導により減量・リサイクルの推進を図る。

事業系ごみの適正処理にあたっては、事業者・行政・収集業者の相互の連携や協力が必要である。事業者は分別と減量努力、行政は啓発・指導、収集業者は分別徹底の指導と適正な収集等、三者一体となった取組が重要である。

事業系の紙ごみや生ごみのリサイクルは、民間技術や施設を活用したリサイクル方法を要請すること等を検討する。

(3) 適正・効率的な施設整備

中間処理施設等の整備に関しては、安全で安定した施設の整備を促進する。特に、老朽化した不燃物処理工場の整備を検討する。

(4) 環境保全に基本をおいた施策展開

廃棄物処理に関する施策には、ごみ焼却に伴う大気汚染防止対策や温室効果ガスの低減、廃食用油の回収・リサイクルによる水環境保全等、環境保全に寄与するものが非常に多い。

したがって、全ての処理等の段階において、環境保全を基本においた施策を選定し、実施することが必要である。

(5) 計画における施策の評価

計画に掲げた目標の達成状況进行评估し、評価内容を広報等により情報発信する。

さらに、評価内容は次期計画に反映し、計画策定のための重要な足がかりとする。

なお、具体的な評価に関しては、三原市廃棄物減量等推進審議会において行う。

第2節 ごみの排出量及び処理量の見込み

(1) 人口の推計

推計人口の設定としては、次の4方法がある。

- ①実績推移に基づいて推計する（各種推計式による推計結果の平均値，トレンド法）
- ②国立社会保障人口問題研究所で推計されている人口（コーホート要因法）
- ③上位計画で採用されている推計人口（三原市長期総合計画の推計人口）
- ④三原市人口ビジョン（平成27年10月）に示されている人口

人口の将来予測は、「ごみ処理基本計画策定指針 平成25年6月（環境省）」において、トレンド法やコーホート要因法により行うことが適当であるとされている。

上位計画（三原市長期総合計画）の推計人口は、国立社会保障人口問題研究所で推計されている人口と同一である。

三原市人口ビジョンに示されている人口は、国立社会保障人口問題研究所で推計されている人口に、取組等による人口減少の抑制効果を考慮している。

以上より、本計画で用いる推計人口は、コーホート要因法により算出されており、かつ上位計画で採用されている「国立社会保障人口問題研究所の推計人口」とする。なお、推計人口は6年間（平成27年度～平成33年度）で約6%減少する見込みである。

表1 人口推計結果

(単位：人/年)

項目	H27	H28	H29	H30
	改定年度	—	—	—
各種推計式	97,545	96,753	95,962	95,172
三原市長期総合計画 (H26)	96,425	—	—	—
国立社会保障人口問題研究所*	96,425	95,554	94,683	93,812
三原市人口ビジョン (H27.10)	—	—	—	—
現行計画 (H19.3)	102,282	102,003	101,728	101,456
循環型社会形成推進地域計画の推計人口 (H25.3)	102,282	102,003	101,728	101,456

項目	H31	H32	H33	備考
	—	—	目標年度	
各種推計式	94,381	93,590	92,797	
三原市長期総合計画 (H26)	—	92,069	—	
国立社会保障人口問題研究所*	92,941	92,069	91,110	【採用値】
三原市人口ビジョン (H27.10)	—	93,268	—	
現行計画 (H19.3)	101,186	100,920	100,657	
循環型社会形成推進地域計画の推計人口 (H25.3)	101,186	—	—	

1. 平成28～31年度，平成33～36年度，平成38～41年度の推計人口は，直線補間により算出

(2) ごみ処理排出量等の見込み

本市から排出されるごみ量等の将来推計は、図1に示す方法で行う。

本市では、これまでのごみ排出抑制施策の実施により、ごみ減量において一定の効果をあげており、また、もやすごみ指定袋制度等の施策によって大きく減少させている状況である。このような状況から、ごみ排出量の将来推計では、収集ごみ（生活系）の可燃ごみが将来的に平成24年度の原単位にまでリバウンドすることを考慮する。

ごみ排出実績に基づく将来推計

⇒現況の排出量をもって将来一定（行政区域内人口の推計は微減傾向を示すため、ごみ排出量も同様となる。）

⇒収集ごみ（生活系）の可燃ごみは、燃やすごみ指定袋制度施行前の状態にまでリバウンドする（原単位が平成24年度の値にまで増加する。）

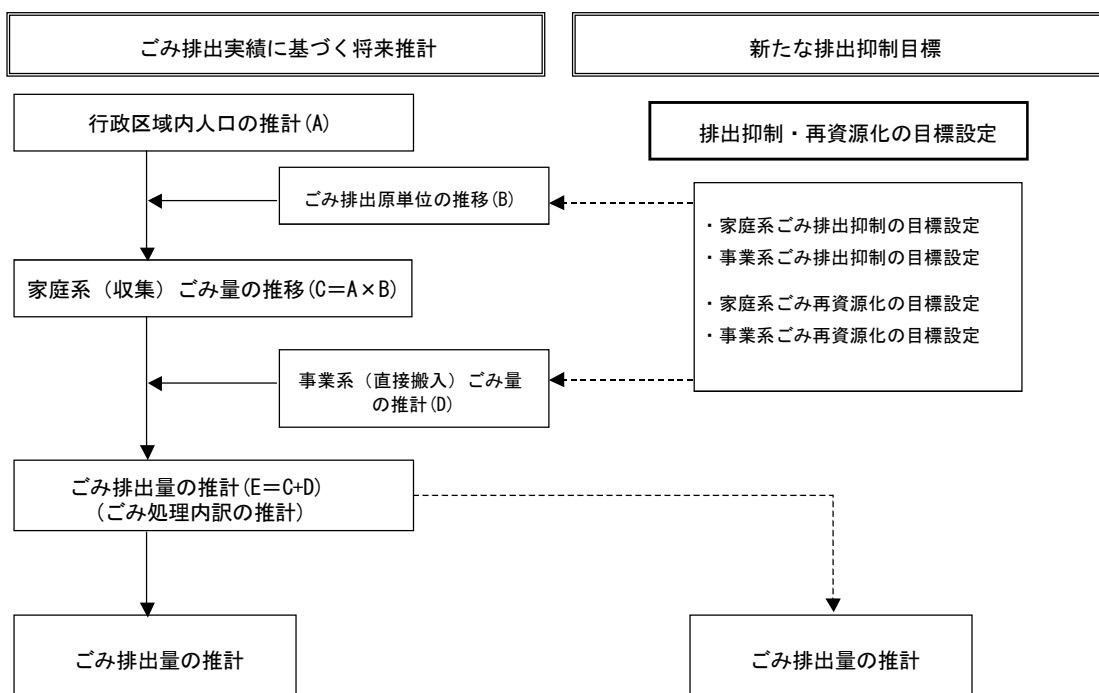


図1 ごみ排出量の将来推計方法

表2 ごみ排出量実績に基づく推計（ごみ排出抑制を見込まない場合）

項目	[年度]	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33		
		実績	推計								
行政区域内人口	[人]	98,290	96,425	95,554	94,683	93,812	92,941	92,069	91,110		
収集ごみ (生活系)	可燃ごみ	[t/年]	12,922	12,867	12,939	13,008	13,073	13,135	13,193	13,242	
		[t/日]	35.4	35.25	35.45	35.64	35.82	35.99	36.15	36.28	
		[g/人・日]	360.2	365.6	371	376.4	381.8	387.2	392.6	398.2	
	不燃ごみ	[t/年]	1,524	1,496	1,482	1,469	1,455	1,442	1,428	1,413	
		[t/日]	4.18	4.1	4.06	4.02	3.99	3.95	3.91	3.87	
		[g/人・日]	42.5	42.5	42.5	42.5	42.5	42.5	42.5	42.5	
	資源ごみ	[t/年]	1,493	1,464	1,451	1,438	1,424	1,411	1,398	1,383	
		[t/日]	4.09	4.01	3.98	3.94	3.9	3.87	3.83	3.79	
		[g/人・日]	41.6	41.6	41.6	41.6	41.6	41.6	41.6	41.6	
	粗大ごみ	[t/年]	212	208	206	204	202	200	198	196	
		[t/日]	0.58	0.57	0.56	0.56	0.55	0.55	0.54	0.54	
		[g/人・日]	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	
小計	[t/年]	16,151	16,035	16,078	16,119	16,154	16,188	16,217	16,234		
	[t/日]	44.25	43.93	44.05	44.16	44.26	44.35	44.43	44.48		
	[g/人・日]	450.2	455.6	461	466.4	471.8	477.2	482.6	488.2		
直接搬入 ごみ	生活系	可燃ごみ	[t/年]	2,057	2,059	2,059	2,059	2,059	2,059	2,059	2,059
			[t/日]	5.64	5.64	5.64	5.64	5.64	5.64	5.64	5.64
			うちストック ヤード回収	[t/年]	148	150	150	150	150	150	150
		[t/日]	0.41	0.41	0.41	0.41	0.41	0.41	0.41	0.41	0.41
		不燃ごみ	[t/年]	102	168	164	164	168	164	164	164
			[t/日]	0.28	0.46	0.45	0.45	0.46	0.45	0.45	0.45
		資源ごみ	[t/年]	210	212	212	212	212	212	212	212
			[t/日]	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58
		粗大ごみ	[t/年]	30	29	29	29	29	29	29	29
			[t/日]	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
		計	[t/年]	2,399	2,468	2,464	2,464	2,468	2,464	2,464	2,464
			[t/日]	6.57	6.76	6.75	6.75	6.76	6.75	6.75	6.75
	事業系	可燃ごみ	[t/年]	14,408	14,407	14,407	14,407	14,407	14,407	14,407	14,407
			[t/日]	39.47	39.47	39.47	39.47	39.47	39.47	39.47	39.47
		不燃ごみ	[t/年]	288	288	288	288	288	288	288	288
			[t/日]	0.79	0.79	0.79	0.79	0.79	0.79	0.79	0.79
		資源ごみ	[t/年]	302	303	303	303	303	303	303	303
			[t/日]	0.83	0.83	0.83	0.83	0.83	0.83	0.83	0.83
		粗大ごみ	[t/年]	43	44	44	44	44	44	44	44
			[t/日]	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12
		計	[t/年]	15,041	15,042	15,042	15,042	15,042	15,042	15,042	15,042
			[t/日]	41.21	41.21	41.21	41.21	41.21	41.21	41.21	41.21
		小計	[t/年]	17,440	17,510	17,506	17,506	17,510	17,506	17,506	17,506
			[t/日]	47.78	47.78	47.97	47.96	47.96	47.97	47.96	47.96
合計	可燃ごみ	[t/年]	29,387	29,333	29,405	29,474	29,539	29,601	29,659	29,708	
		[t/日]	80.51	80.36	80.56	80.75	80.93	81.1	81.26	81.39	
	不燃ごみ	[t/年]	1,914	1,952	1,934	1,921	1,911	1,894	1,880	1,865	
		[t/日]	5.24	5.35	5.3	5.26	5.24	5.19	5.15	5.11	
	資源ごみ	[t/年]	2,005	1,979	1,966	1,953	1,939	1,926	1,913	1,898	
		[t/日]	5.49	5.42	5.39	5.35	5.31	5.28	5.24	5.2	
	粗大ごみ	[t/年]	285	281	279	277	275	273	271	269	
		[t/日]	0.78	0.77	0.76	0.76	0.75	0.75	0.74	0.74	
	小計	[t/年]	33,591	33,545	33,584	33,625	33,664	33,694	33,723	33,740	
		[t/日]	92.03	91.9	92.01	92.12	92.23	92.31	92.39	92.44	
	集団回収	[t/年]	1,738	1,737	1,737	1,737	1,737	1,737	1,737	1,737	
	[t/日]	4.76	4.76	4.76	4.76	4.76	4.76	4.76	4.76		
民間拠点回収	[t/年]	1213	1212	1212	1212	1212	1212	1212	1212		
[t/日]	3.32	3.32	3.32	3.32	3.32	3.32	3.32	3.32			
ごみ総排出量	[t/年]	36,542	36,529	36,568	36,609	36,648	36,678	36,707	36,724		
	[t/日]	100.12	100.08	100.19	100.3	100.41	100.49	100.57	100.61		
	[g/人・日]	1,018.6	1,037.9	1,048.5	1,059.3	1,070.3	1,081.2	1,092.3	1,104.3		

(3) ごみ排出抑制の目標設定

本計画において設定する排出抑制目標値を表3に示す。

家庭系ごみは、家庭系ごみの約8割を占めるもやすごみが、もやすごみ指定袋制度で有料化等を実施したことにより減量化が進んでいる状態である。したがって、家庭系収集もやすごみについて、リバウンドしないよう現状維持することを目標とする。事業系ごみは、現行計画の施策に加えて、新たな施策を実施することで12%削減を見込む。

表3 ごみ排出抑制の目標値

項目	実績	目標	備考	
	H26	H33		
排出抑制 目標値	家庭系ごみ	18,550 t	17,731 t	H26比 約4%削減 (集団回収除く)
	事業系ごみ	15,041 t	13,239 t	H26比 約12%削減
	合計	33,591 t	30,970 t	H26比 約8%削減

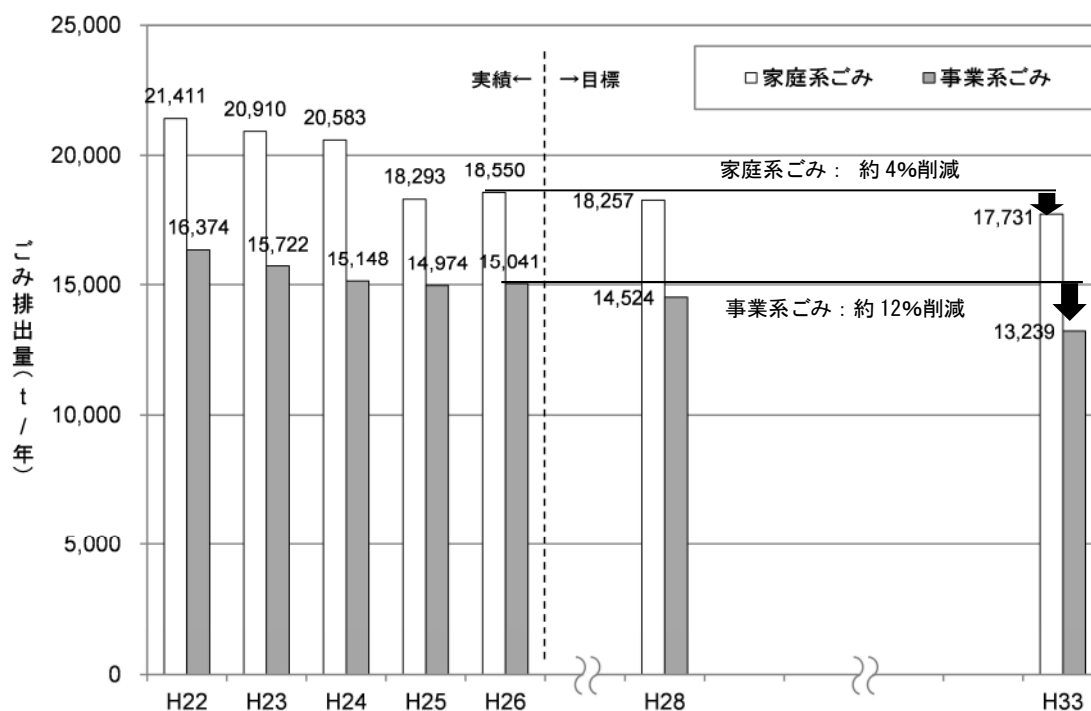


図2 ごみ排出抑制の目標値

1) 家庭系ごみ排出抑制の目標設定

家庭系ごみについては、現行計画で挙げている施策を現状に合わせた内容に見直しつつ、継続して実施することで、目標達成を見込む。

表4 家庭系ごみに対する施策と削減効果

施 策		削減効果	
PR・啓発事業・環境学習の充実	啓発事業の実施	出前講座	継続して実施することで、現状の排出量（原単位）を維持
		ごみ処理施設の見学会	
		キャンペーン、イベントの開催	
		広報活動	
	その他 環境教育活動		
情報の発信	排出抑制に関するマニュアルの配布		
エコショップ、リサイクルショップの情報発信			
排出抑制関連事業の整備・支援	コスト分析に基づく適正な負担	ごみ処理費用の適正負担を検討	
		ごみの処理手数料の検討	
	排出抑制のための制度助成	集団回収事業の整備	
		生ごみ処理機器購入補助制度の整備	
排出抑制に関する取組助成制度を整備			
三原市廃棄物減量等推進審議会の運用			
生産・消費・廃棄システムの改革	店頭回収システムの強化	店頭回収を推進	
	包装の簡素化を推進	レジ袋の廃止	
		過剰包装の自粛、簡素化	
	ごみを出さない活動の推進	バザー、フリーマーケット等のリサイクル活動	
リサイクル推進店舗等の情報提供			
各種の活動を実施する場所提供			

2) 事業系ごみ排出抑制の目標設定

事業系ごみ排出抑制は、表5に示す施策により実施する。

事業系ごみ排出抑制に対する施策としては、現行計画の施策に加えて、事業系ごみ処理手数料の改定、展開検査の実施を検討する。

削減効果は、事業系ごみ処理手数料の改定等により12%削減を見込むものとする。

表5 事業系ごみに対する施策と削減効果

施 策		削減効果
排出抑制関連事業の啓発・整備・支援	【新規】事業系ごみ処理手数料の改定	12%
	【新規】展開検査の実施	
	事業系ごみ減量計画の作成指導	
	年次報告書の提出を義務づけ	
	優良事業所の認定	
ごみ減量化・資源化の普及啓発		
生産・消費・廃棄システムの改革	店頭回収システムの強化	
	包装簡素化に関する製造業者や販売業者での取組	
事業者・廃棄物再生業者の協力	市民・事業者との協議の場を充実する	
	ごみ減量のための自主回収ルートの確立、ごみにならない容器の利用促進及び適正処理困難物等の処理施設整備の支援	
	資源化物の逆流通システムの確立の支援	
	適正な自家処理体制の構築の支援	

(4) 再資源化の目標設定

本計画において設定する再資源化目標値を表6に示す。

再資源化目標は、店頭回収等による古紙類回収量増加とその他プラスチック類や小型家電の資源化等により、平成33年度までに再資源化率を20%以上とする。

表6 再資源化の目標設定

項目	H26(実績)	H33(目標年度)	備考
再資源化率(RDFを除く)	15.4%	20%以上	

1. 実績の再資源化率に、下記の新たな再資源化量を考慮して、計画目標を算定。

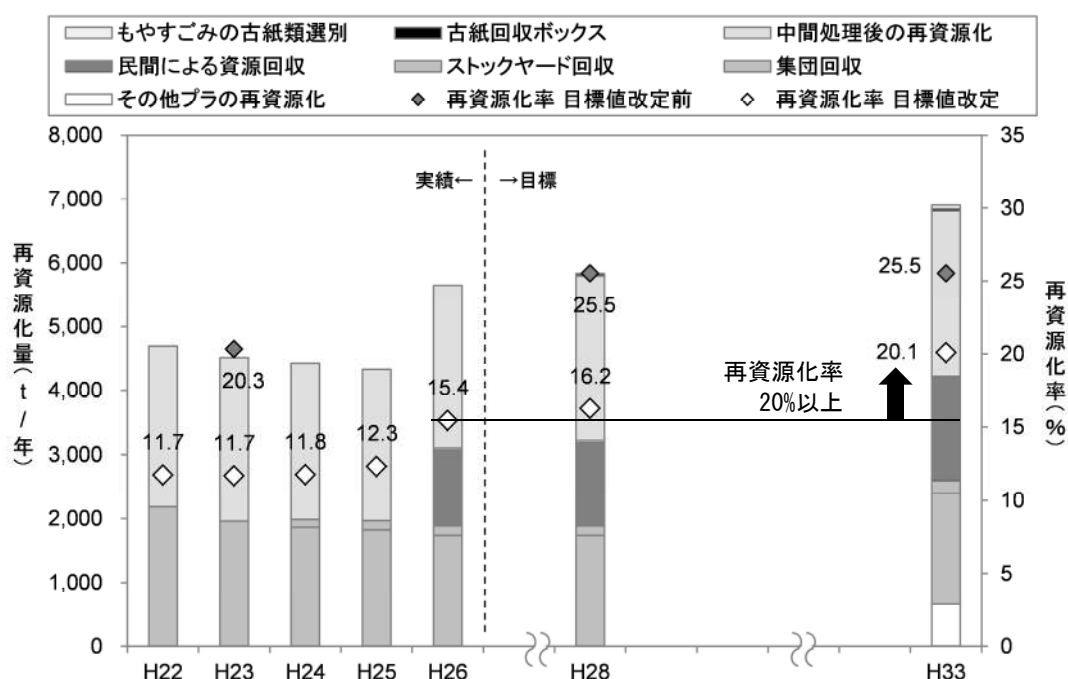


図3 再資源化の目標設定

表7 再資源化率の推移と目標値

項目	H22	H23	H24	H25	H26	H28	H33	
	実績					目標		
再資源化率	現行計画目標値		20.3%			25.5%	25.5%	
	目標値改定	11.7%	11.7%	11.8%	12.3%	15.4%	16.2%	20.1%
再資源化量	集団回収	2,185t	1,959t	1,862t	1,822t	1,738t	1,737t	1,737t
	ストックヤード回収	—	—	125t	144t	148t	150t	195t
	古紙回収ボックス	—	—	—	—	—	35t	35t
	店頭回収	—	—	—	—	1,213t	1,331t	1,628t
	もやすごみ古紙選別	—	—	—	—	—	—	60t
	不燃ごみ破碎選別後	2,507t	2,549t	2,434t	2,361t	2,546t	2,577t	2,590t
	その他プラ等の再資源化	—	—	—	—	—	—	667t
合計	4,692t	4,508t	4,421t	4,327t	5,645t	5,830t	6,912t	
ごみ総排出量	39,970t	38,591t	37,593t	35,089t	36,542t	35,884t	34,370t	

1. 集団回収、店頭回収含む

1) 家庭系ごみ再資源化の目標設定

これまで本市は集団回収やストックヤード回収等，市民や事業者の自主的な活動を通して再資源化を進めてきた。今後は，店頭回収の利用推進や家庭系収集もやすごみの古紙類選別，その他プラスチック類等の再資源化にも取り組み，表 8 に示す施策により再資源化を推進していく。

表 8 家庭系ごみに対する施策と再資源化量

施 策	資源化量	設定方法
集団回収の利用推進	1,737 t	奨励金額の料金改定により，現状の回収量の維持に努める。
ストックヤード回収の利用推進	150 t	ストックヤードの利用をさらに推進する。
古紙回収ボックスの利用推進	35 t	H27.8 から市内 4 か所に設置している古紙回収ボックスにより，通年 35 t の古紙回収を見込む。
店頭回収の利用推進	1,628 t	<p>新規に店頭回収を行う予定としている事業所の回収量を上乗せすることで，現状の 1,213 t から，さらに 415 t 上乗せする。回収量の上乗せ分は，すでに店頭回収を行っている事業所の規模を基に想定した。</p> <p>A 店（従業員 115 人）回収量 700 t（H26 実績） B 店（従業員 250 人）回収量 350 t（新規）※ C 店（従業員 80 人）回収量 64 t（H26 実績） D 店（従業員 77 人）回収量 65 t（新規）</p> <p>※B 店は将来的に A 店と同程度の回収が見込まれる。ただし，店頭回収を開始する時期が未確定であるため，普及するまで期間を考慮し，H33 時点の回収量を A 店の半分と想定。</p>
家庭系収集もやすごみの古紙類選別	60 t	定期収集の際，古紙類として適正に分別されているものがあれば，ストックヤードに搬入する。H27.10 に試験的に実施した結果（5t/月）より，通年 60t の古紙類が選別されると想定。
不燃ごみ破碎選別後の資源物	2,590 t	有料化に伴う分別徹底を推進する。他市事例より，有料化導入前から約 7%増加を見込む。
その他プラスチック類等の再資源化	565 t	<p>不燃物処理工場に搬入される不燃ごみから，その他プラスチック類等を分別し，民間業者で再資源化する。</p> <p>民間業者の再資源化 565 t ≒ H33 家庭系収集もやさないごみ 1,413 t × プラ類の割合 40%※</p> <p>※ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版 (社)全国都市清掃会議 p544 表 7.1.3-1</p>

2) 事業系ごみ再資源化の目標設定

事業系ごみの再資源化について、表9に示す施策を取り組むことで推進していく。

表9 事業系ごみの再資源化

施策	資源化量	設定方法
事業者に対してストックヤードの利用を推進	45 t	事業者に対して直接搬入しているごみを適正に分別し、ストックヤード利用することを推進する。 事業者のストックヤード利用量は、県内で事業者のストックヤード利用を実施している事例を参考に設定する。県内事例での利用量は18 tである。本市での利用量は、県内事例18 tを直接搬入量で按分すると、45 tと想定される。 利用量 45 t \div 県内事例 18 t \times 本市直接搬入ごみ 4,225 t \div 事例地域の直接搬入ごみ 1,851 t
その他プラスチック類等の再資源化	102 t	不燃物処理工場に搬入される不燃ごみからその他プラスチック類等を分別し、民間業者で再資源化する。 民間業者の再資源化 93 t \div H33 事業系もやさないごみ 256 t \times プラ類の割合 40%※ ※ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版 (社)全国都市清掃会議 p544 表 7.1.3-1

※事業系ごみ分別区分細分化について

事業系ごみの再資源化に関する施策としては、表9に示した施策に加えて「事業系ごみ分別区分の細分化」を実施する計画である。

事業系ごみに含まれる再資源化可能量（古紙類）は、事業所アンケートにより想定したごみ組成を基に試算すると約2,100 tとなる。事業系ごみ分別区分を細分化した場合、古紙類の回収量は945 tと想定される。ただし、市の施設を経由せず民間業者へ直接持ち込まれるものとなるため、再資源化量に計上しない。

表10 事業系ごみに含まれる古紙類について

事業系ごみ	排出量	備考
もやすごみ	14,408t	
もやさないごみ	633t	
合計	15,041t	H26 事業系ごみ搬入実績
うち古紙類	2,100t	\div 15,041 t \times 古紙類の割合 14.0%※
【新規】事業系ごみ分別区分の細分化の効果	945 t	\div 古紙類 2,100 t \times 分別細分化の協力率 45%※

- 古紙類の割合 14.0%は、事業系ごみに含まれる古紙類（OA紙、新聞紙、チラシ・雑誌、段ボール）の割合を示し、三原市内の事業所を対象に実施した事業者アンケート（実施時期：平成27年9月）を基に想定した。
- 事業系ごみ分別細分化の協力率 45%は、平成27年9月に実施した事業所アンケートの結果において、設問D問4「ごみ減量化・資源化を進めるにあたって、有効だと考えられる取組」について「紙類（新聞、雑誌、段ボールなど）を分別収集し、リサイクルが推進される新たなシステムづくりを行う」と回答した事業所の割合 44%（ \div 45%）より設定した。

(4) 国、県等における減量化・資源化目標

国及び県における「ごみ減量化等に関する目標設定」は、以下のとおりである。

表 11 に一般廃棄物の減量化の目標量，表 12 に第三次循環型社会形成推進基本計画における取組目標，表 13 に広島県廃棄物処理計画における減量化目標を示す。

【 国の目標 】	
1.	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針（平成 22 年 12 月変更）・・・表 11
2.	第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月 31 日閣議決定）・・・表 12

表 11 一般廃棄物の減量化の目標量

	基本方針
①排出量	・平成27年度の排出量を平成19年度から約5%削減する。
②再生利用率	・平成27年度の再生利用率を約25%とする。
③最終処分量	・平成22年度の最終処分量を平成19年度から約22%削減する。

(単位 百万トン/年)

	平成19年度	平成27年度
排出量	50.8	48.3
再生利用量	10.3 (20.3%)	12.1 (25.1%)
中間処理による減量	34.2 (67.3%)	31.3 (64.8%)
最終処分量	6.3 (12.4%)	4.9 (10.1%)

1. 排出量，再生利用量：集団回収による再生利用量を含む

表 12 第三次循環型社会形成推進基本計画における取組目標

	取組目標
①排出量	<ul style="list-style-type: none"> ・集団回収量，資源ごみ等を除いた，家庭からの1人1日当たりごみ排出量を平成 32 年度において，平成 12 年度比で約 25%減（約 500 グラム）とする ・事業系ごみの「総量」について平成 32 年度において，平成 12 年度比で約 35%減（約 1,170 万トン）とする
②最終処分量	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分量を平成32年度において，1,700万トン（産業廃棄物は1,275万トン）とすることを目標とする（平成12年度の約56百万トンから概ね7割減）

1. 環境省「第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月）」より

- ・1人1日あたりに家庭から排出するごみの量：平成 12 年度 約 1,185 g，平成 22 年度 約 976g
- ・1日あたりに事業所から排出するごみの量：平成 12 年度 約 1,799 万 t，平成 22 年度 約 1,297 万 t

【 県等の目標 】

1. 第4次広島県廃棄物処理計画における減量化目標・・・表13

表13 第4次広島県廃棄物処理計画（案）における減量化目標

	減量化目標（計画目標）
①排出量	・1人1日当たり21g以上削減し、平成32年度の排出量を平成25年度に対して5%以上削減する。
②再生利用量	・平成32年度の再生利用量（排出量に占める割合）を19%以上とする。
③最終処分量	・平成32年度最終処分量10.3万t以下とする。

（単位：万トン）

		平成25年度	平成32年度
排出量	市町回収	92.2	87.4
	集団回収	4.6	3.7
	合計	96.8	91.1
再生利用量	市町回収	18.5	16.8
	集団回収	4.6	3.7
	合計	23.1	20.5
最終処分量		11.9	10.3

（5）国及び県等の目標値との比較

本計画改定による目標設定と国及び県の目標値は、表14のとおりとなる。本計画改定における排出量及び再資源化率の目標設定は、県の目標値と同程度となる。

再資源化率の目標設定については、本計画改定にあたって、ごみ処理の現状を基に25.5%から20%に見直した。また、県の再資源化率目標においても、第3次広島県廃棄物処理計画から第4次広島県廃棄物処理計画に更新するにあたり、24.4%から19%に見直されている。

なお、国の目標値については、全国的に見て、焼却灰のセメント化等を行っている都市も含めた設定であるため、本計画改定による目標設定との比較を行わない。

表14 国及び県等の目標値との比較

項目	計画	基準年	目標年	
			H32	H33
排出量	本計画改定	H26	—	8%削減
	第4次広島県廃棄物処理計画	H25	5.2%削減	—
	第三次循環型社会形成推進基本計画	H12	家庭系ごみ 25%削減 事業系ごみ 35%削減	—
再資源化率	本計画改定	H26	—	20%以上
	第4次広島県廃棄物処理計画	H25	19%	—
	第三次循環型社会形成推進基本計画	H22	—	—

第2章 ごみ排出抑制・再資源化計画

第1節 ごみ排出抑制・再資源化の基本方針

本計画では、市民・事業者・行政が互いに連携を図り、それぞれが役割と責任を果たすことで、ごみ排出抑制に取り組む。そのための基本方針を以下のとおりとする。

【基本方針】

1. 消費者である市民は、一人一人が自ら使い捨て商品を多用する生活様式から環境・資源問題及び廃棄物処理に配慮したものに転換する。
2. 事業者は、環境に配慮した事業活動や商品づくりを行う。
3. 行政は、様々な角度から支援しつつ適正な処理を行う。

第2節 市民及び事業者の行動目標

ごみの排出抑制，再資源化に対する市民・事業者の行動目標を下記の通りとする。

市民・事業者の行動目標

- ・不要・不急の商品を買い控える。
- ・過剰包装をさけることで、家庭・事業所に入るごみの量を削減する。
- ・資源の店頭回収，集団回収に積極的に参加・協力する。
- ・事業所における紙ごみ・生ごみ等の資源リサイクルや組織的回収に協力する。
- ・自家処理可能なものは極力自家処理を行う。
- ・買物袋持参運動に協力する。
- ・グリーンマーク・エコマーク等の地球にやさしい商品を利用する。 など

第3節 施策の体系

市民及び事業者の行動が実施されるよう、本市が取り組んでいく施策を以下に示す。

表1 施策の体系

分類		施策	主体		
			市民	事業者	行政
PR・啓発事業・環境学習の充実	啓発事業の実施	出前講座			○
		ごみ処理施設の見学会			○
		キャンペーン、イベントの開催			○
		広報活動			○
		その他環境教育活動			○
	情報の発信	排出抑制に関するマニュアルの配布			○
		エコショップ、リサイクルショップの情報発信			○
排出抑制関連事業の整備・支援	コスト分析に基づく適正な負担	ごみ処理費用の適正負担を検討			○
		ごみの処理手数料の検討			○
	排出抑制のための制度助成	集団回収事業の整備			○
		生ごみ処理機器購入補助制度の整備			○
		その他排出抑制に関する取組助成制度を整備			○
	事業所ごみに対する徹底指導	三原市廃棄物減量等推進審議会の運用			○
ごみの減量計画の策定を指導				○	
		年次報告書の提出を義務づけ			○
		優良事業所の認定			○
生産・消費・廃棄システムの改革	店頭回収システムの強化	店頭回収を推進	○		
		業界に対し、市民の協力を得るよう働きかけ		○	
	包装の簡素化を推進	レジ袋の廃止		○	
		過剰包装の自粛、簡素化	○		
ごみを出さない活動の推進	製造業者や販売業者での取組を推進		○		
	バザー、フリーマーケット等のリサイクル活動	○			
		リサイクル推進店舗等の情報提供			○
その他事項	施策推進のための体制	市民・事業者との協議の場を充実			○
	事業者・廃棄物再生業者の協力	ごみ減量のための自主回収ルートの確立		○	
		ごみにならない容器の利用促進		○	
		適正処理困難物等の処理施設整備の支援		○	
		資源化物の逆流通システムの確立の支援		○	
		適正な自家処理体制の構築の支援		○	
事業系ごみの減量化・再資源化に向けて新規に取り組む施策	【新規】事業系ごみ処理手数料の改定			○	
	【新規】展開検査の実施			○	
	【新規】事業系ごみ分別区分の細分化		○		
	【新規】ストックヤードでの事業系古紙の受入		○		
	【新規】その他プラスチック類等の再資源化			○	

第4節 施策の具体的な内容

本市が取り組んでいく施策の具体的な内容を以下に示す。

表 2-1 施策の具体的な内容 (1/2)

施策		具体的な内容		
PR・啓発事業・環境学習の充実	啓発事業の実施	出前講座	・ 随時実施する。	
		ごみ処理施設の見学会	・ 随時実施する。	
		キャンペーン、イベントの開催	・ 各種イベントでの分別啓発コーナーの設置を検討する。	
		広報活動	・ 広報みはら三原テレビ放送を通じて広報	
		その他環境教育活動	・ 環境写真・絵画・ビデオコンテストを実施し、入選作品をかんきょうカレンダーに掲載する。 ・ 生活環境委員と連携し、分別指導と集団回収の利用啓発を実施する。	
	情報の発信	排出抑制に関するマニュアルの配布	・ 家庭ごみ分別ガイド、かんきょうカレンダーを配布。 ・ ごみ減量化の方法をまとめたパンフレットを配布。	
		エコショップ、リサイクルショップの情報発信	・ 市内にあるリサイクルショップの場所を市ホームページで紹介。 ・ 広報誌等で、市ホームページで紹介してほしい業者（リサイクルショップ）を募る。 ・ リサイクルショップとの協力体制を確立する。	
	排出抑制関連事業の整備・支援	コスト分析に基づく適正な負担	ごみ処理費用の適正負担を検討 ごみの処理手数料の検討	・ 家庭系可燃ごみの有料指定袋制度 小袋 15L：12円、中袋 30L：24円 大袋 45L：36円
		排出抑制のための制度助成	集団回収事業の整備	古紙等資源集団回収事業奨励金 品目：新聞、雑誌、段ボール、アルミ缶、古布、雑がみ 金額：7円/kg 対象：町内会、子ども会、老人クラブ等 古紙等保管庫設置等補助金 古紙等資源集団回収登録団体が古紙等を一時的に保管する保管庫の設置、修繕、改造した場合、補助対象経費の1/2を交付（上限10万円）
生ごみ処理機器購入補助制度の整備			生ごみ減量対策協力者報償金 助成率：購入額の1/2 上限額：生ごみ処理容器 3,000円/台 電動式処理機 20,000円/機	
その他、排出抑制に関する取組助成制度を整備			・ 市内4箇所へ古紙回収ボックスを設定（対象は、家庭から出る新聞、雑誌、段ボール、雑がみ）	
		三原市廃棄物減量等推進審議会の運用	・ 廃棄物の減量等に関する事項について審議し、市長に答申している。	
事業所ごみに対する徹底指導		ごみの減量計画の策定を指導 年次報告書の提出を義務づけ	・ 多量排出事業所の定義を決める。 ・ 多量排出事業所へごみ減量計画、年次報告書の提出を求める。	
		優良事業所の認定	・ 他市へヒアリング（優良事業所とする基準、認定までの手順等） ・ ヒアリングを基に、三原市での優良事業所認定方法を設定し、制度を実施する。	

表 2-2 施策の具体的な内容 (2/2)

施策		実施内容	
生産・消費・廃棄システムの改革	店頭回収システムの強化	店頭回収を推進 業界に対し、市民の協力を得るよう働きかけ	・ホームページ・分別ガイド等に店頭回収について掲載する。
	包装の簡素化を推進	レジ袋の廃止	・広報みはらにマイバック運動について掲載、大型小売店舗を訪問し啓発する。
		過剰包装の自粛、簡素化 製造業者や販売業者での取組を推進	・市民に対して、広報誌等を通じて、不要な包装を断ることを普及していく。 ・事業者に対して、商品の包装を出来る限り減らすことを指導する。
	ごみを出さない活動の推進	バザー、フリーマーケット等のリサイクル活動	・フリーマーケットの開催について、広報誌や市ホームページを通じて、広報する。
		リサイクル推進店舗等の情報提供 各種の活動を実施する場所を提供	・事業者アンケートにより挙げられた取組を市ホームページで紹介する。 ・事業所での取組を市ホームページに投稿してもらい、紹介する内容を随時、追加していく。 ・バザー、フリーマーケットの場所を提供する。
	その他事項	施策推進のための体制づくり	市民・事業者との協議の場を充実
ごみ減量のための自主回収ルートの確立			・生ごみ等、一定量が排出されるごみについて、排出事業者と収集運搬許可業者との協議の上、回収ルートが構築できるよう支援する。
事業者・廃棄物再生業者の協力		ごみにならない容器の利用促進	・事業者独自の処理体制を構築するよう呼びかける。
		適正処理困難物等の処理施設整備の支援	
		資源化物の逆流通システムの確立の支援	
		適正な自家処理体制の構築の支援	
事業系ごみの減量化・再資源化に向けて新規に取り組む施策	【新規】事業系ごみ処理手数料の改定	・事業系ごみの処理手数料について、近隣自治体の料金設定等を参考に検討し、適切な料金に改定する。	
	【新規】展開検査の実施	・市の廃棄物所施設に持ち込まれた事業系ごみの展開検査を実施する。	
	【新規】事業系ごみ分別区分の細分化	・現状の分別区分を細分化し、再資源化可能物の分別回収を行う。	
	【新規】ストックヤードでの事業系古紙の受入	・ストックヤードで事業系の古紙の受入を禁止していたが、受け入れることとする。	
	【新規】その他プラスチック類等の再資源化	・現在は焼却・埋立処分しているその他プラスチック類や小型家電を民間の処理業者に再資源化処理を委託する。	

ごみ減量化，資源化に向けた具体的な取組として，以下の内容を市民，事業者に対して啓発する。

表3 ごみ減量化，資源化に向けて啓発する具体的な取組

区分	取組の内容
市民	・ 不要なダイレクトメール，チラシの受取拒否
	・ 用紙の裏面利用
	・ 無用なプリントアウトをしない
	・ 使い捨て容器の使用抑制
	・ 過剰包装の拒否
	・ 未調理廃棄食品の削除
	・ 生ごみの水切り
	・ 生ごみ処理機の購入利用
	・ 量り売り，ばら売り商品の購入
	・ レジ袋使用抑制，マイバッグの利用
	・ ラップ，ネットの使用抑制
	・ 耐久消費財の長期使用
	・ ダンボールの繰り返し利用
	・ リターナブル容器の利用
	・ 紙袋，包装紙の再利用
	・ 修理，リフォームして使用する
	・ 詰め替え食品の優先利用
	・ 店頭回収，拠点回収の推進
・ 集団回収の推進	
・ 資源として分別排出	
事業者	・ OA用紙の使用量削減，両面利用
	・ 未調理廃棄食品の削減
	・ 水切りの徹底
	・ 堆肥化
	・ 耐久消費財の長期利用
	・ ダンボールの繰り返し利用
	・ 通い箱の使用
	・ オフィス町内会の取組
・ 資源として分別排出	

第3章 分別収集計画

第1節 分別収集の目標

ごみ排出抑制・リサイクルを推進するため、「ごみ排出区分ルール」の遵守」及び「徹底指導」を目標とする。

第2節 家庭系ごみの分別収集の施策

分別収集に関する施策は以下のとおり実施する。

ごみ排出区分ルールの遵守

各地域で設置しているごみ収集ステーションの管理強化を図るため、管理状況による排出指導や不適正な排出実態への助言等を行う。生活環境委員、地域自治会役員、集団回収団体等と連携し、市民参加による分別指導を支援する。

分別収集と中間処理

本市では、資源化ごみを「かん」、「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」に排出区分している。将来的にも、現行の分別収集の方針を継続する。

ストックヤード回収

古紙類、古布類のストックヤード回収を継続する。

第3節 事業系ごみの分別と指導の強化

事業系ごみに関する施策は以下のとおり実施する。

再資源化可能物の回収体制の構築

現在の事業系ごみ分別区分を変更することで、事業系ごみに含まれる再資源化可能物の回収体制を構築する。

また、古紙類のストックヤードへの搬出を受け入れる。

多量排出事業者の指導

事業系ごみの分別・再資源化を推進するため、多量排出事業者に対して「ごみ減量計画策定」の指導・助言等を行う。

産業廃棄物の混入防止

産業廃棄物を事業系一般廃棄物として排出しないよう、事業者へ指導を行う。

展開検査の実施

市の廃棄物処理施設に持ち込まれた事業系ごみの展開検査を実施し、不適物の搬入を防止するとともに、適正な分別が行われるよう事業者へ指導を行う。

第4節 特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物

特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物に該当するものを表1に示す。それぞれの処理方法について、排出者に対して指導を行う。

特別管理一般廃棄物の処理方法

特別管理一般廃棄物以外の廃棄物と区別し、専門業者等により処理する。

適正処理困難物の処理方法

販売店での引取や専門の処理業者へ依頼する。

表1 特別管理一般廃棄物と適正処理困難物の指定

項目	主な分類	概要
特別管理一般廃棄物	PCBを使用した部品	廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれるPCB使用部品
	ばいじん、燃え殻、汚泥	ごみ焼却施設において発生したもの
	感染性一般廃棄物	病院等から排出される感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの
適正処理困難物	廃タイヤ	有害性・危険性・処理困難性等により適正処理が市町村では困難な製品を指定し、製造者・販売者に対して、その適正処理についての協力を求めるもの（左記は、平成6年厚生大臣指定の適正処理困難物）。
	テレビ（25型以上）	
	冷蔵庫（250L以上）	
	スプリングマットレス	

1. 適正処理困難物のうち、テレビ、冷蔵庫は家電リサイクル法の対象品目。

第4章 ごみ処理計画

第1節 ごみ処理主体

ごみ処理の主体を、排出から処理・処分の工程ごとに、さらに、ごみ種類ごとに明確化する。表1に本市のごみ処理段階ごとの処理主体を示す。

【排出段階】

本市は、ごみの排出抑制に向けて、市民及び事業者への支援、指導、普及啓発を積極的に行っていく。

【収集・運搬】

家庭系ごみの収集・運搬は、本市が主体となる。また、事業系ごみの収集・運搬は、事業者が主体となる。

【処理・処分】

中間処理・最終処分については、本市（久井地域については甲世衛生組合）が処理主体となる。また、不燃系ごみは、現行どおり三原広域市町村圏事務組合が主体となる。リサイクルに関しては、民間の技術を有効活用する方法を検討する。特に事業系ごみについては、事業者による自主回収ルートの確立を推進する。

なお、適正処理困難物や特別管理一般廃棄物は、製造者責任または排出者の責任において処理・処分が実施されるよう協力要請・指導を行う。

表1 ごみ種類ごとの処理主体

ごみ種類		排出抑制	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	も や す ご み	市民	三原市	三原市・甲世衛生組合	
	も や さ な い ご み			三原広域市町村圏事務組合	三原市
	資 源 化 ご み				
	大 型 ご み				
事業系ごみ	も や す ご み	事業者	事業者	三原市・甲世衛生組合	
	も や さ な い ご み			三原広域市町村圏事務組合	三原市
	資 源 化 ご み				
	大 型 ご み				

第2節 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬に関する目標

収集・運搬に関する目標は、市民サービスの向上並びに安定的な中間処理施設への搬入を図り、中間処理の適正化、再資源化の効率向上とする。

(2) 収集・運搬の方法及び量

収集・運搬体制は表2に示すとおりである。

また、本計画における収集・運搬量の見込みは表3のとおりである。

表2 収集・運搬体制

ごみ種類		収集形態	収集方法	収集回数	排出形態
もやすごみ		直営 ・ 委託	ステーション	週1～3回	指定袋・処理券
もやさないごみ				月2回	透明・半透明
資源化ごみ	かん類			月2～3回	
	ペットボトル				
	プラスチック製 容器包装				
大型ごみ			週1回	—	

表3 収集・運搬量の見込み

(単位：t/年)

ごみ種類		(実績)	(計画)	
		H26	H28	H33
もやすごみ		12,922	12,563	11,979
もやさないごみ		1,524	1,482	1,413
資源化ごみ	かん類	364	367	373
	ペットボトル	66	66	67
	プラスチック製 容器包装	477	517	639
	小計	1,493	1,542	1,679
大型ごみ		212	206	196
合計		16,151	15,793	15,267

(3) 収集・運搬に関する施策

【ごみステーションの整備】

ごみステーション数については、当面、現行どおりとするが、今後、宅地化や集合住宅の建設によりごみ排出量が増加し、地域から要望がある場合には、ごみ排出量に応じたごみステーション整備の補助を行っていく。

また、今後新たに、資源ごみ等の拠点回収を実施していく場合には、地域の要望、排出実態を確認しながら、回収拠点やごみステーションの設置計画を検討する。

【家庭系ごみの収集・運搬体制の整備】

各地域ごとの直営・委託方式の収集運搬体制を継続する。

今後、新たに分別区分の抜本的な見直しや大規模団地開発による収集量の増加によって、収集運搬体制に支障が生じた場合は、状況に応じて収集運搬体制を見直します。

【ふれあい収集の導入検討】

今後の高齢化社会の進展を踏まえ、ごみステーションへの排出が困難な世帯に戸別収集を行うことを検討する。

【事業系ごみの収集・運搬】

事業系ごみについては、本市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者が地域内の排出事業者と直接契約により収集し、本市のごみ処理施設に搬入するか、または、排出事業者自らによる搬入とする。

収集運搬業の許可にあたっては、ごみの排出抑制やごみ量の将来推計を考慮する等、ごみの発生量を適正に把握し、計画的に実施する。

なお、ごみ発生量の推移によっては、事業系ごみ指定袋制度等の導入を検討する。

第3節 中間処理計画

(1) 中間処理に関する目標

現行処理体制を継続しながら、さらにもう一層、効率的な処理や資源化を推進するため、中間処理体制の維持と処理の効率化を目標とする。

(2) 中間処理の方法及び量

本市の中間処理は、現行の中間処理方法を継続する。長期的には、可燃ごみ（もやすごみ）と不燃系ごみ（もやさないごみ、資源化ごみ、大型ごみ）において、中間処理方法、ごみ処理体制を以下のとおりとする。

表4に示す中間処理施設で対象となるごみを適正に処理する。

本市における中間処理量の見込みは表5に示すとおりである。

可燃ごみ処理

現在、可燃ごみは焼却処理と固形燃料化（久井地域）が行われている。将来、施設の老朽化に伴い本市の施設を更新する場合、本市の施設は集約する計画である。

不燃系ごみ処理

不燃系ごみの処理は、本市と世羅町で共同処理されており、将来的にも、現在の処理体制を継続する。

表4 本市のごみ処理に関する中間処理施設

施設名	中間処理	処理能力	供用開始
三原市清掃工場	焼却	128t/17H	H11.4
甲世衛生組合 エコワイズセンター	固形燃料化	16t/日	H10.3
三原広域市町村圏事務組合 不燃物処理工場 再生資源選別処理場	圧縮	50t/5H	S49.3
	手選別	30t/5H	H5.4
	ペットボトル圧縮	100kg/H	H12.5
	プラスチック容器圧縮	11t/日	H18.3
	粗大作業ヤード	—	H18.3

表5 本市における中間処理量の見込み

(単位：t/年)

項 目			(実績)	(計画)	
			H26	H28	H33
可燃ごみ処理	焼却	直接焼却	28,838	27,992	26,693
		選別可燃物	1,176	1,191	1,196
		小 計	30,014	29,183	27,889
	ごみ固形燃料化		549	533	—
不燃ごみ処理	破碎選別	選別可燃物	1,176	1,191	1,196
		資源化物	2,546	2,577	2,590
		埋立物	482	488	491
		小 計	4,204	4,256	4,277

(3) 中間処理に関する施策

[可燃ごみ処理システム]

三原市清掃工場は、基幹的設備改良事業後（平成 28 年度に工事完了予定）15 年間の延命化を図る。

なお、久井地域及び世羅町のもやすごみは、現在、甲世衛生組合エコワイズセンターでごみ固形燃料化しており、平成 30 年度までごみ固形燃料を福山市リサイクル発電株式会社でリサイクル発電を行う計画である。平成 31 年度以降は、三原市清掃工場での処理に変更する。

[不燃系ごみ処理システム]

不燃系ごみの処理施設である三原広域市町村圏事務組合「不燃物処理工場」は昭和 49 年 8 月、「再資源選別処理場」は平成 5 年 4 月の供用開始であり、敷地内には、ペットボトル圧縮梱包設備、プラ容器圧縮梱包設備等が近年整備されている。そのため、下記に示す 4 項目について対応する必要がある。したがって、老朽化した設備の稼動状況と処理体制の変更を視野に入れて、施設更新を検討する。

- ① 周辺環境への負荷軽減（建屋内にすべて収納）
- ② 作業環境の向上（粉じん対策、臭気対策、騒音対策など）
- ③ 処理能力、処理機能の確保（処理物の品質を確保）
- ④ 老朽化設備の更新（設備更新により、安定した能力、機能を回復）

また、不燃処理工場でその他プラスチック類等を選別し、民間業者による再資源化を実施する。

[既存施設の解体・撤去]

本市には、廃止した焼却施設（三原市本郷清掃工場）があり、これらの施設はダイオキシン類対策を講じて安全に解体・撤去する。

焼却施設の解体・撤去に関しては、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」及び「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」を遵守した手続きや計画・設計を行って、周辺環境の保全、解体作業者の安全確保に努める。

第4節 最終処分計画

(1) 最終処分に関する目標

最終処分物の減量に努めるとともに、廃棄物の安全で安定的な処分を推進する。
最終処分物を減量化するための技術・システムについて、情報収集に努める。

(2) 最終処分の方法及び量

本市から排出されるごみの最終処分は、焼却残渣及び不燃物残渣を対象とする。なお、現時点では、中間処理及び埋立対象物の搬入管理により、埋立物の減量・減容化、安全性の確保が図られている。将来的にも、現在の処分体制の維持に努める。

最終処分量の見込みを表6、図1に示す。

表6 最終処分量の見込み

(単位：t/年)

項目	(実績)	(計画)	
	H26	H28	H33
焼却残渣	4,544	4,418	4,222
ごみ固形燃料化後の残渣	2	2	—
不燃ごみ破碎選別後の埋立物	482	488	491
最終処分量 合計	5,028	4,908	4,713
覆土	1,676	1,636	1,571
埋立量 合計	6,704	6,544	6,284

1. 焼却残渣：焼却処理量の約15% (H26 焼却実績より) とした。
2. 不燃物残渣：選別・資源化物の処理実績より設定。
3. 覆土：焼却残渣、不燃物残渣合計重量の1/3を計画覆土量とした。

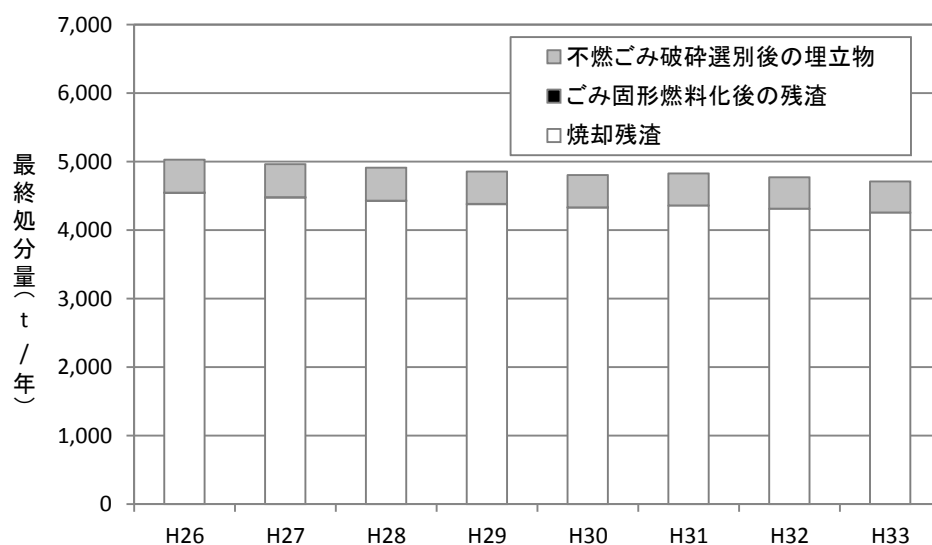


図1 最終処分量の見込み

(3) 最終処分の施策

[最終処分量の減量・減容化]

ごみの排出から、最終処分に至る各段階において、排出者、行政が一体となった取組により、ごみの減量及び再資源化に努める。最終処分物は中間処理等による減量・減容化を図る。

[最終処分場の計画的整備]

三原市一般廃棄物最終処分場の利用状況は表7のとおりである。

三原市一般廃棄物最終処分場では、現状のまま推移すると平成35年度で満杯となることから、今後も長期的に埋め立てが実施できるよう、焼却残渣については、広島県環境保全公社の施設への外部搬出を実施する。

さらに、上記以外にも最終処分場の再生に繋がる事業について検討を進めていく。

なお、最終処分場は、整備するまでに多大な時間、労力及び経費を要することから、早い時期から検討を進めていく。

表7 最終処分場の利用状況

施設名	供用開始	全体容量	残余容量
三原市一般廃棄物最終処分場	平成10年4月	163,000m ³	45,930m ³ H27.3現在

[最終処分場の計画的跡地利用]

三原市本郷一般廃棄物最終処分場の跡地利用については、当該地域の活性化を誘導でき、かつ地域の要望等に配慮したものとする必要があるため、十分に調査・検討を行ってその方針を決定する。

第5章 その他の事項

第1節 施策推進のための体制づくり

本市のごみ処理のうち、特に「ごみの減量・再資源化」に関しては、今後とも、市民・事業者等の協力（三原市廃棄物減量等推進審議会等の活動を含む）が不可欠であり、これにより「ごみの適正処理」が推進できるため、市民・事業者との協議の場を充実する必要がある。

したがって、市民・事業者を含めた体制づくりを行うため、三原市廃棄物減量等推進審議会を活用して、検討していく。

第2節 事業者の協力

本市のごみ処理設備では処理が困難な廃棄物に関しては、これまでと同様に既存の廃棄物処理業者等の協力を得て適正な処理を図る。

事業者（廃棄物の元となる製品・流通容器等の製造・加工・販売を行う者）が行う対策として、「ごみ減量のための自主回収ルートの確立、ごみにならない容器の利用促進及び適正処理困難物等の処理施設整備」が実現するように、本市は県・国等の関係各機関へ要請する。また、市内の流通・販売事業者に対して、「店頭回収等資源化物の逆流通システムの確立」や「適正な自家処理体制の構築」を要請する。このような取組に対しては、本市が関与する協力体制を明確にするとともに、支援を必要とする場合には新たな制度の創設を検討する。

さらに、事業系ごみの減量化については、事業者の協力を得ながら、排出実態の把握、減量化計画の作成指導を実施していく。

今後は、資源物リサイクルに関しては民間事業者のノウハウや技術を利用する等、民間事業者との連携を強化して、効率的な事業運営に努める。

第3節 廃棄物再生事業者の協力

本市から排出されるごみの減量・資源化のためには、廃棄物再生事業者の協力が必要である。そのために県下に登録されている廃棄物再生事業者に対して、本市で資源化が困難となっているごみの資源化に協力を要請するとともに、既存の廃棄物再生事業者による安定した資源化ができるよう調整していく。

第4節 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害時の廃棄物処理については、現在、地域防災計画において定められていないため、広域的な処理体制の確保を図り、地域内及び周辺地域との連携体制を構築できる計画の策定を検討する。また、被災により行政機能が停止しても廃棄物処理事業が継続されるよう、収集運搬業者や広島県等との協力体制を構築できる計画とする。

災害時廃棄物については、集積場所・処分場所の増設や変更等、今後さらに災害廃棄物処理に関する調査・研究を行い、より充実した対応が可能となるよう検討する。

※臨時集積場所…今後検討する。

※処分する場所…一般廃棄物最終処分場（家屋等の建設廃材は、産廃処分とする。）

第5節 不法投棄への対策

ごみのポイ捨てや不法投棄の防止に向けて、定期的なパトロールや啓発活動を行う。

第6節 在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物は、薬局や医療機関で引き取ってもらうよう関係者と連携を図り、適正な処理を推進する。

第7節 不用品回収業者への指導

収集運搬の許可を持たない業者による不用品回収を防ぐため、広島県や警察と連携して、業者への指導を実施する。

第6章 計画推進スケジュール

第1節 重点的に取り組む施策

本市の廃棄物処理において、重要な課題は「事業系ごみの減量化・再資源化」である。事業系ごみの減量化・再資源化に向けて、本市が重点的に取り組む施策を表1に示す。

表1 本市が重点的に取り組む施策

施策	取組の概要
事業系ごみの展開検査	・市の処理施設に持ち込まれた事業系ごみの展開検査を実施する。
ストックヤードでの事業系古紙の受入	・ストックヤードで事業系の古紙の受入を禁止していたが、受け入れることとする。
事業系ごみ分別区分の細分化	・事業系ごみの分別区分を家庭系並みとし、古紙類を資源化ごみとする。
事業系ごみ処理手数料の改定	・近隣市町との料金水準を勘案した処理手数料に改定する。
その他プラスチック類等の再資源化	・現在は焼却・埋立処分しているその他プラスチック類や小型家電を民間の処理業者に再資源化処理を委託する。

第2節 施策スケジュール

本市が重点的に取り組む施策について、そのスケジュールを設定し、確実な計画の実施に向けて調査・検討を進める。表2に本市が重点的に取り組む施策のスケジュールを示す。

表2 本市が重点的に取り組む施策のスケジュール

施策内容	実施年度	
	H28	H29
事業系ごみの展開検査	準備・開始	継続
ストックヤードでの事業系古紙の受入	準備・開始	継続
事業系ごみ分別区分の細分化	条例改正 周知広報	開始
事業系ごみ処理手数料の改定	条例改正 周知広報	開始
その他プラスチック類等の再資源化	体制の確保 準備	開始

第7章 計画推進体制の整備

本市の「ごみ減量・再資源化施策」及び「適正処理」に関する推進体制は、三原市廃棄物減量等推進審議会を活用する。

よって、本計画においてはその推進体制として図1に示すものを前提に、必要に応じた体制づくりを行っていく。

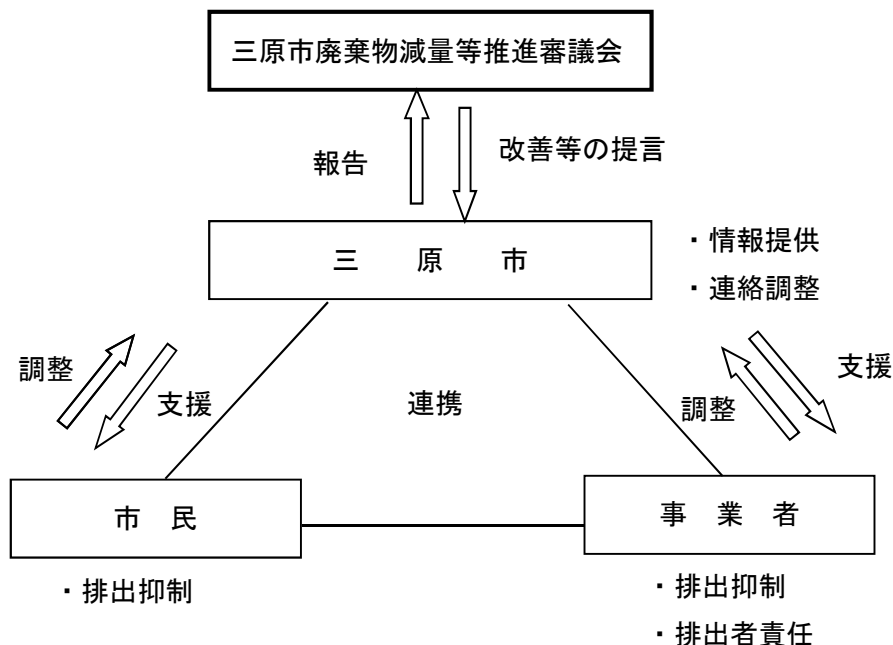


図1 計画推進体制

本計画を確実に実施していくためには、各種施策への取組の状況や目標値の達成状況等を定期的にチェック・評価し、これに基づいて必要な追加施策等を講じていくことが必要である。そのため、PDCAサイクルにより、継続的に管理していく。

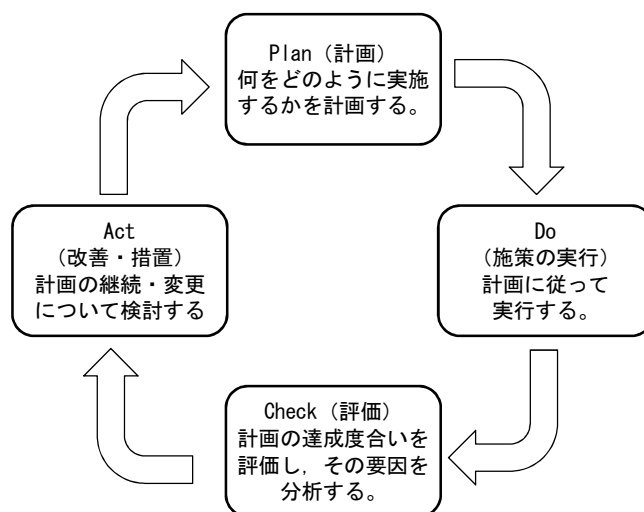


図2 計画進行管理

第5部 生活排水の処理状況

第1章 地域の特性把握等

第1節 水環境、水質保全に関する状況等

本市の水環境、水質保全の状況は、平成26年度に広島県が実施した調査によると「市内17の水質測定地点のうち、環境基準の類型が指定されている河川9地点では全て環境基準に適合している」という状況にある。

第2節 水道水源の流域

本市の水道は、西野浄水場、中之町水源地、垣内浄水場、篝第一水源地、麓・宮ノ沖水源地、片山系水源地、川西第1・第2浄水場から配水されている。

沼田川支流川の棕梨川に建設された棕梨ダムは、水道用水の供給のほか洪水調整や工業用水の供給、水力発電にも利用されている多目的ダムである。

和久原川上流にある太郎谷ダムは、渇水期における中之町水源の取水強化を図っている。

第3節 自然公園の地域

本市の自然公園としては、瀬戸内海国立公園、仏通寺御調八幡宮県立自然公園、竹林寺用倉山県立自然公園が指定されている。

また、広島県自然環境保全地域等の指定対象地域として、柄鎌瀬戸自然海浜保全地区（鷺浦町須波）、佐木大野浦自然海浜保全地区（鷺浦町須波）が指定されている。

第4節 湖沼水質保全法の指定地域等

本市内には、湖沼水質保全法の指定及び環境基準の類型指定がある湖沼はないが、河川及び海域において水域指定がある。

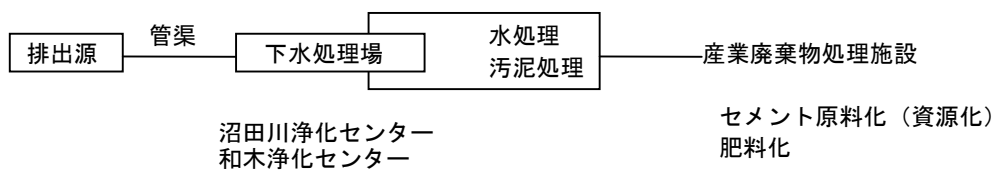
河川の指定は、棕梨川、沼田川、仏通寺川、和久原川、御調川である。また、海域は、燧灘北西部としての指定である。

第2章 生活排水処理の現状

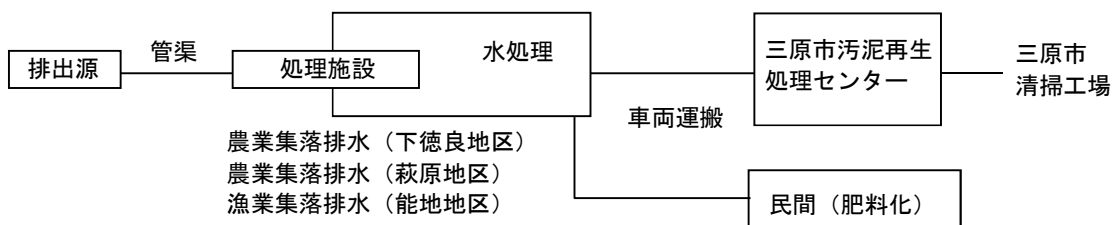
第1節 生活排水処理施設の概要

主な生活排水処理施設の各種の概要を図1に示す。

(1) 下水道



(2) 集落排水施設



(3) 大型合併処理浄化槽(民間開発)



(4) 合併処理浄化槽

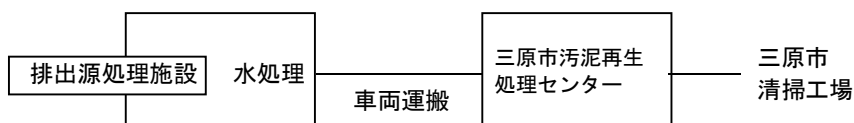


図1 主な生活排水処理施設の概要

第2節 生活排水処理形態別人口の推移

本市の生活排水処理形態別人口の推移を表1、図2に示す。下水道人口、集落排水人口が増加し、単独処理浄化槽人口、し尿収集人口、自家処理人口が減少傾向にある。生活排水処理率は増加傾向にあり、平成26年度で63.0%となっている。

表1 生活排水処理形態別人口の推移

(単位：人/年)

項目	H22	H23	H24	H25	H26
行政区域内人口	101,745	100,764	99,673	98,917	98,290
計画処理区域内人口	101,745	100,764	99,673	98,917	98,290
水洗化・生活雑排水処理人口	57,559	56,247	57,520	60,532	61,909
合併処理浄化槽人口	28,010	25,432	25,626	27,561	27,784
下水道人口	28,183	29,489	30,573	31,508	32,521
集落排水施設人口	1,366	1,326	1,321	1,463	1,604
水洗化・生活雑排水未処理人口 (=単独処理浄化槽人口)	18,272	20,391	19,496	16,984	16,047
非水洗化人口	25,914	24,126	22,657	21,401	20,334
し尿収集人口	24,398	22,810	21,527	20,350	19,465
自家処理人口	1,516	1,316	1,130	1,051	869
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率	56.6%	55.8%	57.7%	61.2%	63.0%

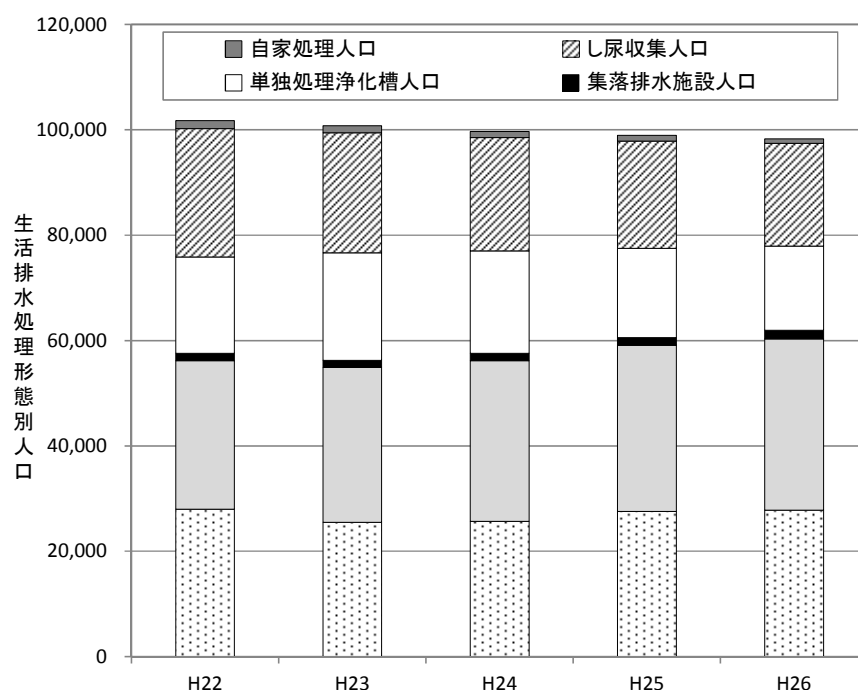


図2 生活排水処理形態別人口の推移

第3節 し尿等排出量の推移

し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）及び集落排水汚泥排出量の推移を表2、図3に示す。これによると、し尿の排出量は減少傾向であるが、浄化槽汚泥と集落排水汚泥の排出量は概ね横ばい傾向にある。

なお、本市内で発生するし尿等のうち民間施設で肥料化されている汚泥（脱水汚泥）は表3のとおりである。

表2 し尿等及び集落排水汚泥排出量の推移

（単位：KL /年）

	H22	H23	H24	H25	H26
し尿	18,546	17,804	16,883	15,892	15,039
浄化槽汚泥	37,739	38,854	38,558	38,283	37,349
集落排水汚泥	200	200	190	198	209
合計	56,485	56,858	55,631	54,373	52,597

1. 集落排水汚泥は、農業集落排水事業のうち萩原地区、漁業集落排水事業の能地地区の汚泥排出量（濃縮汚泥）である。

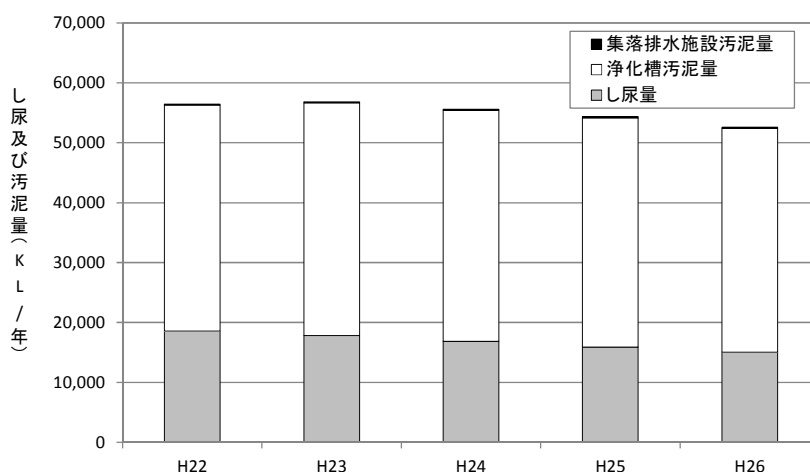


図3 し尿等及び集落排水汚泥排出量の推移

表3 民間施設で肥料化されている汚泥（脱水汚泥）

（単位：t /年）

	H22	H23	H24	H25	H26
農業集落排水 （下徳良地区）	44.39	43.92	45.80	41.84	21.06
含水率	—	84.0%	85.0%	88.9%	88.4%
大型合併処理浄化槽 （須波ハイツ）	257.6	258.0	255.0	252.0	254.8
含水率	82%～83%				

第4節 生活排水処理形態の状況

(1) 公共下水道等の概要

本市では3地域において公共下水道事業、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設（以下、「公共下水道等」という。）を実施している。公共下水道事業の概要を表4、集落排水事業の概要を表5に示す。

表4 公共下水道事業の概要

事業名 地域（地区名）	三原流域関連公共下水道			
	三原地域		本郷地域	
計画内容	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画
計画目標年次	H42	H31	H42	H31
事業年次	H2～H42	H2～H31	H2～H42	H2～H31
計画処理区域面積	1,549.4ha	838.8ha	1,209.3ha	727.9ha
計画処理人口	57,970人	35,990人	7,590人	7,020人
供用開始年	H7		H10	
計画処理区域内現況人口 (H27.4.1)	33,433人		6,125人	
接続人口(H27.4.1)	26,694人		4,976人	

事業名 地域（地区名）	特定環境保全公共下水道 大和地域 (和木・箱川地区)	
	計画内容	全体計画
計画目標年次	H19	H19
事業年次	H2～H19	H2～H19
計画処理区域面積	36ha	36ha
計画処理人口	1,200人	1,200人
供用開始年	H8	
計画処理区域内現況人口 (H27.4.1)	919人	
接続人口(H27.4.1)	851人	

表5 集落排水事業の概要

事業名 地域（地区名）	農業集落排水		漁業集落排水
	大和地域 (下徳良地区)	大和地域 (萩原地区)	三原地域 (能地地区)
事業年次	H5～10	H6～13	H5～27
計画処理区域面積	58.8ha	14.6ha	6.6ha
計画処理人口	3,300人	710人	900人
供用開始年	H10	H11	H15
計画処理区域内現況人口 (H27.4.1)	857人	422人	863人
接続人口(H27.4.1)	822人	349人	433人

(2) 合併処理浄化槽の概要

合併処理浄化槽の整備事業の概要を表 6 に示す。大和地域を除く全域では個人が設置する合併処理浄化槽に対する補助事業を実施している。また、大和地域では、市町村で合併処理浄化槽の設置・維持管理を行う事業を実施している。

表 6 合併処理浄化槽の整備事業の概要

区 分	地 域 名	計画処理人口	整備年度
浄化槽設置整備 事業 (H2 事業開始)	旧三原市, 旧本郷町, 旧久井町の地域 (公共下水道の事業区域や大型合併処 理浄化槽設置地域, 漁業集落排水事業 計画区域を除く地域)	542 人/年	H27~H30
		537 人/年	H31
		532 人/年	H32
		526 人/年	H33
浄化槽市町村整備 推進事業 (H14 事業開始)	旧大和町の地域 (特定環境保全公共下水道事業, 農業 集落排水事業および大型合併処理浄化 槽設置地域を除く地域)	77 人/年	H27~H30
		76 人/年	H31
		76 人/年	H32
		75 人/年	H33

第 5 節 し尿等の収集・運搬の概要

本市内のし尿等の収集・運搬は、本市の委託及び許可業者により行っている。し尿等の収集運搬は、一般家庭の場合は、原則として人頭制により手数料を徴収し、収集を行っている。また、不特定多数の者などが利用する場所や建築物については従量制により手数料を徴収し、収集を行っている（久井地域は従量制のみ）。

浄化槽汚泥の収集・運搬は、本市の許可業者が浄化槽の清掃と併せて実施している。

第6節 し尿等処理施設の状況

本市内から排出されるし尿等を処理しているし尿処理施設（汚泥再生処理センター）の概要を表7に示す。三原市汚泥再生処理センターでは、汚泥を助燃剤化している。助燃剤化の実績を表8に示す。

表7 三原市汚泥再生処理センターの施設概要

施設名	三原市汚泥再生処理センター「みずき」
施設所在地	三原市沼田東町七宝 248 番地
計画処理能力	176 kL/日 <ul style="list-style-type: none"> ・し尿：46 kL/日 ・浄化槽汚泥：125 kL/日 ・集落排水汚泥：2 kL/日 ・下水汚泥：3 kL/日
建設経過	着工：平成 23 年 3 月 竣工：平成 25 年 8 月
処理方式	浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式＋高度処理
汚泥処理	再資源化（助燃剤化）

表8 助燃剤化の実績

（単位：t/年）

	H25	H26	備考
助燃剤化量	507.60	1,050.54	H25 は H25. 8～H26. 3 の実績

第7節 目標達成状況の評価

現行計画で設定されている目標達成状況として、生活排水処理率の推移を図4、生活排水処理形態別人口の現行計画推計値と実績の比較結果を表9に示す。

生活排水処理率は、過去10年間で約20%増加しているものの、合併処理浄化槽と下水道の普及が遅れていることにより、現行計画の推計より低く推移している。

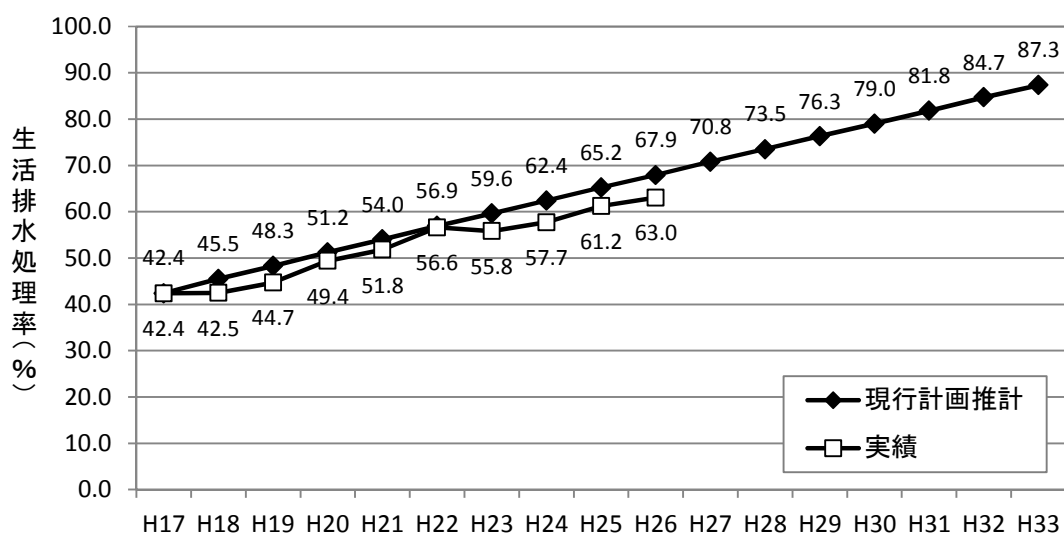


図4 生活排水処理率の推移

表9 生活排水処理形態別人口の比較

	H26 (実績)		H26 (現行計画推計)	
	処理人口	普及率	処理人口	普及率
行政区域内人口	98,290人	—	102,564人	—
計画処理区域内人口	98,290人	—	102,564人	—
水洗化・生活雑排水処理人口	61,909人	—	69,692人	—
合併処理浄化槽人口	27,784人	28.3%	30,044人	29.3%
下水道人口	32,521人	33.1%	38,007人	37.1%
集落排水施設人口	1,604人	1.6%	1,641人	1.6%
水洗化・生活雑排水未処理人口 (=単独処理浄化槽人口)	16,047人	—	14,750人	—
非水洗化人口	20,334人	—	18,122人	—
し尿収集人口	19,465人	—	16,880人	—
自家処理人口	869人	—	1,242人	—
計画処理区域外人口	0人	—	0人	—

1. 普及率=処理人口÷行政区域内人口

第8節 生活排水処理の課題

生活雑排水の処理率は、広島県平均で平成25年度が約85%（全国平均は約88.9%）となっており、本市の実績（平成26年度で約63%）は低い状況にある。このような状況にあつて、生活排水による公共水域への汚濁負荷は、生活雑排水が大きく影響していることから、公共下水道の施設整備及び合併処理浄化槽の設置を推進することが望まれている。

しかし、公共下水道の施設整備には、長期の事業期間を要することや市の財政上の問題もあり、早急に整備することが困難な状況にある。本市の生活排水処理の実情を踏まえ課題を以下に示す。

（1）集合処理施設の整備

本市では、供用開始している公共下水道等があり、今後とも、処理開始区域内の市民、事業者等に対して集合処理施設への接続について呼びかける必要がある。下水道認可区域のうち、未整備の区域は整備を促進する必要がある。

下水道の全体計画区域内で未認可の区域については、整備期間に配慮して、引き続き合併処理浄化槽により対応する必要がある。

（2）個別処理施設の整備の推進

集合処理施設の整備が当分の間見込まれない地域及び集合処理施設の整備地域以外については、合併処理浄化槽の設置を推進する必要がある。

また、単独処理浄化槽については、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換の指導等を行っていく必要がある。

（3）生活排水対策の啓発

本市の水環境保全に対して、生活排水処理対策が果たす役割及びその効果等について広く市民に啓発し、また、発生源（台所等）における汚濁負荷削減対策（廃油や生ごみを流さないための廃油ポットや三角コーナーネットの設置、無リン洗剤、せっけんの使用など）についても同様に啓発を行っていく必要がある。

（4）排水施設の水質問題

水質に係る特定事業場の水質総量規制、瀬戸内海水域における富栄養化対策等について、市域内の特定事業場、住宅団地等の大型合併処理浄化槽、下水道処理施設、その他生活排水処理施設からの処理水水質を適合させなければならない。

第6部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の基本方針

第1節 生活排水処理に係る理念、目標

本市の長期計画では「行きたい住みたいつながりたい世界へはばたく瀬戸内元気都市三原」をまちづくりの将来像に、「安心して快適・安全に住み続けられるまち」として、汚水の適正処理を掲げており、水質浄化の必要性が深く認識されるようになっている。

このため、生活排水を適切に処理することが課題であり、市民に対して生活排水対策の重要性等について啓発を行うとともに、生活排水処理の目標は、水質改善にとどまらず、総合的な水質保全対策を展開することとする。

第2節 基本方針

本市の生活排水処理対策の基本としては、まず、発生源である各家庭のトイレからの排水や台所、風呂、洗濯機からの生活雑排水に意識を傾け、市民の生活排水に対する意識啓発と実践活動の促進を図るとともに、各地区の特性等を考慮し、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備を計画的に推進していく。

また、今後、開発される宅地等については、その規模、事業主体、場所によって、生活排水処理手法を検討し、開発担当部局と連携して施設整備を図る。

(1) 公共下水道の整備推進

市街地における公共下水道の整備に努め、事業計画に基づき処理区域の拡大を図るとともに、処理区域内の水洗化の普及促進に努める。

(2) 集落排水施設の接続推進

農業集落排水施設及び漁業集落排水施設においては、接続をしていない世帯に対して、接続をするよう啓発していく。

(3) 合併処理浄化槽の設置整備促進

公共下水道等の整備計画区域以外の地域における生活排水処理施設として、各戸への合併処理浄化槽の設置整備促進に努める。また、集合処理施設の整備が当分の間見込まれない地域についても、合併処理浄化槽の設置を推進する。

(4) 単独処理浄化槽の改善

既設の単独処理浄化槽については、個別の状況を勘案しつつ、生活雑排水の処理を併せて行う合併処理浄化槽への転換の指導等を検討する。

第2章 目標年度

「生活排水処理基本計画策定指針」によると、長期計画の目標年次は10～15年としている。本改定では、現行計画どおり、平成19年度を初年度とし、平成33年度を目標年度とする15か年計画とした。また、概ね5年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うものとする。

計画目標年度 平成33年度 (2021年度)

※「生活排水処理基本計画策定指針」は、生活排水処理基本計画を策定するために勘案すべき諸要因や、必要な留意事項が記載されている（旧厚生省：平成2年10月8日）。

第3章 生活排水の処理主体

本市における生活排水処理施設ごとの処理主体は、表1に示すとおりとする。

表1 生活排水処理施設ごとの処理主体

処理施設の種類	処理主体	対象となる生活排水の種類
下水道 (流域下水道) (流域関連公共下水道) (特定環境保全公共下水道)	広島県 三原市 三原市	し尿及び生活雑排水
集落排水処理施設	三原市	し尿及び生活雑排水
合併処理浄化槽 浄化槽設置整備事業 (個人設置型) 浄化槽市町村整備推進事業 (市町村設置型) その他	個人 三原市 個人等	し尿及び生活雑排水
単独処理浄化槽	個人等	し尿
三原市汚泥再生処理センター「みずき」	三原市	し尿, 浄化槽汚泥, 集落排水施設汚泥

第4章 生活排水の処理計画

第1節 処理の目標

生活排水処理の適正処理をより一層推進するために、各種の生活排水処理施設をそれぞれの特徴を生かして、適正に組み合わせることにより効率よく計画的に整備を行う。生活排水処理の目標を表1に、生活排水処理形態別人口の推移を表2に示す。

表1 生活排水処理の目標

	H26（現在）	H33（目標年度）
生活排水処理率（％）	63.0	79.7

表2 生活排水処理形態別人口の推移

	年度	H26（現在）	H33（目標年度）
行政区域内人口	[人]	98,290	91,110
計画処理区域内人口	[人]	98,290	91,110
水洗化・生活雑排水処理人口	[人]	61,909	72,651
合併処理浄化槽人口	[人]	27,784	29,557
下水道人口	[人]	32,521	41,623
集落排水施設人口	[人]	1,604	1,471
水洗化・生活雑排水未処理人口	[人]	16,047	8,142
非水洗化人口	[人]	20,334	10,317
し尿収集人口	[人]	19,465	9,876
自家処理人口	[人]	869	441
計画処理区域外人口	[人]	0	0

第2節 生活排水を処理する区域及び人口等

生活排水を処理する区域及び人口等について、目標年度における状況を表3、図1に示す。

表3 計画目標年度（平成33年）の生活排水処理形態別人口

施設名	計画人口	整備年度	備考
合併処理浄化槽 市町村設置型・個人設置型	29,557人	H19～H30	
下水道 流域下水道（沼田川流域下水道の区域）	40,833人	H2～H32	
特定環境保全（大和地域（和木・箱川地区））	790人	H2～H32	
集落排水施設 農業集落排水（大和地域（下徳良・萩原地区））	1,070人	H5～H10	萩原地区はH6～H13
漁業集落排水（三原地域（能地地区））	401人	H5～H27	
し尿等処理施設 （污泥再生処理センター）（市内全域）	9,876人	H20～25	

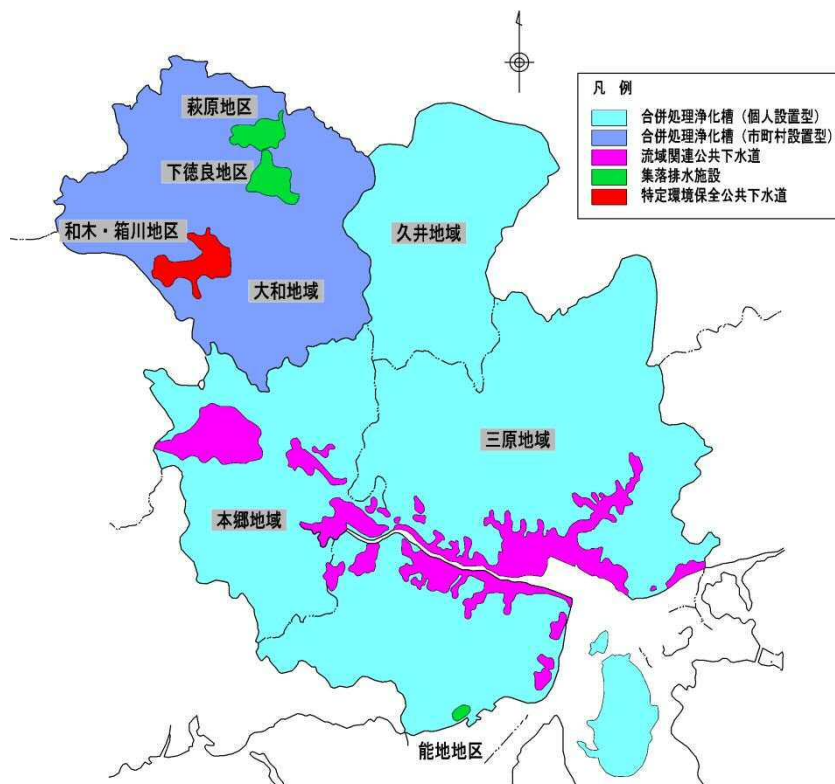


図1 生活排水を処理する区域

第5章 し尿・汚泥の処理計画

第1節 適正管理・再資源化計画

(1) 適正管理・再資源化に関する目標

し尿については、公衆衛生の見地から、今後もその適正処理を進めるものとし、発生する余剰汚泥の有効利用を今後とも促進していくことを目標とする。

浄化槽汚泥、集落排水施設汚泥については、適正な維持管理により、排出量を抑制していくことを目標とする。

(2) 適正管理の方法

本市内の浄化槽の保守・点検及び清掃については、浄化槽法に基づく登録業者及び許可業者が行っている。浄化槽汚泥の引抜き量は、清掃方法によって変動することから、適正な維持管理が重要である。

よって、本市では、浄化槽の適正管理について、広島県と連携して啓発・指導等を行う。

(3) 再資源化計画

再資源化については、引き続き、三原市汚泥再生処理センターで汚泥を助燃剤化していく。また、集落排水施設汚泥においても再資源化を推進する。

第2節 収集運搬計画

(1) 収集・運搬に関する目標

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、委託及び許可業者による体制を継続する。

(2) 収集・運搬の範囲

収集区域は、現状どおり本市全域とする。収集対象は、一般家庭及び事業所から発生するし尿等、集落排水施設から発生する汚泥（肥料化分を除く）とする。

なお、集落排水施設や大型合併処理浄化槽（住宅団地への設置分）から発生する汚泥のうちし尿処理施設に搬入されていないものについては、その処理状況に変更があれば、毎年の実施計画で見直しする。

(3) 収集・運搬の方法及び量

収集・運搬量の推移を図1に示す。収集・運搬量は公共下水道事業の進捗により、減少すると推計される。なお、浄化槽整備事業や水洗化の要望によって浄化槽が設置されると汚泥が増加するが、公共下水道が供用開始されている区域などでは、浄化槽が散在することから収集効率の低下に配慮した計画を検討する。

また、し尿等の収集・運搬業の許可については、効率的適正な事業を行うため、し尿等の発生量を適正に把握し、計画的に実施する。

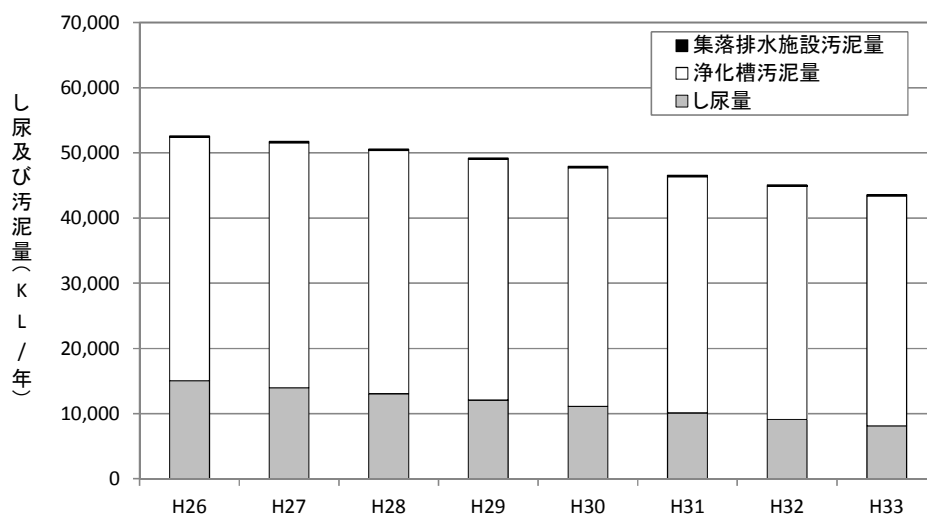


図1 収集・運搬量の推移

第3節 中間処理計画

(1) 中間処理に関する目標

し尿等の中間処理については，三原市汚泥再生処理センターで適正処理を行うとともに資源化を推進する。

(2) 中間処理の方法及び量

し尿等は，三原市汚泥再生処理センターで適正処理を行っていく。本市の中間処理量の推移を図2に示す。

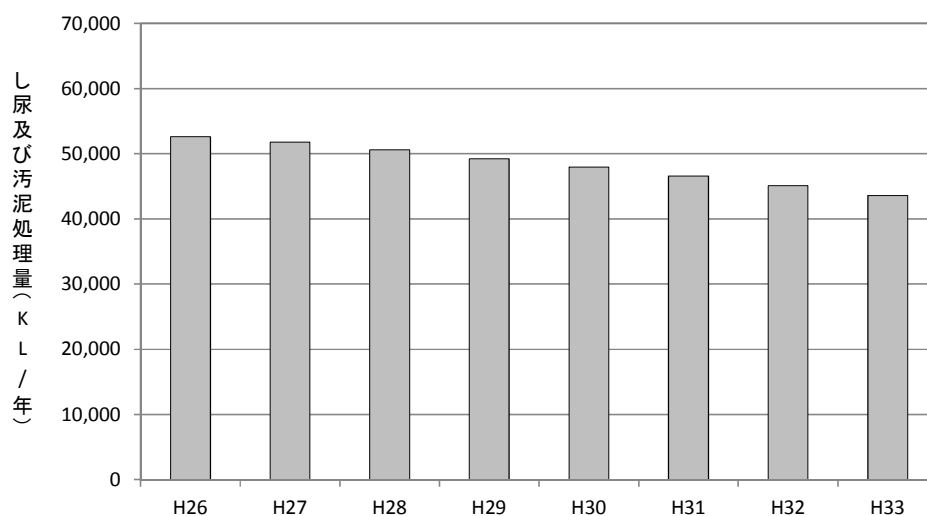


図2 中間処理量の推移

第4節 最終処分計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理過程では，沈砂，前処理後にし渣が発生する。このうち，し渣は三原市清掃工場で焼却処理し，沈砂は適正に処分する。

第6章 その他・普及啓発活動等

第1節 住民に対する広報・啓発活動

公共下水道及び集落排水処理施設整備区域においては、施設の早期接続を図っていくため、市民、並びに事業者に啓発・指導等を行なっていくものとする。

また、単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換を推進し、さらに浄化槽の定期的な保守・点検、清掃及び法定検査の実施について、広島県あるいは広島県東部厚生環境事務所との連携、市民、事業者、清掃業者に対し、啓発・指導等を行い、その徹底に努める。

第2節 地域に関する諸計画との関係

集落排水施設整備事業計画、公共下水道計画等、地域の生活排水関連施設整備計画との整合を図り、し尿等の適正処理のための方策を講じていくものとする。

また、地域の開発計画等の策定に際しては、生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽の設置等、生活排水の適正処理を指導していくものとする。

第3節 水質保全のための施策

公共下水道や農業集落排水施設の整備が困難な地域については、合併処理浄化槽の整備を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図る。

また、合併処理浄化槽設置後の維持管理を適切に行うことは、浄化槽が機能を発揮するうえで必要不可欠であり、今後、適正かつ効率的な維持管理を確保するために、関係業者が連携した維持管理システムの確立に対して支援していく。

なお、今後増加していくと考えられるディスポーザー排水処理システムについては、下水道等の関係機関や収集運搬業者と調整し、排出される汚泥等の収集・処理方法等を検討していく。

参 考 資 料

1. ごみ排出量実績及び推計（現状のまま推移した場合）
2. ごみ処理量実績及び推計（現状のまま推移した場合）
3. ごみ排出量実績及び推計（減量化・再資源化を推進した場合）
4. ごみ処理量実績及び推計（減量化・再資源化を推進した場合）
5. 生活排水処理形態別人口，し尿及び浄化槽汚泥
6. 浄化槽，下水道，集落排水施設の整備実績及び計画

1. ごみ排出量 実績及び推計(現状のまま推移した場合)

実績 ← 推計

項目	[年度] [日付]	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33		
		H18.3.31	H19.3.31	H20.3.31	H21.3.31	H22.3.31	H23.3.31	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	H27.3.31	改定年度	中間目標	—	—	—	—	—	目標年度	
行政区域内人口	[人]	105,116	104,937	104,253	103,623	102,606	101,745	100,764	99,673	98,917	98,290	96,425	95,554	94,683	93,812	92,941	92,069	91,110		
収集ごみ (家庭系)	可燃ごみ	[t/年]	16,287	18,125	15,497	15,104	14,861	14,513	14,490	14,485	12,657	12,922	12,867	12,939	13,008	13,073	13,135	13,193	13,242	
		[t/日]	44.62	49.66	42.46	41.38	40.72	39.76	39.70	39.68	34.68	35.40	35.25	35.45	35.64	35.82	35.99	36.15	36.28	
		[g/人・日]	424.5	473.2	407.3	399.3	396.8	390.8	394.0	398.2	350.6	360.2	365.6	371.0	376.4	381.8	387.2	392.6	398.2	
	不燃ごみ	[t/年]	2,412	1,735	1,303	1,264	1,536	1,524	1,478	1,454	1,473	1,524	1,496	1,482	1,469	1,455	1,442	1,428	1,413	
		[t/日]	6.61	4.75	3.57	3.46	4.21	4.18	4.05	3.98	4.04	4.18	4.10	4.06	4.02	3.99	3.95	3.91	3.87	
		[g/人・日]	62.9	45.3	34.2	33.4	41.0	41.0	40.2	40.0	40.8	42.5	42.5	42.5	42.5	42.5	42.5	42.5	42.5	
	資源ごみ	[t/年]	2,048	2,295	2,239	2,060	1,807	1,707	1,694	1,716	1,544	1,493	1,464	1,451	1,438	1,424	1,411	1,398	1,383	
		[t/日]	5.61	6.29	6.13	5.64	4.95	4.68	4.64	4.70	4.23	4.09	4.01	3.98	3.94	3.90	3.87	3.83	3.79	
		[g/人・日]	53.4	59.9	58.8	54.5	48.2	46.0	46.1	47.2	42.8	41.6	41.6	41.6	41.6	41.6	41.6	41.6	41.6	
	粗大ごみ	[t/年]	296	215	190	201	201	284	270	289	250	212	208	206	204	202	200	198	196	
[t/日]		0.81	0.59	0.52	0.55	0.55	0.78	0.74	0.79	0.68	0.58	0.57	0.56	0.56	0.55	0.55	0.54	0.54		
[g/人・日]		7.7	5.6	5.0	5.3	5.4	7.6	7.3	7.9	6.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9		
小計	[t/年]	21,043	22,370	19,229	18,629	18,405	18,028	17,932	17,944	15,924	16,151	16,035	16,078	16,119	16,154	16,188	16,217	16,234		
	[t/日]	57.65	61.29	52.68	51.04	50.42	49.39	49.13	49.16	43.63	44.25	43.93	44.05	44.16	44.26	44.35	44.43	44.48		
	[g/人・日]	548.5	584.0	505.3	492.5	491.4	485.4	487.6	493.2	441.1	450.2	455.6	461.0	466.4	471.8	477.2	482.6	488.2		
直接搬入ごみ	家庭系	可燃ごみ	[t/年]	—	—	2,369	2,443	4,313	2,974	2,598	2,153	1,785	2,057	2,059	2,059	2,059	2,059	2,059	2,059	
			[t/日]	—	—	6.49	6.69	11.82	8.15	7.12	5.90	4.89	5.64	5.64	5.64	5.64	5.64	5.64	5.64	
			うちストックヤード回収	[t/年]	—	—	—	—	—	—	—	—	125	144	148	150	150	150	150	150
		[t/日]	—	—	—	—	—	—	—	—	0.34	0.39	0.41	0.41	0.41	0.41	0.41	0.41	0.41	
		不燃ごみ	[t/年]	—	—	150	148	170	178	190	205	199	102	168	164	164	164	164	164	164
			[t/日]	—	—	0.41	0.41	0.47	0.49	0.52	0.56	0.55	0.28	0.46	0.45	0.45	0.46	0.45	0.45	0.45
	[g/人・日]		—	—	0.70	0.67	0.54	0.54	0.59	0.66	0.96	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	
	資源ごみ	[t/年]	—	—	255	244	197	198	217	241	352	210	212	212	212	212	212	212	212	
		[t/日]	—	—	0.70	0.67	0.54	0.54	0.59	0.66	0.96	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	
		[g/人・日]	—	—	0	22	22	33	35	40	33	30	29	29	29	29	29	29	29	
	粗大ごみ	[t/年]	—	—	0	22	22	33	35	40	33	30	29	29	29	29	29	29	29	
		[t/日]	—	—	0.00	0.06	0.06	0.09	0.10	0.11	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	
		[g/人・日]	—	—	2,774	2,857	4,702	3,383	3,040	2,639	2,369	2,399	2,468	2,464	2,464	2,468	2,464	2,464	2,464	
	事業系	可燃ごみ	[t/年]	17,486	16,095	16,475	15,952	15,062	15,660	15,008	14,536	14,341	14,408	14,407	14,407	14,407	14,407	14,407	14,407	14,407
			[t/日]	47.91	44.10	45.14	43.70	41.27	42.90	41.12	39.82	39.29	39.47	39.47	39.47	39.47	39.47	39.47	39.47	39.47
			[g/人・日]	628	352	251	253	303	310	280	257	286	288	288	288	288	288	288	288	288
		不燃ごみ	[t/年]	1,72	0.96	0.69	0.69	0.83	0.85	0.77	0.70	0.78	0.79	0.79	0.79	0.79	0.79	0.79	0.79	0.79
			[t/日]	4.42	4.08	4.32	4.06	3.58	3.47	3.21	3.04	2.99	3.02	3.03	3.03	3.03	3.03	3.03	3.03	3.03
[g/人・日]			1.21	1.12	1.18	1.11	0.98	0.95	0.88	0.83	0.82	0.83	0.83	0.83	0.83	0.83	0.83	0.83	0.83	
資源ごみ	[t/年]	—	—	35	41	41	57	51	51	48	43	44	44	44	44	44	44	44		
	[t/日]	—	—	0.10	0.11	0.11	0.16	0.14	0.14	0.13	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12		
	[g/人・日]	18,556	16,855	17,193	16,652	15,764	16,374	15,660	15,148	14,974	15,041	15,042	15,042	15,042	15,042	15,042	15,042	15,042		
粗大ごみ	[t/年]	50.84	46.18	47.10	45.62	43.19	44.86	42.90	41.50	41.02	41.21	41.21	41.21	41.21	41.21	41.21	41.21	41.21		
	[t/日]	18,556	16,855	19,967	19,509	20,466	19,757	18,700	17,787	17,343	17,440	17,510	17,506	17,506	17,510	17,506	17,506	17,506		
	[g/人・日]	50.84	46.18	54.70	53.45	56.07	54.13	51.23	48.73	47.52	47.78	47.78	47.97	47.96	47.96	47.97	47.96	47.96		
小計	[t/年]	18,556	16,855	19,967	19,509	20,466	19,757	18,700	17,787	17,343	17,440	17,510	17,506	17,506	17,510	17,506	17,506	17,506		
	[t/日]	50.84	46.18	54.70	53.45	56.07	54.13	51.23	48.73	47.52	47.78	47.78	47.97	47.96	47.96	47.97	47.96	47.96		
	[g/人・日]	18,556	16,855	17,193	16,652	15,764	16,374	15,660	15,148	14,974	15,041	15,042	15,042	15,042	15,042	15,042	15,042	15,042		
合計	可燃ごみ	[t/年]	33,773	34,220	34,341	33,499	34,236	33,147	32,096	31,174	28,783	29,387	29,333	29,405	29,474	29,539	29,601	29,659	29,708	
		[t/日]	92.53	93.75	94.08	91.78	93.80	90.81	87.93	85.41	78.86	80.51	80.36	80.56	80.75	80.93	81.10	81.26	81.39	
		[g/人・日]	3,040	2,087	1,704	1,665	2,009	2,012	1,948	1,916	1,958	1,914	1,952	1,934	1,921	1,911	1,894	1,880	1,865	
	不燃ごみ	[t/年]	8.33	5.72	4.67	4.56	5.50	5.51	5.34	5.25	5.36	5.24	5.35	5.30	5.26	5.24	5.19	5.15	5.11	
		[t/日]	2.490	2.703	2.926	2.710	2.362	2.252	2.232	2.261	2.195	2.005	1.979	1.966	1.953	1.939	1.926	1.913	1.898	
		[g/人・日]	6.82	7.41	8.02	7.42	6.47	6.17	6.12	6.19	6.01	5.49	5.42	5.39	5.35	5.31	5.28	5.24	5.20	
	資源ごみ	[t/年]	296	215	225	264	264	374	356	380	331	285	281	279	277	275	273	271	269	
		[t/日]	0.81	0.59	0.62	0.72	0.72	1.02	0.98	1.04	0.91	0.78	0.77	0.76	0.76	0.75	0.75	0.74	0.74	
		[g/人・日]	39,599	39,225	39,196	38,138	38,871	37,785	36,632	35,731	33,267	33,591	33,545	33,584	33,625	33,664	33,694	33,723	33,740	
	粗大ごみ	[t/年]	108.49	107.47	107.39	104.49	106.50	103.52	100.36	97.89	91.14	92.03	91.90	92.01	92.12	92.23	92.31	92.39	92.44	
		[t/日]	2.200	2.337	2.429	2.438	2.278	2.185	1.959	1.862	1.822	1.738	1.737	1.737	1.737	1.737	1.737	1.737	1.737	
		[g/人・日]	6.03	6.40	6.65	6.68	6.24	5.99	5.37	5.10	4.99	4.76	4.76	4.76	4.76	4.76	4.76	4.76	4.76	
古紙回収ボックス	[t/年]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	35	35	35	35	35	35	35		
	[t/日]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10		
民間拠点回収	[t/年]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,213	1,212	1,212	1,212	1,212	1,212	1,212	1,212		
	[t/日]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.32	3.32	3.32	3.32	3.32	3.32	3.32	3.32		
ごみ総排出量	[t/年]	41,799	41,562	41,625	40,576	41,149	39,970	38,591	37,593	35,089	36,542	36,529	36,568	36,609	36,648					

2. ごみ処理量 実績及び推計(現状のまま推移した場合)

処理内訳			[年度] [日付]	実績											推計					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
項目				H18.3.31	H19.3.31	H20.3.31	H21.3.31	H22.3.31	H23.3.31	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	H27.3.31	改定年度	中間目標	—	—	—	—	目標年度
可燃ごみ処理	焼却	直接焼却	[t/年]	33,333	33,662	33,791	32,956	33,670	32,568	31,530	30,614	28,263	28,838	28,785	28,856	28,923	28,987	29,601	29,659	29,708
		選別可燃物	[t/年]	0	1,536	1,367	1,175	1,361	1,404	1,272	1,581	1,682	1,176	1,178	1,169	1,161	1,154	1,145	1,137	1,128
	小計	[t/年]	36,016	35,196	35,196	34,131	35,031	33,972	32,802	32,195	29,945	30,014	29,963	30,025	30,084	30,141	30,746	30,796	30,836	
不燃ごみ処理	ごみ固形燃料化		[t/年]	440	558	550	543	566	579	566	560	520	549	548	549	551	552			
		破碎選別	[t/年]	0	1,536	1,367	1,175	1,361	1,404	1,272	1,581	1,682	1,176	1,178	1,169	1,161	1,154	1,145	1,137	1,128
	選別可燃物	[t/年]	2,623	2,870	2,926	2,710	2,563	2,507	2,549	2,434	2,361	2,546	2,551	2,531	2,514	2,498	2,479	2,461	2,442	
	埋立物	[t/年]	519	599	558	510	514	529	498	542	547	482	483	479	476	473	469	466	462	
小計	[t/年]	3,142	5,005	4,851	4,395	4,438	4,440	4,319	4,557	4,590	4,204	4,212	4,179	4,151	4,125	4,093	4,064	4,032		

再資源化量			[年度] [日付]	実績											推計					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
項目				H18.3.31	H19.3.31	H20.3.31	H21.3.31	H22.3.31	H23.3.31	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	H27.3.31	改定年度	中間目標	—	—	—	—	目標年度
集団回収			[t/年]	2,200	2,337	2,429	2,438	2,278	2,185	1,959	1,862	1,822	1,738	1,737	1,737	1,737	1,737	1,737	1,737	
ストックヤード回収			[t/年]								125	144	148	150	150	150	150	150	150	
古紙回収ボックス			[t/年]											35	35	35	35	35	35	
民間拠点回収			[t/年]										1,213	1,212	1,212	1,212	1,212	1,212	1,212	
ごみ固形燃料(RDF)			[t/年]	225	299	283	284	295	308	292	286	266	274	274	274	275	275			
不燃ごみ破碎選別後の資源物			[t/年]	2,623	2,870	2,926	2,710	2,563	2,507	2,549	2,434	2,361	2,546	2,551	2,531	2,514	2,498	2,479	2,461	2,442
再資源化量合計			[t/年]	5,048	5,506	5,638	5,432	5,136	5,000	4,800	4,707	4,593	5,919	5,959	5,939	5,923	5,907	5,613	5,595	5,576
再資源化量合計(RDF除く)			[t/年]	4,823	5,207	5,355	5,148	4,841	4,692	4,508	4,421	4,327	5,645	5,685	5,665	5,648	5,632	5,613	5,595	5,576
ごみ総排出量			[t/年]	41,799	41,562	41,625	40,576	41,149	39,970	38,591	37,593	35,089	36,542	36,529	36,568	36,609	36,648	36,678	36,707	36,724
再資源化率			[%]	12.1	13.2	13.5	13.4	12.5	12.5	12.4	12.5	13.1	16.2	16.3	16.2	16.2	16.1	15.3	15.2	15.2
再資源化率(RDF除く)			[%]	11.5	12.5	12.9	12.7	11.8	11.7	11.7	11.8	12.3	15.4	15.6	15.5	15.4	15.4	15.3	15.2	15.2

※再資源化率=再資源化量÷ごみ総排出量

最終処分量			[年度] [日付]	実績											推計					
				H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
項目				H18.3.31	H19.3.31	H20.3.31	H21.3.31	H22.3.31	H23.3.31	H24.3.31	H25.3.31	H26.3.31	H27.3.31	改定年度	中間目標	—	—	—	—	目標年度
焼却残渣			[t/年]	5,075	5,939	10,390	5,369	5,494	5,085	4,975	4,578	4,516	4,544	4,536	4,546	4,555	4,563	4,655	4,662	4,668
ごみ固形燃料化後の残渣			[t/年]	0	0	0	0	0	4	4	4	4	2	2	2	2	2	0	0	0
不燃ごみ破碎選別後の埋立物			[t/年]	519	599	558	510	514	529	498	542	547	482	483	479	476	473	469	466	462
最終処分量合計			[t/年]	5,594	6,538	10,948	5,879	6,008	5,618	5,477	5,124	5,067	5,028	5,021	5,027	5,033	5,038	5,124	5,128	5,130
ごみ総排出量			[t/年]	41,799	41,562	41,625	40,576	41,149	39,970	38,591	37,593	35,089	36,542	36,529	36,568	36,609	36,648	36,678	36,707	36,724
最終処分率			[%]	13.4	15.7	26.3	14.5	14.6	14.1	14.2	13.6	14.4	13.8	13.7	13.7	13.7	13.7	14.0	14.0	14.0
覆土量			[t/年]	1,865	2,179	3,649	1,960	2,003	1,873	1,826	1,708	1,689	1,676	1,674	1,676	1,678	1,679	1,708	1,709	1,710
埋め立て量			[t/年]	7,459	8,717	14,597	7,839	8,011	7,491	7,303	6,832	6,756	6,704	6,695	6,703	6,711	6,717	6,832	6,837	6,840

※最終処分率=最終処分量÷ごみ総排出量

※覆土量=最終処分量合計の1/3

3. ごみ排出量 実績及び推計(減量化・再資源化を推進した場合)

項目		[年度] [日付]	実績←										→推計							
			H17 H18.3.31	H18 H19.3.31	H19 H20.3.31	H20 H21.3.31	H21 H22.3.31	H22 H23.3.31	H23 H24.3.31	H24 H25.3.31	H25 H26.3.31	H26 H27.3.31	H27 改定年度	H28 中間目標	H29 —	H30 —	H31 —	H32 —	H33 目標年度	
行政区域内人口		[人]	105,116	104,937	104,253	103,623	102,606	101,745	100,764	99,673	98,917	98,290	96,425	95,554	94,683	93,812	92,941	92,069	91,110	
収集ごみ (生活系)	可燃ごみ	[t/年]	16,287	18,125	15,497	15,104	14,861	14,513	14,490	14,485	12,657	12,922	12,677	12,563	12,448	12,334	12,219	12,105	11,979	
		[t/日]	44.62	49.66	42.46	41.38	40.72	39.76	39.70	39.68	34.68	35.40	34.73	34.42	34.10	33.79	33.48	33.16	32.82	
		[g/人・日]	424.5	473.2	407.3	399.3	396.8	390.8	394.0	398.2	350.6	360.2	360.2	360.2	360.2	360.2	360.2	360.2	360.2	
	不燃ごみ	[t/年]	2,412	1,735	1,303	1,264	1,536	1,524	1,478	1,454	1,473	1,524	1,496	1,482	1,469	1,455	1,442	1,428	1,413	
		[t/日]	6.61	4.75	3.57	3.46	4.21	4.18	4.05	3.98	4.04	4.18	4.10	4.06	4.02	3.99	3.95	3.91	3.87	
		[g/人・日]	62.9	45.3	34.2	33.4	41.0	41.0	40.2	40.0	40.8	42.5	42.5	42.5	42.5	42.5	42.5	42.5	42.5	
	資源ごみ	[t/年]	2,048	2,295	2,239	2,060	1,807	1,707	1,694	1,716	1,544	1,493	1,510	1,542	1,572	1,602	1,632	1,660	1,679	
		[t/日]	5.61	6.29	6.13	5.64	4.95	4.68	4.64	4.70	4.23	4.09	4.14	4.22	4.31	4.39	4.47	4.55	4.60	
		[g/人・日]	53.4	59.9	58.8	54.5	48.2	46.0	46.1	47.2	42.8	41.6	42.9	44.2	45.5	46.8	48.1	49.4	50.5	
	粗大ごみ	[t/年]	296	215	190	201	201	284	270	289	250	212	208	206	204	202	200	198	196	
		[t/日]	0.81	0.59	0.52	0.55	0.55	0.78	0.74	0.79	0.68	0.58	0.57	0.56	0.56	0.55	0.55	0.54	0.54	
		[g/人・日]	7.7	5.6	5.0	5.3	5.4	7.6	7.3	7.9	6.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	
小計	[t/年]	21,043	22,370	19,229	18,629	18,405	18,028	17,932	17,944	15,924	16,151	15,891	15,793	15,693	15,593	15,493	15,391	15,267		
	[t/日]	57.65	61.29	52.68	51.04	50.42	49.39	49.13	49.16	43.63	44.25	43.54	43.27	42.99	42.72	42.45	42.17	41.83		
	[g/人・日]	548.5	584.0	505.3	492.5	491.4	485.4	487.6	493.2	441.1	450.2	451.5	452.8	454.1	455.4	456.7	458.0	459.1		
直接搬入ごみ	生活系	可燃ごみ	[t/年]	—	—	2,369	2,443	4,313	2,974	2,598	2,153	1,785	2,057	2,059	2,059	2,059	2,059	2,059	2,059	
			[t/日]	—	—	6.49	6.69	11.82	8.15	7.12	5.90	4.89	5.64	5.64	5.64	5.64	5.64	5.64	5.64	
			うちストックヤード回収	[t/年]	—	—	—	—	—	—	—	125	144	148	150	150	150	150	150	150
		[t/日]	—	—	—	—	—	—	—	0.34	0.39	0.41	0.41	0.41	0.41	0.41	0.41	0.41	0.41	
		不燃ごみ	[t/年]	—	—	150	148	170	178	190	205	199	102	168	164	164	168	164	164	164
			[t/日]	—	—	0.41	0.41	0.47	0.49	0.52	0.56	0.55	0.28	0.46	0.45	0.45	0.46	0.45	0.45	0.45
			[g/人・日]	—	—	1.5	1.4	1.7	1.8	1.9	2.1	2.0	1.1	1.6	1.5	1.5	1.6	1.5	1.5	1.5
		資源ごみ	[t/年]	—	—	255	244	197	198	217	241	352	210	212	212	212	212	212	212	212
			[t/日]	—	—	0.70	0.67	0.54	0.54	0.59	0.66	0.96	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58
			[g/人・日]	—	—	2.3	2.2	1.7	1.7	2.0	2.4	3.5	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
		粗大ごみ	[t/年]	—	—	0	22	22	33	35	40	33	30	29	29	29	29	29	29	29
			[t/日]	—	—	0.00	0.06	0.06	0.09	0.10	0.11	0.09	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
	[g/人・日]		—	—	0.0	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
	計	[t/年]	—	—	2,774	2,857	4,702	3,383	3,040	2,639	2,369	2,399	2,468	2,464	2,464	2,468	2,464	2,464	2,464	
		[t/日]	—	—	7.60	7.83	12.88	9.27	8.33	7.23	6.49	6.57	6.76	6.75	6.75	6.76	6.75	6.75	6.75	
		[g/人・日]	—	—	26.1	26.5	44.1	31.1	27.7	24.7	21.8	22.0	22.1	22.1	22.1	22.1	22.1	22.1	22.1	
	事業系	可燃ごみ	[t/年]	17,486	16,095	16,475	15,952	15,062	15,660	15,008	14,536	14,341	14,408	14,155	13,903	13,651	13,399	13,147	12,895	12,655
			[t/日]	47.91	44.10	45.14	43.70	41.27	42.90	41.12	39.82	39.29	39.47	38.78	38.09	37.40	36.71	36.02	35.33	34.67
			[g/人・日]	165.4	153.1	156.1	152.4	145.3	147.8	143.8	140.1	138.1	137.5	136.5	135.5	134.5	133.5	132.5	131.5	130.5
		不燃ごみ	[t/年]	628	352	251	253	303	310	280	257	286	288	285	281	277	274	270	266	256
			[t/日]	1.72	0.96	0.69	0.69	0.83	0.85	0.77	0.70	0.78	0.79	0.78	0.77	0.76	0.75	0.74	0.73	0.70
			[g/人・日]	6.0	3.2	2.3	2.3	2.8	2.9	2.6	2.4	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.6
		資源ごみ	[t/年]	442	408	432	406	358	347	321	304	299	302	299	296	292	288	285	281	288
			[t/日]	1.21	1.12	1.18	1.11	0.98	0.95	0.88	0.83	0.82	0.83	0.82	0.81	0.80	0.79	0.78	0.77	0.79
[g/人・日]			41.4	38.1	40.4	38.1	33.3	32.4	30.3	28.8	28.2	28.2	28.1	27.9	27.7	27.6	27.5	27.4	27.4	
粗大ごみ		[t/年]	—	—	35	41	41	57	51	51	48	43	44	44	40	40	37	37	40	
		[t/日]	—	—	0.10	0.11	0.11	0.16	0.14	0.14	0.13	0.12	0.12	0.12	0.11	0.11	0.10	0.10	0.11	
		[g/人・日]	—	—	0.3	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	
計	[t/年]	18,556	16,855	17,193	16,652	15,764	16,374	15,660	15,148	14,974	15,041	14,783	14,524	14,260	14,001	13,739	13,479	13,239		
	[t/日]	50.84	46.18	47.10	45.62	43.19	44.86	42.90	41.50	41.02	41.21	40.50	39.79	39.07	38.36	37.64	36.93	36.27		
	[g/人・日]	176.9	157.1	161.8	158.1	148.1	151.1	146.1	143.1	142.1	142.1	141.1	140.1	139.1	138.1	137.1	136.1	135.1		
小計	[t/年]	18,556	16,855	19,967	19,509	20,466	19,757	18,700	17,787	17,343	17,440	17,251	16,988	16,724	16,469	16,203	15,943	15,703		
	[t/日]	50.84	46.18	54.70	53.45	56.07	54.13	51.23	48.73	47.52	47.78	47.78	47.26	46.54	45.82	45.12	44.39	43.68		
	[g/人・日]	176.9	157.1	186.1	182.1	191.1	186.1	176.1	171.1	168.1	168.1	167.1	166.1	165.1	164.1	163.1	162.1	161.1		
合計	可燃ごみ	[t/年]	33,773	34,220	34,341	33,499	34,236	33,147	32,096	31,174	28,783	29,387	28,891	28,525	28,158	27,792	27,425	27,059	26,693	
		[t/日]	92.53	93.75	94.08	91.78	93.80	90.81	87.93	85.41	78.86	80.51	79.15	78.15	77.15	76.14	75.14	74.13	73.13	
		[g/人・日]	318.1	321.1	321.1	313.1	321.1	308.1	298.1	291.1	278.1	281.1	279.1	277.1	275.1	273.1	271.1	269.1	267.1	
	不燃ごみ	[t/年]	3,040	2,087	1,704	1,665	2,009	2,012	1,948	1,916	1,958	1,914	1,949	1,927	1,910	1,897	1,876	1,858	1,833	
		[t/日]	8.33	5.72	4.67	4.56	5.50	5.51	5.34	5.25	5.36	5.24	5.34	5.28	5.23	5.20	5.14	5.09	5.02	
		[g/人・日]	28.4	19.1	15.6	15.3	18.4	18.4	17.8	17.5	17.8	17.5	17.6	17.5	17.4	17.3	17.2	17.1	17.0	
資源ごみ	[t/年]	2,490	2,703	2,926	2,710	2,362	2,252	2,232	2,261	2,195	2,005	2,021	2,050	2,076	2,102	2,129	2,153	2,179		
	[t/日]	6.82	7.41	8.02	7.42	6.47	6.17	6.12	6.19	6.01	5.49	5.54	5.62	5.69	5.76	5.83	5.90	5.97		
	[g/人・日]	23.3	25.1	27.0	24.7	22.1	21.1	21.0	21.1	20.5	19.4	19.5	19.6	19.7	19.8	19.9	20.0	20.1		
粗大ごみ	[t/年]	296	215	225	264	264	374	356	380	331	285	281	279	273	271	266	264	265		
	[t/日]	0.81	0.59	0.62	0.72	0.72	1.02	0.98	1.04	0.91	0.78	0.77	0.76	0.75	0.74	0.73	0.72	0.73		
	[g/人・日]	2.7	2.0	2.1	2.5	2.5	3.5	3.3	3.5	3.0	2.6	2.6	2.6	2.6</						

4. ごみ処理量 実績及び推計(減量化・再資源化を推進した場合)

処理内訳

項目	[年度] [日付]	実績←										→推計							
		H17 H18.3.31	H18 H19.3.31	H19 H20.3.31	H20 H21.3.31	H21 H22.3.31	H22 H23.3.31	H23 H24.3.31	H24 H25.3.31	H25 H26.3.31	H26 H27.3.31	H27 改定年度	H28 中間目標	H29 —	H30 —	H31 —	H32 —	H33 目標年度	
可燃ごみ処理	焼却	[t/年]	33,333	33,662	33,791	32,956	33,670	32,568	31,530	30,614	28,263	28,838	28,351	27,992	27,632	27,273	27,425	27,059	26,693
	直接焼却	[t/年]																	
	選別可燃物	[t/年]	0	1,536	1,367	1,175	1,361	1,404	1,272	1,581	1,682	1,176	1,189	1,191	1,191	1,194	1,195	1,196	1,196
	小計	[t/年]	36,016	35,196	35,196	34,131	35,031	33,972	32,802	32,195	29,945	30,014	29,540	29,183	28,823	28,467	28,620	28,255	27,889
不燃ごみ処理	古紙類選別	[t/年]																	60
	ごみ固形燃料化	[t/年]	440	558	550	543	566	579	566	560	520	549	540	533	526	519			
	破碎選別	[t/年]	0	1,536	1,367	1,175	1,361	1,404	1,272	1,581	1,682	1,176	1,189	1,191	1,191	1,194	1,195	1,196	1,196
	資源化物	[t/年]	2,623	2,870	2,926	2,710	2,563	2,507	2,549	2,434	2,361	2,546	2,574	2,577	2,579	2,586	2,587	2,589	2,590
埋立物	[t/年]	519	599	558	510	514	529	498	542	547	482	488	488	489	490	489	490	491	
小計	[t/年]	3,142	5,005	4,851	4,395	4,438	4,440	4,319	4,557	4,590	4,204	4,251	4,256	4,259	4,270	4,271	4,275	4,277	

再資源化量

項目	[年度] [日付]	実績←										→推計						
		H17 H18.3.31	H18 H19.3.31	H19 H20.3.31	H20 H21.3.31	H21 H22.3.31	H22 H23.3.31	H23 H24.3.31	H24 H25.3.31	H25 H26.3.31	H26 H27.3.31	H27 改定年度	H28 中間目標	H29 —	H30 —	H31 —	H32 —	H33 目標年度
集団回収	[t/年]	2,200	2,337	2,429	2,438	2,278	2,185	1,959	1,862	1,822	1,738	1,737	1,737	1,737	1,737	1,737	1,737	1,737
ストックヤード回収	[t/年]								125	144	148							
古紙回収ボックス	[t/年]											35	35	35	35	35	35	35
民間拠点回収	[t/年]											1,213	1,272	1,331	1,390	1,449	1,508	1,567
ごみ固形燃料(RDF)	[t/年]	225	299	283	284	295	308	292	286	266	274	270	266	263	259			
家庭系収集もやすごみの古紙類選別	[t/年]																	60
不燃ごみ破碎選別後の資源物	[t/年]	2,623	2,870	2,926	2,710	2,563	2,507	2,549	2,434	2,361	2,546	2,574	2,577	2,579	2,586	2,587	2,589	2,590
その他プラスチック類の再資源化	[t/年]																	667
再資源化量合計	[t/年]	5,048	5,506	5,638	5,432	5,136	5,000	4,800	4,707	4,593	5,919	6,038	6,096	6,154	6,216	6,017	6,078	6,912
再資源化量合計(RDF除く)	[t/年]	4,823	5,207	5,355	5,148	4,841	4,692	4,508	4,421	4,327	5,645	5,768	5,830	5,891	5,957	6,017	6,078	6,912
ごみ総排出量	[t/年]	41,799	41,562	41,625	40,576	41,149	39,970	38,591	37,593	35,089	36,542	36,186	35,884	35,579	35,283	34,976	34,673	34,370
再資源化率	[%]	12.1	13.2	13.5	13.4	12.5	12.5	12.4	12.5	13.1	16.2	16.7	17.0	17.3	17.6	17.2	17.5	20.1
再資源化率(RDF除く)	[%]	11.5	12.5	12.9	12.7	11.8	11.7	11.7	11.8	12.3	15.4	15.9	16.2	16.6	16.9	17.2	17.5	20.1

※再資源化率=再資源化量÷ごみ総排出量

最終処分量

項目	[年度] [日付]	実績←										→推計						
		H17 H18.3.31	H18 H19.3.31	H19 H20.3.31	H20 H21.3.31	H21 H22.3.31	H22 H23.3.31	H23 H24.3.31	H24 H25.3.31	H25 H26.3.31	H26 H27.3.31	H27 改定年度	H28 中間目標	H29 —	H30 —	H31 —	H32 —	H33 目標年度
焼却残渣	[t/年]	5,075	5,939	10,390	5,369	5,494	5,085	4,975	4,578	4,516	4,544	4,472	4,418	4,364	4,310	4,333	4,278	4,222
ごみ固形燃料化後の残渣	[t/年]	0	0	0	0	0	4	4	4	4	2	2	2	2	2	0	0	0
不燃ごみ破碎選別後の埋立物	[t/年]	519	599	558	510	514	529	498	542	547	482	488	488	489	490	489	490	491
最終処分量合計	[t/年]	5,594	6,538	10,948	5,879	6,008	5,618	5,477	5,124	5,067	5,028	4,962	4,908	4,855	4,802	4,822	4,768	4,713
ごみ総排出量	[t/年]	41,799	41,562	41,625	40,576	41,149	39,970	38,591	37,593	35,089	36,542	36,186	35,884	35,579	35,283	34,976	34,673	34,370
最終処分率	[%]	13.4	15.7	26.3	14.5	14.6	14.1	14.2	13.6	14.4	13.8	13.7	13.7	13.6	13.6	13.8	13.8	13.7
覆土量	[t/年]	1,865	2,179	3,649	1,960	2,003	1,873	1,826	1,708	1,689	1,676	1,654	1,636	1,618	1,601	1,607	1,589	1,571
埋め立て量	[t/年]	7,459	8,717	14,597	7,839	8,011	7,491	7,303	6,832	6,756	6,704	6,616	6,544	6,473	6,403	6,429	6,357	6,284

※最終処分率=最終処分量÷ごみ総排出量

※覆土量=最終処分量合計の1/3

5. 生活排水処理形態別人口、し尿及び浄化槽汚泥量

生活排水処理形態別人口

項目	[年度] [日付]	実績←											→推計						
		H17 H18.3.31	H18 H19.3.31	H19 H20.3.31	H20 H21.3.31	H21 H22.3.31	H22 H23.3.31	H23 H24.3.31	H24 H25.3.31	H25 H26.3.31	H26 H27.3.31	H27 改定年度	H28 中間目標	H29 —	H30 —	H31 —	H32 —	H33 目標年度	
行政区域内人口	[人]	105,116	104,937	104,253	103,623	102,606	101,745	100,764	99,673	98,917	98,290	96,425	95,554	94,683	93,812	92,941	92,069	91,110	
計画処理区域内人口	[人]	105,116	104,937	104,253	103,623	102,606	101,745	100,764	99,673	98,917	98,290	96,425	95,554	94,683	93,812	92,941	92,069	91,110	
水洗化・生活雑排水処理人口	[人]	44,524	44,550	46,586	51,181	53,121	57,559	56,247	57,520	60,532	61,909	63,266	64,843	66,445	68,042	69,629	71,147	72,651	
	合併処理浄化槽人口	[人]	22,664	21,757	21,556	24,327	24,824	28,010	25,432	25,626	27,561	27,784	27,838	28,148	28,452	28,751	29,041	29,320	29,557
	下水道人口	[人]	20,418	21,459	23,665	25,575	26,942	28,183	29,489	30,573	31,508	32,521	33,873	35,144	36,446	37,748	39,049	40,351	41,623
	集落排水施設人口	[人]	1,442	1,334	1,365	1,279	1,355	1,366	1,326	1,321	1,463	1,604	1,555	1,551	1,547	1,543	1,539	1,476	1,471
	単独処理浄化槽人口	[人]	27,185	27,698	26,885	23,352	22,075	18,272	20,391	19,496	16,984	16,047	14,626	13,546	12,455	11,367	10,282	9,228	8,142
	非水洗化人口	[人]	33,407	32,689	30,782	29,090	27,410	25,914	24,126	22,657	21,401	20,334	18,533	17,165	15,783	14,403	13,030	11,694	10,317
し尿収集人口	[人]	31,115	30,643	28,900	27,331	25,752	24,398	22,810	21,527	20,350	19,465	17,741	16,432	15,108	13,788	12,472	11,194	9,876	
	自家処理人口	[人]	2,292	2,046	1,882	1,759	1,658	1,516	1,316	1,130	1,051	869	792	733	675	615	558	500	441
計画処理区域外人口	[人]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
生活排水処理率	[%]	42.4	42.5	44.7	49.4	51.8	56.6	55.8	57.7	61.2	63.0	65.6	67.9	70.2	72.5	74.9	77.3	79.7	

し尿及び浄化槽汚泥量

項目	[年度] [日付]	実績←											→推計							
		H17 H18.3.31	H18 H19.3.31	H19 H20.3.31	H20 H21.3.31	H21 H22.3.31	H22 H23.3.31	H23 H24.3.31	H24 H25.3.31	H25 H26.3.31	H26 H27.3.31	H27 改定年度	H28 中間目標	H29 —	H30 —	H31 —	H32 —	H33 目標年度		
年間量	し尿量	[KL/年]	22,866	22,356	21,538	20,516	19,060	18,546	17,804	16,883	15,892	15,039	13,987	13,075	12,077	11,122	10,106	9,111	8,111	
	浄化槽汚泥量	[KL/年]	36,710	37,595	38,005	37,816	38,502	37,739	38,854	38,558	38,283	37,349	37,553	37,287	36,935	36,605	36,241	35,752	35,281	
		合併処理浄化槽	[KL/年]	23,494	23,427	23,919	26,017	27,092	28,831	28,127	28,341	28,139	27,452	28,958	29,178	29,389	29,593	29,786	29,858	29,991
		単独処理浄化槽	[KL/年]	13,216	14,168	14,086	11,799	11,410	8,908	10,727	10,217	10,144	9,897	8,595	8,109	7,546	7,012	6,455	5,894	5,290
	集落排水施設汚泥量	[KL/年]	180	185	190	190	190	200	200	190	198	209	221	221	220	220	219	210	215	
合計	[KL/年]	59,756	60,136	59,733	58,522	57,752	56,485	56,858	55,631	54,373	52,597	51,761	50,583	49,232	47,947	46,566	45,073	43,607		
一日量	し尿量	[KL/日]	62.65	61.25	59.01	56.21	52.22	50.81	48.78	46.25	43.54	41.2	38.32	35.82	33.09	30.47	27.69	24.96	22.22	
	浄化槽汚泥量	[KL/日]	100.58	103	104.12	103.61	105.48	103.4	106.45	105.64	104.88	102.33	102.89	102.16	101.2	100.29	99.3	97.95	96.66	
		合併処理浄化槽	[KL/日]	64.37	64.18	65.53	71.28	74.22	78.99	77.06	77.65	77.09	75.21	79.34	79.94	80.52	81.08	81.61	81.8	82.17
		単独処理浄化槽	[KL/日]	36.21	38.82	38.59	32.33	31.26	24.41	29.39	27.99	27.79	27.12	23.55	22.22	20.68	19.21	17.69	16.15	14.49
	集落排水施設汚泥量	[KL/日]	0.49	0.51	0.52	0.52	0.52	0.55	0.55	0.52	0.54	0.57	0.61	0.6	0.6	0.6	0.6	0.58	0.59	
合計	[KL/日]	163.72	164.76	163.65	160.34	158.22	154.76	155.78	152.41	148.96	144.10	141.82	138.58	134.89	131.36	127.59	123.49	119.47		
原単位	し尿量	[L/人日]	2.01	2.00	2.04	2.06	2.03	2.08	2.14	2.15	2.14	2.12	2.16	2.18	2.19	2.21	2.22	2.23	2.25	
	合併処理浄化槽汚泥	[L/人日]	2.84	2.95	3.04	2.93	2.99	2.82	3.03	3.03	2.80	2.71	2.85	2.84	2.83	2.82	2.81	2.79	2.78	
	単独処理浄化槽汚泥	[L/人日]	1.33	1.40	1.44	1.38	1.42	1.34	1.44	1.44	1.64	1.69	1.61	1.64	1.66	1.69	1.72	1.75	1.78	
	集落排水施設汚泥量	[L/人日]	0.34	0.38	0.38	0.41	0.38	0.40	0.41	0.39	0.37	0.36	0.39	0.39	0.39	0.39	0.39	0.39	0.40	

6. 浄化槽、下水道、集落排水施設の整備実績及び計画(1/2)

実績 ← 計画

項目			[年度]	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33		
浄化槽 整備状況	個人設置	設置基数	[基]	285	290	227	181	158	167	133	155	131	116	170	170	170	170	168	167	165		
		処理人口	[人]	999	917	725	565	516	509	420	529	456	392	542	542	542	542	542	537	532	526	
	市設置 小型浄化槽設置整備	設置基数	[基]	58	56	39	34	17	23	16	13	14	10	25	25	25	25	25	25	25	24	
		処理人口	[人]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	39	19	19	19	19	19	18	
下水道 整備状況	三原地区	全体計画面積	[ha]	1,605.8	1,836.3	1,839.5	1,839.5	1,839.5	1,839.5	1,839.5	1,839.5	1,839.5	1,549.4	1,549.4	1,549.4	1,549.4	1,549.4	1,549.4	1,549.4	1,549.4		
		認可面積	[ha]	647.3	618.4	695.9	695.9	830.8	830.8	830.8	830.8	830.8	830.8	838.8	838.8	838.8	838.8	838.8	838.8	838.8	—	—
		整備面積	[ha]	442.7	491.7	558.5	597.5	623.5	646.0	665.9	675.4	695.7	714.2	747.7	770.5	793.3	816.1	838.8	838.8	903.4	968.0	
		供用開始面積	[ha]	363.6	396.2	417.7	455.1	505.2	540.0	555.2	577.0	604.0	631.7	747.4	770.5	793.3	816.1	838.8	838.8	903.4	968.0	
		全体計画人口	[人]	64,370	69,600	69,600	69,600	69,600	69,600	69,600	69,600	69,600	69,600	69,600	57,970	57,970	57,970	57,970	57,970	57,970	57,970	
		処理区域内人口	[人]	28,740	26,850	32,340	32,340	41,050	41,050	41,050	41,050	41,050	41,050	35,990	35,990	35,990	35,990	35,990	35,990	35,990	—	—
		整備率	[%]	67.6%	81.0%	69.9%	76.2%	64.8%	69.5%	71.7%	76.0%	78.6%	92.9%	97.2%	101.4%	105.7%	109.9%	114.2%	—	—	—	
		供用開始人口	[人]	19,431	21,759	22,611	24,629	26,605	28,512	29,445	31,192	32,254	33,433	34,967	36,501	38,035	39,569	41,103	42,637	44,171	—	
		水洗化人口	[人]	16,191	17,607	18,858	20,247	21,576	22,816	24,049	24,956	25,840	26,694	27,974	29,201	30,428	31,655	32,882	34,110	35,337	—	
		水洗化率	[%]	83.3%	80.9%	83.4%	82.2%	81.1%	80.0%	81.7%	80.0%	80.1%	79.8%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	
	本郷地区	全体計画面積	[ha]	1,104.9	1,289.1	1,301.3	1,301.3	1,301.3	1,301.3	1,301.3	1,301.3	1,301.3	1,209.3	1,209.3	1,209.3	1,209.3	1,209.3	1,209.3	1,209.3	1,209.3	1,209.3	
		認可面積	[ha]	728.0	728.0	829.5	829.5	750.1	750.1	750.1	750.1	750.1	727.9	727.9	727.9	727.9	727.9	727.9	727.9	727.9	—	—
		整備面積	[ha]	461.0	503.7	581.4	588.1	592.7	600.7	602.2	603.0	605.8	607.2	645.6	666.2	686.8	707.4	727.9	727.9	771.7	815.4	
		供用開始面積	[ha]	448.6	469.9	509.7	522.4	522.8	523.1	523.5	524.7	526.1	527.9	645.6	666.2	686.8	707.4	727.9	727.9	771.7	815.4	
		全体計画人口	[人]	8,790	9,600	9,710	9,710	9,710	9,710	9,710	9,710	9,710	7,590	7,590	7,590	7,590	7,590	7,590	7,590	7,590	7,590	
		処理区域内人口	[人]	7,460	7,460	7,940	7,940	7,940	7,940	7,940	7,940	7,940	7,020	7,020	7,020	7,020	7,020	7,020	7,020	7,020	—	—
		整備率	[%]	50.9%	55.3%	66.2%	70.7%	70.9%	71.3%	71.5%	74.1%	74.9%	87.3%	88.6%	89.9%	91.2%	92.5%	93.8%	—	—	—	
		供用開始人口	[人]	3,799	4,126	5,260	5,611	5,629	5,661	5,675	5,881	5,951	6,125	6,217	6,309	6,401	6,493	6,585	6,677	6,769	—	
		水洗化人口	[人]	3,265	3,061	3,867	4,410	4,477	4,510	4,544	4,727	4,797	4,976	5,048	5,123	5,198	5,272	5,347	5,422	5,496	—	
		水洗化率	[%]	85.9%	74.2%	73.5%	78.6%	79.5%	79.7%	80.1%	80.4%	80.6%	81.2%	81.2%	81.2%	81.2%	81.2%	81.2%	81.2%	81.2%	81.2%	
	和木地区 (特環)	全体計画面積	[ha]	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	
		認可面積	[ha]	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	
		整備面積	[ha]	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	
		供用開始面積	[ha]	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0	
		全体計画人口	[人]	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
		処理区域内人口	[人]	1,081	1,065	1,047	1,021	982	963	949	945	940	919	900	900	900	900	900	900	870	870	
		整備率	[%]	90.4%	90.6%	90.4%	89.0%	90.3%	92.5%	94.4%	94.2%	92.7%	92.6%	94.6%	91.1%	91.1%	91.1%	91.1%	91.1%	91.1%	94.3%	90.8%
		供用開始人口	[人]	977	965	947	909	887	891	896	890	871	851	851	820	820	820	820	820	820	820	
水洗化人口		[人]	977	965	947	909	887	891	896	890	871	851	851	820	820	820	820	820	820	820		
水洗化率		[%]	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		

※整備率=供用開始人口/整備率、水洗化率=水洗化人口/供用開始人口

※浄化槽の設置基数及び処理人口について、H30までは事業計画に基づき、H31以降は行政区域内人口の推移に合わせて減少するものとした。

※下水道の面積、人口については、市資料に基づいて整理した。

6. 浄化槽、下水道、集落排水施設の整備実績及び計画(2/2)

実績 ← 計画

項目		[年度]	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33			
集落排水 整備状況	下徳良地区 (農業集落排水)	全体計画面積	[ha]	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8		
		認可面積	[ha]	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	
		整備面積	[ha]	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	
		供用開始面積	[ha]	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	
		全体計画人口	[人]	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	
		処理区域内人口	[人]	903	890	918	901	946	946	941	896	896	857	840	840	840	840	840	840	840	810	810
		整備率	[%]	89.6%	96.2%	99.1%	99.6%	93.4%	91.1%	88.2%	92.5%	94.4%	95.9%	95.2%	95.2%	95.2%	95.2%	95.2%	95.2%	95.1%	95.1%	
		供用開始人口	[人]	809	856	910	897	884	862	830	829	846	822	800	800	800	800	800	800	770	770	
	水洗化人口	[人]	809	856	910	897	884	862	830	829	846	822	800	800	800	800	800	800	770	770		
	水洗化率	[%]	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
	萩原地区 (農業集落排水)	全体計画面積	[ha]	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	
		認可面積	[ha]	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	
		整備面積	[ha]	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	
		供用開始面積	[ha]	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	
全体計画人口		[人]	710	710	710	710	710	710	710	710	710	710	710	710	710	710	710	710	710	710		
処理区域内人口		[人]	464	455	455	455	450	446	428	425	429	422	400	400	400	400	400	400	400	370	370	
整備率		[%]	84.9%	84.6%	83.7%	79.8%	80.7%	80.3%	80.8%	80.2%	82.5%	82.7%	82.5%	82.5%	82.5%	82.5%	82.5%	82.5%	81.1%	81.1%		
供用開始人口		[人]	394	385	381	363	363	358	346	341	354	349	330	330	330	330	330	330	300	300		
水洗化人口	[人]	394	385	381	363	363	358	346	341	354	349	330	330	330	330	330	330	300	300			
水洗化率	[%]	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
能地地区 (漁業集落排水)	全体計画面積	[ha]	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8		
	認可面積	[ha]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	整備面積	[ha]	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	6.5	6.6	6.6	11.6	11.6	11.6	11.6	11.6	11.6			
	供用開始面積	[ha]	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	6.5	6.6	6.6	11.6	11.6	11.6	11.6	11.6	11.6			
	全体計画人口	[人]	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900		
	処理区域内人口	[人]	862	862	862	862	862	862	862	862	874	863	—	—	—	—	—	—	—	—		
	整備率	[%]	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—	—	—	—	—	—		
	供用開始人口	[人]	862	862	862	862	862	862	862	862	874	863	—	—	—	—	—	—	—	—		
水洗化人口	[人]	297	345	368	391	405	417	427	427	433	433	425	421	417	413	409	406	401				
水洗化率	[%]	34.5%	40.0%	42.7%	45.4%	47.0%	48.4%	49.5%	49.5%	50.2%	—	—	—	—	—	—	—	—	—			

※整備率=供用開始人口/処理区域内人口、水洗化率=水洗化人口/供用開始人口

※農業集落排水は、市資料に基づいて整理した。

※漁業集落排水は、実績値がH26のみしか把握できていないため、H27以降は行政区内人口の推移に合わせて減少するものとした。